

334-161

八木 樊二 郎 著

偉人との修養

東京 嵩山房 藏版

明治  
45. 1. 13  
内装

世界地理 西洋史 動物

序

今の世の一大缺點は、師なきこと也。斯く曰はゞ、人或は曰はん、上は大  
學より、下は小學にいたるまで、天下到る處に學校ありて師たる者甚だ多  
きにあらずやと。されど、其師たるや、文字の師也、知識の師也、藝能の  
師也。人物の師にはあらざる也。師も學校にある間だけ也。學校を出づれ  
ば、全く師なし。人々匹夫の心を以て自からはとし、向上的精神なく、上  
下唯利のみ惟れ圖る。見渡す限り短草荒々、荆棘路に當り、大木なく、喬  
木なく、棟梁の材、竟に求むべからず。國は小人國となり果てんとす。慨  
歎に堪ふべけんや。

老木故國を知ると云へり。神社に詣で、寺院に詣づる毎に、吾人の難有  
く感ずるは、老木あること也。老木なき社寺は、如何に輪奐宏壯なりとも、  
何となく難有味が少なき心地す。國に人物あるは、山に巨木あるが如し。  
山林濫伐の結果、洪水起り、人物拂底の結果、國家衰弱す。人物を離れて

事業なく、國家なし。山には殖林せざるべからず。國家は人物を養成せざるべからず。近時一方に修養を説くもの少なしとせず。されど、修養は人物と相待つ。偉人を崇拜せずして、豈に眞の修養あらんや。修養とは人物をみがき上ぐるこゝ也。學問のみありて修養なきは器械也。人間にあらざる也。修養を説いて偉人を説かざるは、所謂佛造つて魂を入れざる也。我友八木柴三郎君、偉人と修養を著し、偉人の何たるかを説き、偉人の實例を示して世の修養に資せんとす。今の世の一大缺點に對して、一服の清涼劑たらずんばあらず。古人曰く、聖を希うて賢、賢を希うて凡と。國民この書によりて反省すれば幸也。反省せずには、うかくと師なくして進みゆかば、日本國の前途は、嗚呼危い哉。

箱根山中にて  
大町桂月

### 凡例

- 一 今時修養の書は世間甚だ多し、然るに予輩此際の方にて本書を著はすは殆んど蛇足に類せり、去れ共世上の修養書は概して教訓を主とし、又格言の敷衍を殊とす、是等の點皆な不可なしと雖も予に於ては聊か物足らぬ心地せり、何となれば金言、格言は良藥に似て病者に益われ共、健者は得る所乏しければなり、而して健者の要する所は滋味に在り、醇酒に在り、清水に在り、是等の品素より一様ならざる可きも偉人の事蹟を味ふが如きは確に其一に類して益あるを信すればなり、故に予は本邦の偉人六十名を選んで其傳を叙せり、蓋し過去二千五百年間の偉人は此數人に止らずと雖も各時代の代表者として諸方面より求むれば是等の人物は必ず脱す可からざる偉蹟を存す、之れ予の本書に列擧せし所以なり。
- 一 本書は初め近古以來の偉人を多く叙せんと欲せしも紙數の制限上皆な省略せり、是等は他日續編を出す際に網羅す可し。
- 一 人物傳は古今となく、生死、事蹟等に異同あり、是等は一々考證の餘暇なきを以て皆な正しと認むる原本に據て記述せり、而も尙ほ誤謬あれば大方の示教を得て其改訂を圖る可し。
- 一 本書は二篇迄を口語體とし、第三篇の人物傳に入りて普通の文章體とせしは其簡潔を主し、且

つ文章上語勢ありて閱讀の際多少の興味を加ふるならんと信せしによれり、然れ共其文の拙劣なるは恐らく看者の満足を得ること能はざる可し幸に寛恕を賜へ。

明治四十四年十二月

八木子直識

# 偉人と修養目次

## 緒言

### 第一篇 總論

第一章	偉人とは何ぞや	四
第二章	偉人の種類	五
第三章	偉人と奇人の別(甲)島の勘十郎(乙)志道軒	八
第四章	偉人の輩出と時勢の關係	一〇
第五章	偉人崇拜の程度	一四
第六章	偉人の社會に及ぼす効果	一七
第七章	偉人の度量(甲)楚項羽(乙)上杉謙信	一九
第八章	偉人の修養と常識	二一
日次		二四

(甲) 太田道灌

(乙) 細川三齋

第九章 偉人の生活

三四

第十章 偉人は社會階級の外に立てり

三七

(甲) 晋桓温

(乙) 排人一茶

第十一章 偉人と親子及び妻妾との關係

四一

第十二章 偉人と子孫

四四

第十三章 偉人と模範人物

四六

第十四章 偉人と嗜好

四八

附 北野の大茶會

第十五章 偉人の着眼點

五四

第二篇 偉人歴史

五六

第一章 時代と偉人

五七

第一節 上世の社會と偉人

五七

(イ) 草昧時代

(ロ) 敬神時代

第二節 中世の社會と偉人

六一

(イ) 信佛時代

(ロ) 北伐及び文教時代

第三節 近古の社會と偉人

六七

○ 武家專横時代

第二章 偉人と地方別

七四

第三篇 偉人傳

八二

一 神武天皇

八三

二 崇神天皇

八七

三 日本武尊

九一

四 神功皇后

九四

五 武内宿禰

九九

六 聖德太子

一〇三

七 島佛師

一〇六

八 天智天皇.....一〇九

九 藤原鎌足.....一一五

一〇 彰工春日.....一一八

一一 吉備真備.....一二〇

一二 和氣清廣.....一二四

一三 僧行基.....一二七

一四 桓武天皇.....一二九

一五 坂上田村麿.....一三五

一六 僧最澄.....一三九

一七 僧空海.....一四四

一八 高岳親王.....一四九

一九 小野篁.....一五一

二〇 紀夏井.....一五四

二一 宇多天皇.....一五六

二二 巨勢金剛.....一五九

二三 菅原道真.....一六〇

二四 紀貫之.....一六七

二五 小野道風.....一六九

二六 清少納言.....一七二

二七 丹波雅忠.....一七五

二八 大江匡房.....一七六

二九 源義家.....一七九

三〇 源為朝.....一八五

三一 袈裟女.....一九〇

三二 鳥羽僧正.....一九四

三三 平重盛.....一九六

三四 僧四行.....二〇四

三五 源 慶.....二〇八

三六 清原賴業.....二一〇

三七 源義經.....二一一

三八 源賴朝.....二一八

三九 北條泰時.....二二七

四〇 僧日蓮.....二三〇

四一 北條時宗.....二三三

四二 楠正成.....二三八

四三 後藤祐榮.....二四二

目次.....五

四四 僧雲舟	二四三
四五 武田信玄	二四六
四六 上杉謙信	二五一
四七 織田信長	二五七
四八 豊臣秀吉	二六五
四九 徳川家康	二七四
五〇 山田長政	二七九
五一 佐倉宗晋	二八八
五二 伊能忠敬	二九三
五三 藤田東湖	二九七
五四 四郷隆盛	三〇五
五五 木戸孝允	三一三
五六 大久保利通	三二〇
五七 橋本左内	三二七
五八 坂本龍馬	三三〇
五九 菊池容齋	三三四
六〇 勝安房	三三六
以上六十人	終り

# 偉人と修養

八木奘三郎著

## 緒言

駿州の人、石野雲嶺が富嶽を詠じた詩に曰く。

鐘得秀靈氣。築成東海灣。  
 天工盡于此。不復出名山。

と、此詩は實に名句であるが、彼の富士山を見れば、千嶽、萬峰の間に屹立して、玲瓏、秀絶、高く雲漢の表に聳ゆる様は、宛然聖明の天子が朝堂に立て、百官、卿相の上に臨むが如く、威儀あり、寛容ありて、如何にも尊とく、奥床しき威ヒが生じる、又萬葉集の歌に。

大海に島もあらずに海原の

たゆたふ波に立てる白雲。

と云ふ句があるが、是は煙波、漂渺として、一望際なく、水天翳翳の間に、唯だ白雲の生ずるのみを見る、其濶大の状を詠たもので、如何にも海洋の浩々たる状勢が想ひ浮べる、而して此蒼海

の茫々として清澄なるは、宛も世界の大國が億兆の民衆を包容して、靜平の治を保てる様に似て居る、夫れで世の偉人、又は俊傑の士と稱せらるゝ人々は、彼の富嶽の高く秀で、蒼海の深くして大なる様なもので、其人格、功業、識見等は凡て千萬人中に傑出して居る、故に重んず可く、仰ぐ可く、尊む可く敬す可きは無論であるが、此偉人なるものは宛も高山の巔に秀づる孤松の如く、又群叢中に馨れる旂檀の如く、其他深溪中に潜める寶珠の如く、海底に生ずる珊瑚の如く、其位置と境遇とを異にして居るから、賢君の大才を求むるが如く、英俊の世上を遠觀するが如く、治く探り、博く見ないと、常に單一の人物のみが眼に就て、其他を逸する恐れがある、彼の普通に所謂偉人傳なるものは概して此弊を免れなひ、次に舊來の偉人觀には大略二つの相違があつて、其一は欠點をも庇護して善なりとし、他の一は美點をも非難して人格を下げんとして居るが、後者は主として學者の説に多く、前者は大抵崇拜者の筆に成つて居る、併し二者俱に誤つて居るから、中正の見を持つるものは善を善とし、惡を惡として併せ記せねばならぬ、左れども修養上に要する偉人觀は又一種異らざるを得ず、并は普通の人物傳として之を讀み、之を解するにはあらずして、其工夫、鍛練の點を移して自己の修養に供すること、恰も飲食物を咀嚼して自身の滋養を助くると一樣であるから不必要の事柄を知るには及ばぬのである、而して此目的上より

筆を執れる人は世間甚だ多からず、之れ予の本篇を弔して博く世人に示す所以である、蓋し偉人は社會の産物であるが、絶へず多く輩出するものではない、然るに蘇老叢の如きは天下未だ嘗て賢者なくんばあらずと云て、何時でも有る様に論じて居るが、是は全く誤りである、萬一右の如く前後連續して産出するものなれば、國家は衰頽し、滅亡する憂ひは決してない、然るに史を讀んで興亡の迹を探れば、其末期には常に偉人、賢者が欠如して居る、是れ即ち衰亡を來す所以にして、一方偉人の稀有なる例を推知するに足る譯である、己に偉人が稀有であれば其人は國家の寶として貴む可く、又天下萬衆の師表と爲すに足ることは言はずして明である、昔しは魏の惠王が、齊の威王と會見した時、惠王は珍蔵の珠玉中、車の前後を照すこと十二乗のもの十枚ありと云て誇り、扱て威王に如何なる寶ありやと問ひしに、威王對て、寡人の寶は王と異れり、吾が臣に檀子と云ふ者あり、南越に守たらしめしに、楚放て泗上に冠せず、十二の諸侯皆な來朝す、又勝子と云ふ者あり、高唐に守たらしめしに、趙人敢て東の方、河に漁せず、黔夫と云ふ者あり、徐州に守たらしめし、則ち燕人北門に祭り、趙人西門に祭る、又種首と云ふ者あり、盜賊に備へしむ、道遺たるを拾はず、此四臣は將に千里を照さんとす、豈に特に十二乗のみならんやと云た爲め、惠王頗る慚色ありしと云ふことが古史上に記してあるが、偉人なるものは此四臣の如く、又威王の



如く、其人あるが爲めに千斤の重きを成し、國富み、民強く、上下安泰、萬民破腹を成し得る次第であるから、世人は飽まで之を尊崇すると同時に、其偉人の如何にして茲に至りしやを研鑽し又現在に之を活現せしむることを謀らねばならぬ、予の本稿に於て總論と歴史とを附加せしは聊か其趣旨に基たのである先づ以上を緒言として次に總論に入らう。

## 第一編

### 總論

偉人傳を録するものは古來甚だ多し、然れども偉人を研究する人は頗る寥々たる觀を呈して居る、是は至て難事業の爲めではあるが、其始めを試みる人がなければ將來と雖も其精緻を極めることが出来ぬ、予は微力、非才であるから、範を世に示す譯にはゆかぬが、聊か原案を呈出して大方の意見を聞か爲め、斯の總論一篇を弔すること、仕た、蓋し偉人の偉人たる所以を明にせざれば之を尊むに足らず、既に之を明にせば一の信念を以て私淑すること修養上尤も必要の點である。

## 第一章 偉人とは何ぞや

楠正成は偉人なりや、豊臣秀吉は偉人なりや、世人は口を揃へて然りと答ふるであらう、佐倉宗五郎は偉人なりや、鹽原多助は偉人なりや、世人は復然りと答ふるならん、北條義時は偉人なりや、石田三成は偉人なりや、世人は聊か此兩人に就て其答へに躊躇するであらう、葛飾北齋は偉人なりや、後藤一乘は偉人なりや、世人は茲に至て殆んど其答へに窮するならん、假令或人は然りと答ふるも、他の多くは必ずや反對の説を述べるであらう、斯く陸じ來れば偉人と否との別は甚だ不明瞭になり了るのであるが、一方地方志の類を見れば姓名と事業との世に傳はれる人々は皆な偉人として列擧する慣例がある、然らば偉人中には如何なる程度のものまでを加ふ可きやと云ふに、從來は其標準ならにより容易に確定することが出来ぬ、併し普通差し障りなき點に就て云へば萬人が一流の豪傑と認むる連中を探れば先づ無難と觀てよからう、去れども如此は矢張り漠然たるはより、何とか標準を立てざる可からず、彼の藝術界に於ては作技、力量等の上に一の定論がある、例せば丹青界の中にて狩野派には元信、探幽、常信の三人を目して名人、上手と云ひ、他は皆な其以下と見るのであるが、此認定法を移して一般の偉人と否とを區別し得るかと云ふの

に、是は聊か考へものである、何となれば藝術上の高下は其人獨特の技量を觀察することが出来るけれども、政治上、戦闘上の勳功、偉烈は多く内部に援助者があつて、直に表面上の一人物を賞揚することが出来ぬ場合が少くないからである、然れば如何なる見解を下せば偉人の標準を定め得るやと云ふに、是れには二つの規定を立てる必要があらうと思ふ、其一つは一時代中、出群の譽れある人を探ること、例ば明治にては西郷、大久保、木戸、勝、榎本、堂上にては三條、岩倉藝術界にては狩野芳崖、加納夏雄、橋本雅邦、中井教所等を始として少しく前では柴田是真、三浦乾也の如き人々を算するのである、其二は聲譽の如何に係らず或事業の原を啓き、或は之を大成し、或は舊風を打破して一新紀元を劃するに足る人物を探ること、例ば林羅山が朱子の新註を主唱し、芭蕉桃青が俳句を擴め、祇園南海が南畫を傳へ、高芙蓉が篆刻を一變し、仁齋、徂徠が古學を主張し、光琳、乾山が繪畫、詩繪、陶器の新様を創し、應舉が寫生の妙を知らしめ、江漢が洋書を學び、藤貞幹が考古學的研究を始め、尙古くは珠光が點茶の法式を定め、五郎正宗が刀劍鑑定の原を開きし類を加ふるのである、此外和歌の風を一變したとか、日本の地理を測量したとか、經濟上の大方針を定めたとか、農業の大改良を施したとか云ふ類も無論加へるのであるが、併し是等の人物を歴代の傑物と比べて高下を定めると云ふことは別とせねばならぬ、此點に

なるど鳥渡藝術上の等級を極める様になるから、一時代では偉人でも全體の上ではソウでなくなることに成るかも知れぬ。

以上の偉人標準率は甚だ平凡の様ではあるが、各方面と各時代とに涉つて適當の人物を求めやうとするには斯る方法を執らねば實に取捨に迷ふことになる、勿論時代を無視して單に高名の人物のみを探れば別に標準を立てる必要がないけれども、失れでは小説を讀むやうなもので修養上の助けとはならぬ、何となれば人間は時代の感化と壓迫を受くること、が非常に強大であるから、其内に處して自己の目的を達し、芳名を揚げるには少なからざる苦心が入る、而して修養上から古人を觀察するには常に此の點に着眼して、更に現在に應用せねば役に立たぬ、故に予は右の標準を定めたのだが、元來偉人の行迹を稽ふるに、其多くは時代の潮流に乗じて、其大勢を利用し、技量を其間に發揮して功を收むるものと、又時弊に激し、風潮に反抗し、飽まで自己の目的を遂行して之を天下に擴充せんと欲せしものとの二つがある、此中前者は案外に功を成し易くして、後者は頗る困難を重ねて居るが、是れ等も其時代を知らねば興味も薄く、又正確なる判断を下すことが出来ぬ、而して偉人中の高下も自から此間に關連して居るから、其邊の推測は多少加味して置かねばなるまいと思ふ、尙ほ偉人には善人もあり、悪人もあり、又品性の高きもあり、低きも

あり、其他智謀才略俱に勝れたると否との別あれば夫れ等は更に次章に於て説ふと思ふ。

## 第二章 偉人の種類

偉人の語は單に名將、勇士の形容詞ではない、又學者、冒險家の定冠詞でもない、即ち各般の人士中にて非常に傑出せるもの、總稱である、隨て其間には僧侶あり、農業者あり、藝術家あり、天子あり、宰相あり、航海者あり、神官ありて其位置と階級とを限る譯にはゆかぬ、然れども、全體の上から判別すると大略二種類となすことが出来る、其別は即ち次の通りである。

### 偉人の種類

(甲) 單獨的偉人  
(乙) 集合的偉人

右の中前者は主として藝術家武藝家、神官、僧侶、學者などに見る例であるが、後者は多く爲政家、將帥、經濟家、航海者の部類に屬して居る、即ち甲者は單獨の力らを以て其技量を發揮し、思想を示すことが出来るけれども、乙者は多人數の行動、運用を待たなければ其靈妙、敏活の度合を實現することが出来ぬのである、蓋し此區別の存するのは其人々の境遇にもよるであらうが、基く所は資性上の結果に出づるのであるから、又如何ともすることが出来ぬ、併し手つ取り

早く人に知らしめるのは甲者の方が得策である代りに、事の成功に達した時は乙者の方が其聲譽、名望俱に偉大である、然らば優劣上では乙者の方が優つて居るかと思ふのは是は容易に定め兼ねるけれども、事に當つての輕重は自から其間に存するから、其點丈ならば多少比較することが出来る、それでも偉人の功績は比較した所で左程價值のないものであるから茲には別に詳説しない、是れ等は寧ろ各人の觀察次第でよいと思ふ、唯だ注意すべきは社會の階級制度が餘りに嚴格過たり、或は形式にのみ走る時勢は多く單獨的偉人が出るし、此階級制度が崩れた場合若くは平等制の時は主として集合的偉人を生ずる傾向が見へるから、爲政家などは深く此點に着眼せねばなるまい。

次に偉人を善惡の上から觀察し、又品性の點から類別し、又智略の高下から論ずれば、素より一様にはゆかぬが、此中で尤も注意せねばならぬのは善惡の別である、偉人の中には無論善人も居り惡人も居るが、兎角世人は惡人に偉人の名を冠することを耻ぢる、例せば平將門や、僧道鏡や、梶垂安輔や、石川五右衛門などになると大抵此語を下さない、併し彼等と雖も偉人には遠くないのであるから普通一般の場合ならば列擧して差支へない、唯だ本篇の如きは善なる修養を目的として居るから斯る類は盡く除くことに仕た。

## 第三章 偉人と奇人の別

山に奇山あり、巖に奇岩あり、魚に奇魚あり、木に奇樹あり、而して人に又奇人あり、此奇なるものは或は風致を添へ、或は人を驚かし、其他人を樂ましむれども元來正式のものではない、今人間に就て云へば奇人は常識を保つものではない、早く云へば病的である、故に偉人と並び立つ性質を持ぬけれども、人に好奇心ある爲め往々同列に編入されて居る場合がある、彼の偉人に取ては甚だ迷惑の次第であらうが、世に識見あり、修養あるの士は初めから斯る點を甄別して其混同を避けねばならぬ、今二者の別を略言すれば先づ次の通りであらうと思ふ。

偉人は常識あるが上に、普通人よりは非常に飛び抜けた枝量を持つて居るが、奇人は常識なくして我意放縱に流れ、敢て世上の利益を顧みぬものなり、偉人は世を益し、人を利し、博く感化力を與ふれども、奇人は自己本位にして他を益すること少なし。

此他區別す可き點は多からんが、要するに二者は人格、力量、功績等の上に大差があるから、模範的人物として撰する場合は大に慎まねばならぬ、今其一例として奇人の一二を次にあげやう。

(甲) 島の勘十郎。元祿のころ京師室町通り、三條のほとりに櫻木勘十郎といへる人ありしが、書畫及び古器物の鑑定をよくせり、されど生來希有の物好きにて常の衣服より調度に至るまで、悉く島織を着用し、且つ扇子、脇指の柄いと、鐙、印籠、巾着、草履までも島ならぬと云ふことなし、なお朝夕の食物も鮓なますはもとより、刻めるものを用ふ、煮物などにも大かたは大根、牛蒡の類ひ、とにかく筋ある品をのみ調じ用ひたり、椀折敷までも島筋の模様をぞものしける、しかはあれど枉げて奇を示し、異を好めるにはあらで、只天性かくありしとぞ、家居なども世にめずらしき造作にて、表二階の格子もさま／＼の唐木もて島に組たて、店さきなるも堺格子といふものを建たり、このところに大なる堅貫木ありて、それに青貝にて唐艸の文飾あり、庇の大垂木などは細き紫色の寒竹にて、さま／＼の島を組せたり、さて中庭に小池ありて金魚あまた放ちかき、そこより我が居間の樓へ階梯はしをかけ渡したり、その階梯も唐もの作りの葱帽子はなぼうしを高欄に付てけり、また中庭の北面なる隣りの壁まで島に塗せけり、かゝれば世にあざ名して島の勘十郎と呼びけるとぞ。

(乙) 志道軒。志道斬名は榮山、深井氏、江戸淺草花川戸に住めり、幼より豪爽不羈にして常に奇僻の論を好み、年十二歳にて祝髪し、瑜伽唯識、台教、律文にあまねく渡り、兼て史籍を涉獵

し、名聲大に鞏席の間に開ゆ、二十歳にして戒を受け、律を持すること堅固なりしが、久しくして戒律の其身を桎梏め、法衣に其頭を纏繞るを深く厭ひて、偏に酒色場中に遊びて、大快活の人とならんことを思ひて、遂に還俗せりといへども、猶圓頂のまゝ自若として、其所持したる佛像、經卷を散置して、ことごとく酒肉の資にあて、かつ心を聲色に縦になしければ日を経るまゝに、囊中殆んど空しく糊口の計なし、素より世路にうちかりければ飲食の助けを得ると能はず、支離、龍鍾殆ど、餓死せんとするに及べること屢ばなりき、或日金龍山に往きけるに觀世音菩薩に詣ずるところの老弱、男女雜遝にして、日夜行人の絶ることなく、こゝに於て喟然として嘆じて云く我舌なほ存せり、しかもこの窮に至るものは我にして天にあらずとて、遂に自ら奮つて志を起し、淺草寺の境内喬松樹下に於て牀を設けて自らその上に座し、曲几により、野史を展べて古今の治亂、興廢と且つ武將の雄略を講説し、緑飾するに内外の典籍を以てす、口は破盃の如く、鼻はひらめき、背かゝまり、猶且つ耳目を驚かさんとて如意に代るに、長さ八九寸ばかりなる陰莖に似たる木槪を執りて按を拍て、戲謔の座論をなすに、事多くは怪誕にわたり、聞く人絶倒せざるはなし、片言、隻語も亦た人口に膾炙せり、その席に老弱となく群集する中につきて、僧徒と婦女のあるを見れば講説にことよせて面折して罵詈雑言をさしむと

いへり、斯れば日々錢を得ること頗る多しと雖も、みな美酒、佳肴にかへて、聊かも儲ふると云ふことなし、自己が肖像を畫がせ、印刻して、其上に戲言、狂歌を書き加へて、人々に與へ、また元無州といふ小冊子を著す、大概その謂ところ陰陽成育の理りを述べ、凡て戲謔の言葉をもて三教の奥旨を演説する意と見へたり、其卷末に題する詩あり。

諸 我

讀レ史談レ軍數十春の大慈閣下得レ名新。會夫木扣ニ牀頭。日白眼總看ニ世上人。

延享戊辰の年

一無堂志道卿

島の勘十郎は天性の奇人にして、志道軒は眞似奇人なれども、俱に偉人の部に入る可う人物ではなく、矢張り變りものゝ一なる奇人と謂はねばならぬ、而して是れ等の類は流石に名家とか偉人とか云ふ標題の下に古人が記して置た丈けあつて、人物としては凡俗に超へた點が確にあるけれども、併し偉人と稱する程の價値はない、故に予は本籍中に於て凡て是等の人物を除くことにした。

尙ほ伴蒿蹊の記した畸人傳には、同翁一個の奇人觀があるけれども是れ等は通説と見ることが出来ぬから別に論説することは仕なかつた、併し其要は普通一般の俗人と違ふ所があれば、夫れを

奇人と見た譯なのである。

#### 第四章 偉人の輩出と時勢の関係

偉人は如何にして生ずるや、或ものは時勢の産物と云ひ、又或ものは學んで達す可き類なりと云ひ、又或ものは常時不斂の人物なりと稱せり、斯く其説の區々たる所以は主として研究の進まざる爲めに於て、之を知るは過去の事歴を探るに若くはなし、今其原因を明にする一助として、偉人の輩出と、時勢上の關係を説ふと思ふ。

漢土は堯舜以來偉人なるもの頻りに輩出し、周末に近づいて孔子を産出したが、同人は不幸にして其位を得ざりしも人格、識力の上では殆んど大成者と云てよからうと思ふ、蓋し堯舜より夏殷周三代までの間は支那で理想的に近ひ治平の御世として居るけれども後世から見れば左程開明に趣いた社會とは云はれぬのである、然るに聰明、聖智の人々が前後續出して居るのは實に不思議である、又周の春秋戰國以來は將士の間でも游説の士でも、其他學者でも偉人と目す可きものが一時に現はれて居るが、是は如何なる譯であるか、漢四百年間は敢て短しと謂ふ可からざるも周末に比べると偉人は甚だ乏しむ、而して三國の初めは又一一時に出で居るが、昔より六朝にかけ

ては大分減じた、然るに隋唐に入りては又々多く見へて居るが、唐宋このかたは將帥に其人乏しく、文學を以て鳴るものが多く輩出し、好位置は常に是等の人々に占有せられ、武人は其爪牙に使はるゝと云ふ傾向を生じた。

而して我邦は如何にと云ふに神武以來、聖明の君間々見へしも偉人と稱す可き人達は餘り多くなかつたが、推古より奈良朝にかけては臣僚の間にして傳ふ可き人物が少なくなひ、桓武以降に重ては殊に澤山出て居るけれども矢張り文事傍の連中で、武人の尊む可きものは割合に乏しかつた、然るに藤原の全盛期より稍や降つては武人、豪族の間に英雄の士を生じ、鎌倉より足利にかけては殆んど是等の人々を以て持ち切つて居るやの觀がある、織田、豊臣、徳川の初めに及んでは文事に志すものも大抵武人傍から轉じて居るが、慶長以來初めて各階級の間には豪傑の士と稱す可きエヲ物が見へ出して居る。

以上の現象から歸納して見ると、舊來の諸説は皆な眞理の一面を觀破しては居るけれども恨むらくは全豹を窺つて居らぬ、即ち偉人は多少の別こそあれ孰れかの點に絶へず輩出して居れば、又時代は自然と是等の人物を産み出して居るし、又薰陶、教化して作つても居る、然れども同じ技量同じ方面の人が連續して居るのではなくして、爲政家には絶へても藝術家に存し、藝術家に

は絶へても軍人傍に見ると云ふ風なのであるから、偉人連続説は斯る上から適當と見ねばならぬ、又偉人は學んで達す可しとの説も或程度迄は確實である、夫れは所謂進化の理で、國家が偉人を造らんとして人為淘汰を行つて行き、又被淘汰者は常に一事を専らにすれば先づ夫れに近きものが出来ることは疑ふ可からずと謂てよからう、彼の古語に上の好む所は下是より甚だしきものありと云て居るが、是れ等もツマリ其方面に就て人々が大きなる力らを注ぐからで、間に學んで達す可しとの意が含んで居る、併し大偉人は所謂自然の産物で、是は其時期を俟ねば生れるものではない、而して偉人が大活動をなして曠世の大業を立て、或は好模範を示すのは宛も明主、賢相が相違ふ様なもので、實に千載の一遇と云ても差支へはない、併し其偉人が得意の技量を揮ふ可き時節に會するのは、實に其人に取つて幸福の次第ではあるが、何にせよ、時勢が其人を要し、其人の力量を充分發揮せしむる結果であるから、此點より見て偉人は時代の産物と云ふことが確に唱へられると思ふ。

右の如く舊説は互ひに一面を云ひ現はして居るが、其各方面に増減のある所以は説て居らぬ、但し是は自然の現象であるから容易に解釋を下すことは出来まいと思ふ。

## 第五章 偉人崇拜の程度

世の歴史家なるものは時勢の推移、變革等に重きを置いて、人物の優劣は餘り念頭に止めぬ傾きがある、勿論、國家、社會を一團と見て、其ものゝ活動、進化、轉變等の迹を研究するのが主眼であるならば、其内の細胞に等しき人物の如きは敢て齒牙に掛ける必要はない、併し史學の目的がソウであつても是を以て一般を律する譯にはゆかぬ、殊に人類の思想界には一種偉大なるものを崇拜する念慮があり、又同じ人類間にて功績の大なるものに對しては崇敬、追慕の念が絶へぬのであるから、之を除く譯にはゆかぬ、又一方國家教育の上や、人物養成の點から見れば偉人崇拜は決して廢してはならぬ、故に予は益此風の助長せんことを望む譯であるが、夫れに就て古來の風習と、予の意見を左に略記して見やうと思ふ。

世界の諸人種間には必ず神なるものがあつて其中には空想上のものも交つて居るが、多くは必ず過去の偉人である、是が歳を重ね信仰が増す程、偉大になるが、何にせよ一の有力家であつたことは確である、又舊來の歴史なるものは或は皇室、或は權力等の事をも説て居るが、其多くは矢張り偉人の事業録である、既に斯る現象や事實が見へるから偉人崇拜の念慮が高かつたことは疑

ふことが出来ぬ、昔しは希臘の發達史中に黄金時代、銀時代と俱に英雄時代を置たことがあつたが、是れで見ると希臘人の偉人崇拜に對する觀念は略ぼ推測することが出来るし、又此思想は自然民心の統一に都合よく、隨て諸國との戦ひにも打ち勝つた次第かとも思はれる。

蓋し偉人崇拜の可否に就ては夫れくの議論もあらうが、予の考へでは或程度迄は非常によいと思ふ、併し餘りに其度合が強くなると、却て害毒を流す媒となる、例せば我西南戦争の如きは全く薩摩軍人が西郷南洲を崇拜し過ぎた結果であつた、若し南洲がかほどの大人物でなかつたならば如何に桐野や、篠原や村田の連中がヤツキとなつた處であれ程の騒動を起すことは出来なかつたらうと思はれる、勿論西郷の如きは別として天下の衆望が歸する人物、假令は周の武王や、漢の光武の様な人物は崇拜者が事を起さした方がよかつたけれども、概して云ふと此弊は古今人相及ばずとの觀念を生せしめ、延て人心の卑屈を來す恐れがあるから、後人は模範人物、功蹟追慕位の念に止めて崇拜すれば一方に尊敬の意を失はざると同時に現在の人物も奮勵一番せば技量は其域に達し得らるゝとの思想を抱かして至極よからうと考へる、即ち王侯相將何ぞ種あらんやとか、舜も人なり、我も人なりとか云ふ觀念と努力とがあつて而も偉人の功と敬とを保つのであるから益あつて害は少しもないのである。

要するに偉人崇拜の程度は已れも其心を以て心とせば彼の技量と境遇とに達し得らるゝとの觀念を持つて崇拜せねばならぬ、彼の服従的や盲従的では却て感化を享けることが出来ず、又師表と仰ぐ價値がなくなる、故に其靈妙の威力は常住不斷長しなへに活動する様にして崇拜せねばならぬのである。

### 第六章 偉人の社會に及ぼす効果

杜牧の語に一人の心は千萬人の心なりと云ひ、又晉經なりしやと覺えしが、一人慶あれば兆民之に頼るとの語あり、俱に上天子一人を指す譯なれども、大偉人の人心を收攬し又感動せしむるの力らは實に天子の意向が國家全體に及ぼす有様と軒輊なしと謂て宜しひ、今近き例を擧ぐれば東郷大將が日本海の戦ひに露國のバルチック艦隊を全滅した時、我國民の大將を崇敬した度合は非常なもので、殆んど古英雄以上であつた、右は何人も目撃した點であるから異論はあるまいが、此事實は古代の偉人が大功蹟を立てた場合も同じであつたに違ひない、併し偉人の社會に及ぼす効果は單に眼前のことばかりではなく、其死後に於て却て非常な影響を來す例が幾らもある、今其二二を云へば、昔し歴山大王は年齒僅かに二十にして、父王フィリップの後を襲ひ、二十五歳にして



西方亞細亞の君主となり、三十三歳にして歿したが、其死後雄略無双の後繼者なかりし爲め、征服した範圍は盡く四分、五裂となりたけれども、一時傾有した地方は皆な希臘思想と、其文明とに感化せられた、故に舊記に之を書して希臘語は、希臘人のあらざる諸國に於て、政治及び文學上の用語となり、本國の政治は衰微せしも、智力上にては殆んど世界の大部分を征服せりと云へり、是等は尤も偉大の効果と與へた事例であるけれども、然らずして其範圍の狭き分に就ても類似の事が往々ある、夫れは我邦に於て源賴義、義家等が、前後十數年間、關東、東北地方に其勢力を附殖したが、此効果は總て頼朝舉兵の際にも發現して、遂に鎌倉幕府の基を開くやうになつた、此外北條早雲が伊豆公方を追ひおとして、其人民を撫恤した結果は子孫五代の間、關東に繁榮することが出来た例もある、此様な譯で偉人の國家社會に及ぼす効果は非常なものであるから、其點から見ても相當に敬意を加へねばならぬ、又無形上の事柄即ち學問上の力らも同様で、彼の孔孟の教へや、老子の意見が、歴代の人心を支配し、又政治を助けたことは云ふまでもなく、其他佛教、耶蘇教などの様になると一層範圍が廣大である。

以上は其善良な類であるが、偉人の仕事は又惡結果を來すことも往々にある、例せば英のコロンウェルが執た政略の如きは同國の文學とか、藝術とかを破壊した點が尤も多く、爲めに佛國などを

に比して數等下位に立つ様になつた、又宋の王安石が施した新政略の如きは國家を衰微せしめたことが一通りでない、既に此様な譯で偉人の活動は善にもわれ、惡にもわれ、其事の目ざましい丈に、効果も甚だしいのであるから、其才力の運用に就ては餘程慎んで貰はぬと國家、人民がたまつたものではない、勿論世間は正直なもので、其才を善用した人は神にも祠り、賞揚もし、又後人の師表とするけれども、悪用した人は、之に反して居るから、此自然の褒貶に眼を注ぐものは先づ大事はないけれども、偉人が志を得て居る際は、元來が世俗より傑出して居るし、又斯る人物は概して名譽心、功名心の強いもので、且つ朋黨をも作る風があるから、他の監視や、長上の駕御が宜しきを得ないと飛だ毒毒を世上に流す恐れがある。

## 第七章 偉人の度量

偉人の風貌は必ずしも巍々然たり、昂々然たるものにはあらず、又温乎たり靄然たるものにもあらず、其或ものは老子の所謂大徳は恐るるが如き風采を呈して居た人もあつた様だ、併し中には姿度廣遠、浩々焉として神の如き相貌の人も確にあつた、是れ等は押し出しが立派である丈に世人の尊敬心を引く點に於ては、非常に得策であるが、人物の價值は斯る外貌上の如何に基くのでは、

なく、一に器量、才略の高下に在ることは前にも述べ通りであるから此點は深く是非する必要がなからうと思ふ、而して偉人なるものは其度量が凡て寛大で、意思が豁如なりしかと云ふのに必ずしもソウではない、中には性急でもあり、偏狭でもあつて、人心を説服せしむることの出来ぬ連中が幾らもある、殊に單獨的偉人には此類のものか頗る澤山あるやうに見へるが、併し、右は單獨的偉人ばかりではない彼の集合的偉人の中にも間々存在することが記してある、今其一二つの例を次にあげやう。

(甲) 楚の項羽は漢の高祖と共に暴秦を討ち亡ぼして、天下を二分し、其大部分を統括したが、後高祖と屢ば戦て敗績し、遂に垓下の一戦に兵食ともに盡きて烏江の邊に死んだが、此項羽は性質が殘忍であつたばかりではない、物を吝み、人を疑ふて、一も群臣を悦服せしむる雅量がなかつた、故に酈食其の如きも項王は人の功に於て記する所なく、人の罪に於ては忘るゝ所となし、戦て其賞を得ず、城を拔て其封を得ず、項氏にあらざれば事を用ゆるを得ずと云ひ、又韓信は項王は暗啞叱咤、千人皆度、然れども堅將に任屬する能はず、此れ特に匹夫の勇のみと評して居る、如何に偉人でも斯る局量偏狭にして情に驅らるゝ人物は餘り賞めた話ではなく、隨て其人の成功を致さざりし譯であらう。

(乙) 上杉謙信次に我邦の上杉謙信なども精悍の風のみありて、仁慈、恩愛の温か味を丸で欠て居つた様である、夫れは當時謙信に接見した太田三樂の語に因つて見ると、謙信は勇武、絶倫の名將ではあるが、其性質は實に恐ろしむる風があつて、一度其怒りに觸れば、必ず地位を失ふか命を断たるゝかと云ふ有様で、譜代恩顧のものは格別、所謂外様に類する連中は常に搦々焉として俱に事を謀ることが出来ぬと云ふて居る、蓋し謙信は戦ひの人で、人心を推撫せしむる大度量の明君ではない、併し戦術上の智謀は充分にあつて當時信玄の外には比ぶものが無かつたことは確である、故に信長でも、氏康でも力戦以外智略に敵せぬことを覺つて、之と對立する場合は必ず他と連合するか、退守するかして、堂々と戦争を開始することは一度もなかつた、勿論信長は幸ひにして其土地を蹂躙されなかつたけれども、氏康は管領上杉家の領土を占有した復讐として、一時上野以下、武相の四箇國を回復され、僅に小田原の地を守禦して全きを得た場合もあつた、既に斯る有様で、謙信は彼の信玄を除く外、天下に敵なしと云ふ程であつたが、其智謀は戦術上のみ卓絶して、平和を保つとか、他將師を統御するとか云ふ時に活用しなかつたから案外數多の國々を領することが出来ずに仕まつた、既に氏康を攻めて鎌倉に居つた時などは、味方に屬して居つた部將が甚く謙信の辱かしめを受けた爲め、反を謀つて火

を放ち、既に大事に及ばんとしたが、斯る急場の争亂などを鎮めるのは素より天稟の才略があるから忽ち討伐して事なきを得たけれども、何にせよ一舉四箇國を風靡しながら、歸陣と俱に依然敵地に復したのを見れば、其徳量なく、大器量なく、唯だ戦に際して疾風、迅雷耳を掩ふに遑まなき勇將たるに過ぎなかつたことが證明される。

### 第八章 偉人の修養と常識

明治廿年前後なりしと覺ゆ、歐洲の學風我邦上下の間を席卷して滔天の勢ひを逞くせし時、世人は口を極めて東洋流の豪傑を罵倒せしこと有り、當時其潮流に乗ずる人々は舊來偉人、名士と稱せられし人物が、歐洲目前の状態に適應せざるを以て之を嘲けり、將來學ぶ所は歐人の如くせざる可らずと云ふ點にありし、而して彼等が尊ぶ處は歐人に常識あり、修養ありて、東洋流の豪傑は凡て之を欠如すと云ふ結論が多かつた様に思ふ、併し實際は之を口にした連中が至て薄つべらな、皮想の人間で、且つ世人を善導する考へもなく、又或信念もなかつたのであるから、時と俱に其説は消へてしまつたが、要するに彼等は内を知らずして、外邦の上べを見、已れを省みずして人を侮り、名を售らんと仕た譯で實に笑ふ可きの至りと云はざるを得ないのである、勿論現今と

雖も此流の人物は間や世間に散在すれども、彼等が淺薄の説は決して世人の傾聽する所とならず、又ナマ半かの言を吐けば却つて學者の胡蘆ころもを買ふが故に、多少閉息の氣味を呈して居る、斯は時勢の進歩にして喜ぶ可き次第なるが、彼の古來より偉人と稱せらるゝ人物に就て深く其事蹟、經歷等を探れば皆な修養あり、常識ありて、實に敬服す可き點が少なくない、今古史の傳ふる所によれば漢の高祖や、我邦の豊臣秀吉などは全く無學なりしことを推測し得られ、又所謂東洋流の豪傑たる好標本の一人で、例のハイカラ論者の筆鋒から云へば決して學ぶ可く、尊む可き人物ではなからうが、此二人と雖も矢張り修養あり、常識あつて、今日之を學ぶも不可なき點が幾らもある、併し右の二人は別傳に出すことに仕たから茲には詳しく論じないが、何にせよ偉人の修養を積み、常識に長じて居つたことは意外に大なるもので、殊に其活用の妙を得て居たことは案外驚く可き點にまで達して居る、今其一例として太田道灌と、細川幽齋のことを次に述べやう。

(甲) 太田道灌の傳は別に書くが、同人が其知らざる點を耻として之を學び、且つ是を運用したとの偉大なる例が尤も面白いから、夫れを語らう。

道灌が未だ持資と云ふ頃、放鷹に出て雨に逢ひ、一農家に入つて蓑を借らんとせしに、一少女が何とも云はずして山吹の花一枝を手折りて出せし處、道灌其意を解せざりしに、後或人が古

歌の心を教へし爲め、初て之を覺り、且つ自分の不識を耻て、爾後奮勵、努力大に歌道を學びしと云ふことは普く人口に膾炙して世人の知る處であるが、道灌は此歌道を世俗の風流人の如く死物にしなかつた、故に屢ば功を奏したが、其活用の妙を得たのは所謂偉人の偉人たる所と思ふから、少しく長文に渉るけれども言行録の記事を次に引くことに仕た。

資長（即ち道灌のことなり）臣下に罪ありて誅す可きもの七人あり、其者七人一つ屋敷に籠り、五六百人にて取巻きけれども討得ず、資長侍を一人目利して其侍に謂て曰く、屋敷に取籠りたる七人の者を、其方一人にて討取るべし、夫には討たせ様あり、只今其屋敷を取巻きて居る者どもへ、我所から使を遣はすべし、其使の口上は其屋敷に七人取籠りたり、其中に一人助くる者あり、取巻く者ども、其心得せよと高聲に言觸さす可き間、其使の口上屋敷の中の七人の者どもに聞えたるべしと思ふ頃、其方内へ切て入り、七人を討取るべしと申含めたり、偕使來て取巻きたる者どもに七人の内に一人助け給ふ者あり、卒爾に討つ可からずと、高聲に觸て後、仕手の一人屋敷へ飛入り、座敷へ踏込みけるに、七人の者ども出向ふとは雖も、右の使の言觸れたる事を聞たる故、助かる者は我かくと思ふ疑ひの心出來て、打太刀も控る心ありつる故、七人を一人にて残らず討果せり、資長曰く、此度の討者は、古歌の心を以て頼り討たせ

たりと言て其歌を吟じたり、歌に曰く。

世の中に獨り止まるものあらば

若し我かほと、身をや頼まん

上杉定正、應南へ寄する時、人數を夜押にす、其途に山涯、海端の兩道あり、潮満る時は涯を行くに、山の上に石弩を張置き、動もすれば人數を損せり、定正此方にて人數を止め、潮の干たらんには、山涯を避けて遠干潟を押す可し、潮干たるや否や見て參れとありて、斥候を出せしに、見切惡き故、分明ならず、時に資長我等參りて見て參らんと言ひ、乗出して其所までも行かず乘戻し、潮は干申候間、人數を押さるべくと言ふ、定正、汝其所まで行かずして、潮の干たりと見るごと如何と尋ねけるに、資長、

遠くなり近くなるみの濱千鳥

鳴く音に潮の満干をぞ知る。

と云ふ古歌是あり候、千鳥の聲、遠く聞えしに付、潮の干たるを知り候ひぬと申ければ、定正如何にもとありて人數を押させしに、何の恙もなく、遠干潟を安々と押通りたり、又資長、或夜軍を返し、利根川を渡らんとするに、關さは開し、淺瀬は知れず、人皆如何せんとなりし

時、資長。

そこひなき淵やはさわぐ山川の、

あささ瀬にこそあだ波は立て。

と云ふ古歌あり、波音荒き所を渡せと云て、事故なく渡したり、又資長、小作城を攻めし時、敵衆く、味方寡し、家臣小を以て大に勝つことは如何あるべしと言ければ、資長善く兵を用ふる者は、兵の多少に寄らず、勢ひに乗ずるものなり、我歌を唱ふるの聲に應じ、何れも和唱して進み戦ふべしと令しける、士卒乃ち其歌を唱ふると均しく進み戦ひ、遂に其城を拔けり、其歌に曰く。

小づくりは、まづ手習の始めにて

いろはにはへとちりくになる。

(下略)

細川三齋は幽齋の子にて、實名を忠興と云へり、文武の二道に長せし外、謡曲、歌道に精通せしことは、其手書を見て知るを得可く、其他刀劍の鑑定に長じ、又茶道の如きは利休の高弟として比肩するものなく、爲めに一流を開けりと云ふ、されば衆藝に通せしは確かなるも、其本

を忘れずして、閑雅、風流を樂みしは實に世の模範となすに足れり、但し三齋は道灌の如く、其風雅の道を實利上に運用せし語は聞かざれども、其言を味へば又斯ることもありしかと思はる、故に茶事秘録の文を左に擧げて參考に供することゝなせり。

(乙) 細川三齋。千利休が七人の弟子の内で細川三齋は尤も長命なりし故、後々には茶道の宗匠は三齋一人の様に稱せしなり、大名の事なれども其身茶道を好める故、弟子も大分ありし也、或時若大名茶を好みて三齋に謁し、自後御指南を頼むと云はれしかば、三齋成程安き事ゆへ教へ申さん、併し先づ師弟の約束に今日直に武士の茶の湯大事を傳へ申さん程に能く心得あられよ、總て世上の茶道を見聞するに、自分くの持前の家職を忘れて、隠遁、世外の者の真似をし、一碗の茶に没し、滋味の禪意を要として、閑靜、風雅を樂みて、肝心肝要の我武道を疎略になすこと、是今世茶道の流弊なり、近頃如何しき申分ながら、茶道を好まるゝは勿體なき事ながら、上にては信長公、秀吉公、下にては蒲生氏郷、扱は身不肯ながら此三齋を自當、手本にして真似られよ、先づ第一に自分くの武道を専要に晝夜怠らずして、唯今何様の變事ありとも、他に後れず、平時の用意なしに一番に出陣し、扱敵は百萬騎ありとも我一手にて突崩さんと家中下々まで武藝を陳立、人馬は申すに及ばず、武具、馬具少しも欠不足なく心掛て、其

餘暇に茶道の閑雅を樂み遊ぶ、是れ武士の茶道の大事なり、然るに今茶を樂む方へ押掛て行くに晝夜に因らず、不意の客設け怠らず、速に取合せて面白く廻應し、茶を振舞はれる故、扱も心掛厚き事ぞ思ひ、密に其武備の體を見るに、中々十日や廿日の用意にて出陣はならざる様に見ゆるなり、誠に不心掛なり、是程の大相違なることはなきなり、拙者も今は年より瘦せ衰へ、茶杓を取る手も非常にやさしく見ゆれども、十五歳の十月、河内の國、片岡の城攻に、弟頼五郎は十四歳にて兄弟つれにて眞先かけて攻入りしゆへ、信長公より御威狀下されし以來も幾度か鎗をつき、首を取り、血まふれに成りしなり、氏郷などは又我等が及ぶ可きにあらず、夫ゆへにあれ程の大神にはなりしなり、兩人ながら茶杓にて大名に成りしにてはなく、皆我家業を大事に能く爲し故なり、扱又上一人の心は下千萬人の心なりと云ふ事を忘れざるが、上たる者の心かけなり、信長公、秀吉公の茶道を御好みある故、天下に名を知られたる程の人に茶の湯をせざる人更になし、是にて考へらるべし、大神も小身も其主人が好む事を下々まで残らず好む者と知べし、故に主人の心掛が大事なり、貴殿茶を飲むことを好まるゝ時は家中皆茶道のみに掛り、鞘を好む時は家中皆鞘を習ふ、又武道を專一にせらるゝ時は、下々までも武道を怠る事はなきなり、併し愛に替りし事が有て自身の上にては他家の上にては考へ合せて見る

に亂舞、茶道の類ひ畢竟我家專要の事ならぬを、主人好めば忽ちに下々までも行き渡りてはやり、一人も残らず勵む者あり、又弓馬、武道の事は主人勵み好まれても彼亂舞、茶の湯のはやる半分にも及ばざる者なり、是に心を附て嗜むは武士の心掛なり、當時御靜謐の御代なれば、各は未だ戰場を踏まれぬ事なれば、先々竹刀、木刀の摺れにて手の内に幾つも疝を生じ、足は鹿狩、鷹野にふみ損じ、扱も土氏、百姓の手足の様に荒れたる手足なりと云はれて後に、其手にて茶杓を取られよ、近頃も去る人來りて此節茶の湯を存せぬ者は野鼻に見へ、會合も不骨にておかしく候と云し故、何と「もぎつき」のかき様は如何に心得られしやと問しに、夫は何の事にて候やと云し故甲首かぎくさのかき様はと云へば、夫は覺へ居申候、先づ甲をかなぐり捨て、亂れ髪を取り上げ、かき切り候と謠の問ひ語りを其儘に利發かましく云はれしゆへ、與さめながらも、親しき者の子ゆへ、委細に首のかき様も教へ、其上にて扱々不嗜み千萬也、武士が「もぎ附」と云ふ事、首のかき様も知らずして、茶の湯を知らねばならぬ杯と近頃片腹いたき事なり、向後不通に茶の湯を止め、先づ武道專一に修行すべしと、したゝか叱りしなり、其時も咄せしが、前方大開の御前にて御側中、茶事の雑談あり、袋の緒の結び方など、兎や角と余に問はれし中に、堀丹後守直奇いまだ十三四歳にもならん頃、相詣居申されしが、越中守殿へ申さるゝ

は私には何卒よき忍の緒のしめ様を御教へ下されよと云ひけり、扱々殊勝千萬なる事なり、武士の茶道は夫が肝心なり、先程よりの間に名言と云は此若衆が一言なり、天晴後々には天下に名を擧られん、成程仕覺しを傳へんと申せしが、大間も殊の外、御機嫌よかりしが、今あの丹後守が成り立を見られよ、兎角先づ武士は此心掛が第一なり、然るに此ことを打捨て、茶のみに身を委ねし者は、さつぱりと大小を止めて茶道坊主になるがよき事ぞと云はれけり、此三歳斯く年よりも若しもの事あらんに今は皆若き衆のみなれば罷り越えて取締ひ指南せよとの仰せもあらばやと思ふて此歳に成りても出陣の心掛は半時怠らず、是にて武士の茶道は心得られよと云はしとなり。

以上の如き例證は澤山あるが、一樹の肉は全鼎を知るに足る譯であるから他は略した、要するに偉人は多少天資を有する傑物であるから、其常識や、修養を重ねたと云ふても普通の凡俗が學校に入つて、平々坦々たる課定を教師から授かつた様に考へれば大間違ひである、蓋し偉人の常識や、修養は晝夜となく、治亂となく、又家の内外となく絶へず、自習覺得して居るのであるから殊更學ぶ暇がなければ得られる氣づかないなどと思ふては淺蕪な見たるを免れない、又萬一斯くせねば二者を得られざる人物ならば夫れは決して偉人ではなくして凡俗である、尙ほ偉人が

戦時でも、平時でも、公務中でも、餘暇の間でも常に注意を怠らぬ例や、又英雄の胸中には自から閑日月があつて、逆も普通一般の人間には真似の出来ぬ話は幾らもあるが、後の傳記と重複するから茲には凡て省略した、併し古人の傳を讀で注意を望まんとするのは空々に之を看過せず、彼の聖經、賢傳を味ふ様に能く當時の情勢を察して、然る後判断を下す法を執て貰いたいのである、斯くすると一は以て興味が増し、一は以て自己を益することが大なる爲である、今次章に移るに當つて其一例を云へば、古代は新聞もなく、雜誌もなかつたが、偉人は能く當時を遠觀して過らなかつた類が澤山に見へる、現に蜀の孔明が未だ草廬を出でずして既に天下三分の大勢を洞察して居たのも其一例であるが、我邦足利末の亂世に出た太田三樂の如きも中々の遠觀者である、彼は徹々たる一地方の領主であつたが、謙信を論じ、信玄を評し、氏康、信長、元就以下を通論して殆んど過らなかつた點などは實に敬服の至りである、然らば何故三樂は其聰明の識ありて尙ほ天下を制することが出来なかつたと云ふのに、之は節義を守つた結果と、且は古く上杉の配下に立つて居た爲めで事情已むを得ぬのである、併し右は別論として此外北條早雲でも、小早川隆景でも其人物と時勢と氣運とを遠觀したのは遠く世人の及ばざる所で、其論見は絶へず常識と修養とを重ねて居つた爲めと云ふてもよからうと考へる。

## 第九章 偉人の生活

偉人の生活として別に普通の人物と異なる所あらず、然れども偉人の遣り口は概して變通自在の風があつて悠揚迫らず、貧富、艱難俱に意に介せざる點が稍や世人に異なる譯なのである、而して彼等が其茲に到る所以は要するに遠大の志があつて、堅忍、自重、水火の中と雖も自己の信念を没却することがない、而して一方には其目的に向て猛進する度合が決して俗人の比ではない、故に終世の間には何時か本懐を達する譯であるが、夫れに就て生活の有様はさうであるかと云ふのに、實時に在ても分相應、高位に昇ても分相應で、殊に大人物になると命鏡上に執着すると云ふ觀念なく、多くは之を散じて衆と俱に樂む風が往々見へる、昔し舜帝は初め野に耕して居たが、其時は其時の生活を爲して他を羨まず、後堯帝に拔擢せられて其二女を娶り、更に帝位に即た時は、夫れ相應の生活を爲して別に豪華を競はず、又梓舞、雀躍した様子もない、故に孔子も深く之を譽めて居る、但し斯る例は何も舜帝一人に限るのではない、他の偉人、俊傑も皆な同様であるが、其時に應じて適度の法を取り、如何なる場合にも堪へ得ると云ふのが、易きに似て實は難いのである、先づ常人であれば分を超へて綺羅を飾り、或は得意に乗じて驕奢を極むるのが常で、又實

一非常の場合に逢遇すれば其境涯に耐へざる風が多くある、而して偉人に限りては決して斯る不融通、不堅忍の事はなく、絶へず從容として滑脱、自在の性質を持て居る、今其一例として後漢の光武の經歷を語らう。

光武が王莽の亂を平ぐるに當りて、薊城を出で、晨夜南に馳せて蕪婁亭の地に到りしが、軍中食乏しき爲め、馮異豆粥を上りしに、光武喜んで之を食せり、而して南宮に達せし時は大風雨にて戎衣爲く濕ひしかば路傍の空舎に入て、光武自ら衣をあぶりしが、馮異時に復た麥飯を進じ、光武時に又之を食して厭ふことがなかつた、既に漢家の代表者が此通りであつたから士卒感激して遂に大亂を容易く平定することが出来た譯である、併し光武は當時馮異の苦心を知て居たから、後異が長安から入朝した時、詔して倉卒蕪婁亭の豆粥、滷泔亭の麥飯、厚意久しく報せずと云て、賞慰して居る、又我邦の徳川家康は軍中で其子秀忠が、味噌汁を二杯重ねて食せしとて大に之を叱し、將師が軍に在て士卒と食を俱にするに際し、己れ一人汁を重ねるは不埒なりと云ひ、又大久保彦左衛門は宇都宮騷動の時、三代將軍家光の駕籠中に糞にくるめるおはきを入れ置き、之を家光に食せしめたと云ふ話がある、此中には嘘傳もあらうが、何にせよ偉人と稱せらるゝ人物は能く時と場合とに應じ、己れ自ら之に堪へることを示すから、多く他を感化する偉大の力ら



持つのであらうと思ふ、彼の中庸に、君子は其位に素して行ふ、其外を願はず、富貴に素しては富貴に行ひ、貧賤に素しては貧賤に行ひ、夷狄に素しては夷狄に行ひ、忠難に素しては忠難に行ふ、君子入るとして自得せざるはなしとあは、自然と偉人の生活、行動に的中して居る言葉で、兩々對比すれば中々面白い所がある、要するに偉人の衣食住なるものは概して云へば地味な風が多く、其偶々豪華を示すのは或る必要上か、政略上に出づるので絶へず斯ることを望む念慮は少しもない様である、世人は大抵其壯舉、異常の企てや、催しや、邸宅城樓の美観などに注目するが、是は表て立つての必要に迫られ、或は衆と與に樂まんとするので、我が私の事は先づ質素を旨とするのが常の様である、昔し水戸光圀は江戸小石川の本邸に後樂園を造り、高樓、夏屋雲の如くに運ね、頗る輪奐の美を極めたが、是は徳川の副將軍として、三百諸侯に接見する表向きが必要から來たので、何も驕りを爲さんと仕た譯ではない、故に其水戸の西山に退てからは、草屋、竹籬、軒に月を見て、縁に清風を入るゝ丈のものに止め、閑居、悠優其生を終りたることは能く人の知る處であるが、古來偉人の好標本と目される、連中は先づ光圀の進退に似た處がある、然らば秦の始皇や、元の忽必烈の如く、又佛蘭西の路易十四世の如き、豪華を以て一貫した人物は偉人でないかと云ふのに、是も其部類には屬するが、併し右の如きは祖先若くは父祖以來の積

威、權勢に因て偶々如斯ことが出來たので、他と一樣に見ることは無理であるし、且つ斯る人物は決して世人の心服、崇敬を受けぬから心ある偉人は其二の舞を演ずることを避けて居る。

### 第十章 偉人は社會階級の外に立てり

偉人の輩出は必ずしも上流に限らず、或は中流にもあれば、下級にもある、又貴族と云はず、士農工商と云はず、その階級からでも時々出る、去れば偉人も其階級中に成長して行く間は無論人爲制度に支配されて、其中に適應する行動を執らねばならぬが、併し一度志を立てゝ其素志を貫徹せんとするに當りては眼中に貴賤、貧富、高官、無位の別がない、主とする所は英雄の士と交りて、大業を建て、盛名をなさんとする一點に歸着する、彼の武を捫て政事を應せし、晋代の王猛などは實に其好標本の一人である、故に今同人の略を次に云はう。

(甲) 秦王猛。東晋の主孝宗の時、桓温師を帥ひて、秦を伐ち、大に秦兵を藍田に敗つたが、其折北海の王猛字は景略なるもの、褐を被て温に謁す、虱を捫て當世の務を談ずるに傍若無人の體なりし、温之を異として、猛に問て曰く、吾れ命を奉じて殘賊を除くに、三秦の豪傑未だ至る者あらざるは何の故ぞやと、猛答て曰く、公數千里を遠しとせずして深く敵境に入る、今長安は

咫尺なり、而して瀾水を度らず、百姓未だ公の心を知らず、之れ至らざる所以なりと、尋で温秦兵と白鹿原に戦て利あらず、且つ軍糧に乏しかりしを以て、温、猛と俱に還らんとせしに猛聽かず、別れて秦に止りしが、後苻堅が其主君を弑して自立し、秦天王となるに及んで、王猛を苻堅に薦むる者あり、一見奮の如く、自ら玄徳の孔明に於けるが如しと云ひ、親任頗る厚く、一歳の中、五たび官を遷せしが、猛異才を擧げ、廢職を修め、農桑を課し、困窮を恤んだから、秦の民大に悦べり、奕帝の時、猛諸軍を督して燕を伐ち、遂に鄴都を圍み、秦主苻堅は鄴に入て燕主慕容暉を擒にして歸つたが、孝武帝の世に王猛は秦の丞相となつて居て遂に死だ、苻堅之を哭して、天吾をして六合を平一せしむることを欲せざるや、何ぞ吾が長略を奪ふことの速かなるやと曰た、されば猛の雄才、大略は大抵想像することが出来るが、猛の死する時、堅に謂て曰く、晋は江南に僻處すと雖も、然も正朔相承け、上下安和なり、臣の没後願はくは晋を以て圖を爲す勿れ、鮮卑、西羌は我が仇敵なり、終に人の患を爲ん、宜く漸く之を除て社稷を安んず可しと、蓋し猛の如きは能く死後を洞見するの明ありと謂ふ可きである、苻堅は猛の遺言を用ひず、其強盛を恃んで晋に寇し、長安の成卒六十餘萬、騎二十七萬を率ひて、南渡を圖りしに、晋の謝石、謝玄の軍八萬の爲めに敗られて、其大半を失ひ、狼狽して長安に

還りしが、尋で、其臣姚萇の爲めに弑せられた、之れは全く王猛の忠言に従はなかつた結果であるが、何にせよ猛は倜儻にして大志ありと史に記してある通り、初めからエヲ物であつたから華陰に隱居して居る一布衣でありながら、晋の桓温が來つたと聞けば直に之に面して現代の形勢を論じ、而して温が俱に南に還らんとした時、辭して應じなかつたのは、温が不臣の志を著へて居る上に、男子芳を百世に流す能はずんば、亦當に臭を萬年に遺す可しと云ふ位の男で事をなせば悪を助くる譯となり、且つ晋には當時謝安以下の英傑が存して居るから、自己の力を充分に展ることは頗る困難であること遠觀して居たに違ひない。

(乙) 俳人一茶。信州水内郡柏原驛に生れた人で、資性磊落、洒脫一世を睥睨して自ら高ふせしこと、古詩に所謂白眼にして他の世上の人を觀るの慨あり、又易に稱する王侯に仕へず、其事を高尚にすとの風あり、従つて同人の句は奇抜にして清新であつたが、彼の

ゆうせんとして山を見る蛙哉

などは尤も妙句にして而も雄偉の氣象が溢れて居る、一茶は寶曆十三年に生れ、文政十一年十一月十九日行年六十五歳で生地に歿し、其地の明惠寺に葬られたが、通稱は小林彌太郎と云ひ、幼より嗣を避けて風雅の道に志し、俳句を素尤に學び、尋で隨齋、成美に従つて其道を修

めたが、忽にして頭角を現はし、後一家をなして新機軸を出し、「おらが春」と題する自筆の書を刊行したが、所謂倜儻不軌の性であつたから王侯、貴人と雖も憚ることなく、飽まで道を以て高しとして居た、故に加州侯が出府の途次、使を遣て旅宿に召した時も

梅の春百萬石は何のその(？)

と云ふ句を書して使者に與へ、且つ所用あらば當方へ御出であれと云ふたが、當時俳人如き風情にして百萬石の加賀家に對し、斯る見識を以て答へたのは恐らく一茶を拵て外にはあるまじ、併し是も偉人の本性を具備したからで、歸する所は眼中上下なく、貴賤なく、重んずる所は人物の一點に存して居たことが證明される。

以上は偉人の眼中に上下の階級なく、唯だ俱に大業を成し得る人物を求むるに汲々たる一例を擧げたのであるが、是は下位の人が上位の人に對する場合はかりではなく、上位の人が事をなし、志を達せんとする折も同様である(例せば周公が天下の賢才を得る爲めに吐哺、握髮したとか、同文王が、大公望の如き無位の老翁を尊重して謀士となしたとか云ふのも其一つであるが、尙ほ漢の光武が嚴子陵と交り、又晉の肅宗が賢を好み、士を禮し、康亮、溫嶠等と布意の交りを爲したのも、又唐の玄宗が、天下の英雄、豪傑と交つたのも、皆な人物本位の結果から來たので、彼

の階級の如きは眼中に置れなかつた、勿論支那では、布衣にして一躍宰相に登る例も少なくないから、自然斯る類も多い譯であるが、そうでなくして階級制度の嚴格な我邦の如きも後醍醐天皇の如く、大志を懷かれた方は矢張り其制度に拘束せられず、無禮講を設けて人物網羅を謀られたとがある、是は國の東西を問はず、傑物の士が出た場合は皆な同じ譯で、其區々たる社會制度を遵守して其外に出ることの出來ぬ人間は即ち碌々爲すなきの凡俗と云て差支へはない。然らば偉人は社會制度の破壊者かと云ふのに決してそんなことはない、彼等は社會黨の如く其制度に反抗して戦ふとするのではなくして、其内に遊泳して自在を得て居るのである、故に時と場合とに應じては能く其風を守るが、精神上には區別がなひ、此の差別の見は聽て衆と俱に樂むと云ふことにもなる譯であらうが、其制度を守るのは矢張り秩序を失つてはならぬと云ふ點を會得して居るからである。以上の如く偉人は上下となく、社會制度を楯に取つて威儀を保つ様な愚を學ばぬ代りに、一方の實力を重んずるから、萬一此技量のないものが其真似を仕やうとする場合は忽ち排斥もされるし、又狂暴に陥る恐れが往々あるやうである。

## 第十一章 偉人と親子及び妻妾との關係

古來英雄は色を好むと云ふが、之は概して云へば事實である、併し色を好むは單に英雄ばかりではない、聖賢君子でも、凡人でも矢張り之を好むの度合は變らない。故に孔子も賢を賢として色に代へよと云ふて居る、併し世の偉人と稱せらるゝ人物は決して色に荒み、色に溺れて他を没却する様なことが少ないのである、殊に親子の情合や、人倫の大道を踏み違へる様なことはメツタにない、然るに小人は之に反する例が多いから、學術上でも教養上でも上古以來非常に八ヶ間敷言ふのである、己に小人に道を過るものが多しとすれば偉人は皆な正義を守つて、親子の關係などは尤も圓滿、温和を極めて居かと云ふのに必ずしもソウばかりとは云へぬ、然らばどうであるかと云ふのに、偉人は其目ざす所が、天下、國家に在る、假令否らざる場合も先づ多くを主とする、故に世を救ひ、民を安んじ、衆を撫するに就ては親子も願ふことがある、妻妾も捨る場合がある、勿論好んで斯る手段を執る人はなからうが、萬一己むを得ざる時は決然之を断行して恨みとせぬのである、併し其心は實に断腸の思ひなしとせざる次第であらう、彼の武田信玄は其父信虎を追ふたと云ふので世の非難は甚だしいが、是も臣下を駕御する上、又は其國を保つ點に就て己むを得ず断行したのであらう、又昔し源滿仲が其子美女丸を断らしたのも親子の情としては忍びまいが、他の者に對して捨て置く譯にゆかぬ爲め涙を香で断行したに違ひない、此外親子間ばかりではない、兄弟の間でも、叔姪の間でも互ひに殺し合ふ例が幾らもある、既に唐の太宗が其兄建成、元吉の二人を玄武門に斬たのも、唐室の安全を圖り、國家の靜平を全ふする上に避く可からざることで、單に腐儒の道德論などに拘泥して其進退を決する譯にはゆかぬのである、又周公が管叔を誅し、蔡叔を放ち、秦の始皇が其母を幽したなども同様で目ざす所が、單純でないから、全局上より打算して最善の策を執るのである、故に偉人の父子兄弟關係を論せんとするには、普通の一般人士と同様に見る譯にはゆかぬ、殊に亂世などに際しては當時の社會状態をも考へねば逆も満足の評を下せるものではない。

但し靜平の治下に在りては偉人も概して孝道を守り、慈愛に富みたるか多く、亂世でも出來得る限りは矢張り其道を行つて居る、是れは人情の自然でもあり、道德の本旨でもあるから怪むに足らぬが、只だ偉人は時によりて權道を行ひ、變通を謀るから其邊は餘程斟酌してかゝらぬと正當の解釋を下す譯にはゆかぬのである、又妻妾との關係に就ても同様で、如何に色を好むからと云て輕重を過り、大事を忘るゝと云ふことはメツタにない、故に唐の張順の如く士卒飢に泣けば妾を殺して其肉を殖ち、又我義經の如く失敗地にまみれば辭を去る、是れ愛着して溺るゝに至らざる爲めである、又妻に對してもワウである、細川忠興の如く、明智光秀の女を妻として居るか

らと云て光秀が信長を殺して後、姻戚上の關係から利を以て招たからと云て之に應ずることはなく、直に妻女を移して幽閉せしが如きは能く大義名分を明にせしものにて、愛に引るゝと云ふことは餘りない、故に斯る點から見ても偉人は概して人格の高いもので、其人情に薄い様な迹のあるのは一に天下、國家の大を主とする結果であることが知れやうと思ふ、彼の徳川家康が秀吉の妹を娶り、而して己れの孫女を秀頼に嫁して置きながら、豊臣家を亡ぼしたなどは老猾惡む可しと雖も當時天下の形勢は豊徳二家の兩立を許さず、且つ人心の歸向は一に徳川家にありしを以て、其亂源を絶んが爲めに大坂を攻めたに違いない、要するに偉人の親子、兄弟、妻妾に對する態度には往々此種の例があるから、其事情を明にしないと、大に其人格を減する恐れがある。

## 第十二章 偉人と子孫

俗に學者二代なしと云ふが、偉人の如きも數代繼續する實例は甚だ少ない、之れは近く明治維新の元勳に見ても解るが、古代と雖も同様である、彼の堯舜の子が不育であるとか、奈翁の子に二代の奈翁なしとか云ふのも同じ譯で、萬一右が汙文り通に一家一族、一團體、一階級の間にのみ偉人が輩出するものならば、其人々は好都合であらうけれども、一般人民は實に馬鹿くしい次第である、而して其間に不同のあるのは所謂天の配劑で、又人間社會の圓滿を保つ所以と言はねばならぬ、併し人類の研究上から見れば、彼の直接遺傳若くは隔世遺傳と稱するものありて、容貌、體質、精神、力量等に同じもの、或は夫れ以上のものが出る實例がある、是れは古語が眞理でなくて學者にも英雄にも、聖賢にも、藝術家にも父子若くは子孫三二代間續いて傑物が出で、或は、時を隔て、名家の後に偉人の顯はるゝ所以で、其家に取ては多少樂みを得る譯である、併し孰れにせよ偉人の生出は自然であるから、彼等は子孫を願ぬかと云ふのに、古來の歴史上、決してそんなことはない、勿論父子の情愛から、親が子孫の教養上に力らを盡すのは古今變りはないけれども、子を得る以上は先づ己れより以上の傑物を得んとして自分夫妻を慎みて其行動を苟もせざる人物が往々ある、彼の周の文王が武王周公を生す前に胎教を重んじたなどは、其一例で後世の儒教を尊ぶ連中にも間々類似の行迹を示す人がないでもない、夫れは何せかと云ふのに、論語に性相近し、習ひ相遠しとある通り、人は教養の如何に因て、非常の俊傑にもなれると云ふ觀念が存して居たからである、而して偉人なるものも其少數は別として多くの人物は此教養の結果として漸次性格を大にし、偶ま風雲に際會し、或は機微を洞見したものが、最大の聲譽を博する様になるのである、今一例を云はんに、徳川三代の將軍家光は初め柔弱の性質で、常に容貌をつく

るい、或は身邊を飾り、婦女に類した所があつたけれども、彼の土井、青山、酒井の智仁勇三傑と稱せられた御守り役の人々が心を籠めて教育の任を盡した爲め、性質一變して、勇決、果斷の名君となられた、或る者は斯る例を見て、夫れも本來の性質がそうであつたのだが、初め婦女子の手に育てられて居た爲め、一時其方に傾いたのであらうと云ふかも知れぬが、今日心理學上では性質變換の眞理を認めて居るから、終始一貫説を其凡てに當て欲める譯にはゆかぬ、但し是れ等の理論は別として偉人の繼續には教養に基く結果も交つて居るから其總てが自然の輩出であると認めることは出来ぬ、又偉人の子孫には限らぬが、彼等の後裔は多く書冊に載つて居る爲め、後になる程、柔弱者となり、怯懦となり、遂に他人に亡ぼさるゝ例が知れて居るが、是れ等は長き間に血統上自然と其本性を喪ふ爲めと、又鍛練、教養上に大變化が生じて來る爲めとであらう。

### 第十三章 偉人と模範人物

偉人の中には模範人物として尊ぶ可き連中が往々にあるけれども、模範人物は必ずしも偉人にあらず、何となれば偉人の性格、事業等は概して曰はゞ餘りに常人より飛び離れて居るから、之を模範とする場合に其人多く偏僻、奇矯の弊に陥る恐れがある、夫れは宛も書畫の奇抜、絶群なる

ものは學ぶこと容易ならずして、偶々習ふも虎を畫て狗に類する謂りを享ると均しいからである、而も書畫其他は靜物であるからまた可なりであるが、人間は活物であるから、其行動が正を得て居らぬ以上は害毒を流す點も計る可からざる度合に迄達するに遠くない、故に模範人物は平常人士が手本としても極く適當し、又習ひ易き點がなければならぬ、然らば如何なる人物が模範になるぞと云へば書道の方で名高い趙子昂、畫の方ならば我邦の四條派などに類した連中を探らねばならぬ、今右の一例として二三を擧ぐれば、學者としては具原益軒、伊藤仁齋、柴野栗山、佐藤一齋などが、尤も好適であらうと考へる、又文章家としては歐陽永叔、司馬溫公、少しく瀕りて韓退之などが其一人であらう、蓋し退之以下の文章は渾厚にして雄偉の氣あり、流麗にして温藉の情あり、變化ありて、而も拮据ならず、故に學んで入り易く、且つ事に益あり、然るに東坡の文の如きは稍や奇僻あり、光彩陸離たれども多く中正の見を失せり、故に學び易からずして、和や強辨の弊に傾く恐れあり、又我邦の學者にても林氏は程朱に固着し、徂徠は古文に囚はれ、白石は自己の性情に制せられ、錦城は迷謬に陥れる迹を示す、~~彼に~~普通一般の人士が之を模範とする場合は、其識力精神を學ばずして死骸を襲ふに類して、其偏見たり、陋習たる點を取るにより益少くして害多き結果を生ずるのである、但し模範人物は海洋の温波、青波の如く、又米麥の淡如た

るが如く、奇なく、妙なきに似て、其方らの偉大なるを必要とする、若し怒濤山の如く、澎湃天を搏つ有様を見れば壯觀曰ん方なしと雖も、其船舶を覆し、家屋を洗ひ去り、人命を失ふの慘狀を現出する恐れあり、又珍珠、佳肴は一時口に適すれども胃腑を毀ふこと亦速かなり、而して人も風濤に類し、珍珠に似たるは以て普通の模範となす可からず、隨て其執る所の標本と場合とは深く考へざれば爲めに意外の結果を生ずることあり、彼の偉人は國に益あり、人に利あれども通常人が學ばんとするには撰んで用ゐざれば其身を害する恐れがあるかも知れず、故に偉人を偉人として見る場合は格別、一度自己の手下として之に私淑せんとする時は餘程慎重の考量を費さねばならぬ、但し偉人と模範人物とを其性情の上から云へば前者は欲望限りなくして後者は自ら安かんする所があり、前者は覇者に似て、後者は君子に類する所がある、従つて前者は進歩、活動俱に刮目す可き點多く、後者は點滴の石に孔するが如く、遅々として進まざる風が見へる、而も偉人の中には無論後者の模範人物も加はつて居るから、全く別個の人物と見てはならぬ。

## 第十四章 偉人と嗜好

偉人は神にあらず、故に如何なる濟世、救民の志ある人物でも何等か其間に嗜好あり、樂みありて、精神上的の慰安を求むるものである、勿論國により、時に従つて博く人民の好む所を好み、又全く世情に遠き類を愛する風もあれど、概して曰はば時流に制せられる傾きが見へる、是れは偉人の例として衆と供に樂み、又世と興に喜びを均くせんとする心から來るのかも知れぬ、但し古人の嗜好中には陶淵明の如く酒を愛せしからとて、右は眞正に好みしにはあらず、實は胸中の不平を醫せんが爲め酒に隠れしなりと説く人あり、又我邦なる後鳥羽天皇の如く、深く刀劍を愛し給ひしとは云へ、右は北條討滅の御心ありて、思を茲に寄せ給へりと云ふ人あり、是れ等は實情に近からんかなれども、斯る推測を加ふれば多少何等かの理由を附し得らるゝものなれば先づ程々に見る方適當ならん、今其如何を別として重なる二三の例を擧げ、彼の聖德太子は甚く佛法を尊信されたが、右は治世、濟民の爲めばかりではなく、一の嗜好心から來たに遠くない、何故かと云へば御身攝政の地位に居給ひて、下を使ふこと御隨意なりしにも係らず、自ら法體に擬し、或は教典を講じ、或は其註疏を書し給ふなど云へるは、己に其程度を越へたり、殊に南都の七大寺を始め、諸國に寺院を建立し給ひしが如きは、御本務以外のこととして、一の嗜好と謂はざるを得ぬのである、又弘法大師が書道を好み、人麿、赤人が和歌を好み、百濟河成が畫を好みしが如きも矢張り同様な譯で、早く云へば道樂である、併し是等は皆な直接、間接に世益があるけ

れども、之に反して平清盛の女色を好み、足利義滿の華美を嗜みたる類は單に害のみあつて、何等の益もない、故に是等は古來世の嘲りを受けて居るが、彼の信長や秀吉が茶道、刀劍等を好んだのは、其影響頗る廣く、且つ興味も深いから今其一端を次に述べやう。

織田信長は能即ち流曲及び舞を好み、又名物類を好み、刀劍を好み點茶をも好んだが、此中で茶器名物を愛したことは非常なもので、當時柴田勝家が其内の一品を望んだけれども容易に與へず、後信長の妹にして淺井長政に嫁した小谷の方を娶つたが猶與へず、更に越前の太守となつた時始て一國の守にして名器なきは耻なり、汝が永年望みし品も今日に及んでは所持して其身にふさはしければ與ふるなりとあつて贈つたことがある、去れば信長の茶器を嗜好した度合は、此一話で解るが、其始て右の類を聚めたのは、永祿十二年の二月で、當時京都で買上げた品は上京大文字屋所持の「初花」、祐乘坊所持の「富士茄子」、法王寺所持の「竹ひしゃく」、池上如慶所持の「かぶらなし」、佐野某所持の「雁の繪」以下で初花、富士茄子、かぶらなしの類は皆な唐物の茶壺である、尋で元龜元年三月又泉州堺の人々が所持せし天下隠れなき名物を集めたが、其中には天王寺屋宗及所持の「菓子繪」、藥師院所藏の「小松島」、油屋常祐所持の「柑子口」、松永彈正所持の「鱧の繪」等で、此内小松島、柑子口は茶壺である、其後天正二年にも、同五年にも亦聚めて居るが、

信長は單に集めるばかりではない、盛んに茶會も開けば、人にも見せ、又一族臣下等にも大分煩つて居るが、當時は名物の一品でも得ると一國一城にも勝る名譽と心得て居たから、羽柴秀吉が大軸の繪を貰ひ、明智光秀が帛繪を與へられた時に、兩人名物所持仕候事、御威光難有次第也と記してある、又天正五年に寶子岐阜中將信忠が安土に來た時は、初花以下の名物八種を贈つたが、同六年正月には安土にて諸國參候の將士に茶を與へて、床飾りには東西に名畫を掛け、茶壺には萬歳大海を用ひて居る、尙ほ斯る例は澤山あるが、何にせよ信長が戰場萬馬往來の間に於て點茶と淋器とを嗜好せし度合は實に非常なものであつたらしい。

次に秀吉は所謂派手好きの上に瀟灑壯快の人物であつたから、茶器を集め、茶會を開いて其盛を極めたことは信長よりも一層輪を掛けた程であつたが、殊に名高い話の一つ二つ述べて見やう。

天正十三年十月初日、京地北野松原に於て、大茶會を催ふせしが、是は都鄙、貴賤の別なく、有名なる數寄者を聚めて、茶道の手ざわを窺ひ、其風情と茶器とを一覽せんが爲めに、八月二日に次の如き高札を建てたり。

來十月朔日於北野松原可令興行茶湯候、不寄于貴賤、不拘于貧富、以之面々來會、可催一興、禁美麗、好儉約、營可申候、秀吉數十年求置し諸道具かざり立をくべさの



條、望次第可三見物者也。

此高札は洛の上下、奈良、堺等にも立て置しかば佗を専らにする數寄者の面々は、目出度御代に際會して、價貴き名だたる諸道具を拜見し、且つは己れ等が名譽をも達せんとて悦ぶもあり、又洛中の數寄者は其手ぎわと所持の品とを一覽に供へて、秀吉の御威に預り、又堺の數寄者どもを一あて當て、常々名人顔せし連中を驚かさんと巧みしが、當日の出陳は秀吉の諸道具を第一として、二番は利休物、三番は堺の宗及物、四番は同なやの宗久物以下にて當時天下の名物と稱せし類は殆んど網羅せし有様なりし、今其一二を云へば秀吉の藏品には青楓、長そろり、龍堂の墨蹟、鍋無、紹國天目、あらみ茶杓、紹鷗茄子、新田肩衝以下數十點あり、又利休の品には、烏丸香爐、葉茶壺捨子、奈良柴、尻彫の壺類、塗天目、高麗茶碗以下拾數點あり、宗及の出陳には枯木、熨子、初花等の壺類、入道岫の釜、尼子天目以下八點あり、宗久の分には、月の繪、松花志貴肩衝の壺類、祖母口の釜、とさん茶碗以下八點あり、其外二品三品の名物を陳ねしものは一々枚舉に遑なき有様なりし、而して當茶席の重なる客は一番近衛信輔、日野輝資、徳川家康、織田信雄、穴津侍從信兼にて、二番は結城秀長、豊臣秀次、前田利家、蒲生氏郷、貞通、利休の數人なり、而して三番は織田有樂以下秀勝、頼隆、秀家、忠興の五人なりし、是

等の人々へは秀吉自ら茶を立つて饗應し、尋で自身も小性十人を伴ひて先づ蜂屋出羽守のさしきへ入り、茶を喫して後、諸人の席を臨み、其名物を巡覽して還りしが、此北野茶會の翠は實に天下の人を驅て點茶風流の道に向はしめたる効果ありし。

秀吉は此後小田原の北條征討に際しても、又朝鮮征伐の折も常に茶具を携へて到る處に之を樂み、又多くの人々をも饗應して喜びしが、其後文祿元年七月泉州堺の商人茶屋助右衛門が前年呂宋に趣きて取集めたる釜類を見て之を面白しとなし、利休と相談の上、上中下の三等に別ち價格を附して諸侯の希望者に與へしが爲め、此品忽ち高價となり、爾來商估類りに彼地に到りて其壺を求めしにより、遂に發掘品の迹を絶ちしことなともあり、

斯く信長、秀吉等が點茶を嗜好した結果は博く諸侯より民間の人々に擴まり、遂に朝鮮役に際しては、彼地の陶工中の名手と稱する者は殆んど之を伴ひ歸り、延て我邦陶業の進歩と發達とを來せしとは實に非常な者である、萬一當時に點茶の流行がなく、且つ信長、秀吉の如き有力者が其道を好まずんば今日陶器を以て世界に誇る様な名品は決して出來なかつたのである、故に英雄の嗜好は幸ひに善ひ方であれば間接に國益を起し又一世の風儀を矯正する譯であるから物によつては他より勸めても差支はない、尙ほ秀吉の嗜好には刀劍、和歌の類もあるが、右は姑く欠如する。

## 第十五章 偉人の着眼點

徳川家康の遺訓に曰く。

三州(駿遠参の三國)に主たる時は近國に用心し、關八州に主たる時は東海、東山、北陸三道の治亂を考へ、日本に主となりては諸夷國の治亂を聞かざる可からず。

と、此事平易に似て、實は味ひ深し、蓋し偉人なるものは概して先見の明あるにより、従つて着眼も萬人の上に出づ、斯は國基に於て名手が常に全局に心を注ぎ凡手は絶へず一局部に熱中するの差と相同じである、故に偉人の觀察着眼は粗なりと雖も漏すことなく、常人の見は一部に精しけれども他を欠如する例が甚だ多い、昔し春秋戰國の時、魏の武侯が西河に浮んで下る時、中流にして、吳起を顧て曰く、美なる哉山河の固め、魏國の寶なりと時に吳起對て曰く徳に在り、險に在らず、昔し三苗、洞庭を左にし、彭蠡を右にす、然るに禹之を滅す、桀の居は河濟を左にし、秦華を右にす、伊闕其南に在り、羊腸其北に在り、而も湯之を放てり、村の國は孟門を左にし、太行を右にし、恒山其北に在り、太河其南を經、武王之を殺す、若し徳を修めずんば舟中の人皆な敵國なりと、武侯の曰く善しと、之は能く人の知る所であるが、當時武侯は眼前の險を見て其

外を思はず、吳起は流石に謀士であるから、其以外に必要條件の伴ふことを知て居た譯である、夫れで斯る例は後から見れば至て平易の様であるが、實際に臨んでは、思ひ浮ばぬものである、若し萬一其際に是等の事が自覺されるれば其人は確に偉人に算す可きもので、彼の常人の那類ではない、蓋し險を頼んで亡びた例は古來山程あるが秦の始皇の如きも其一人である彼は北方に萬里の長城を築き、又天下の兵器を銷潰して鎖鑰金人十二を作り、億丈の城に據り、關中の固めを頼んで金城千里、子孫帝王萬世の業と思惟せしが、何ぞあらん二世にして亡び、又三國の時、蜀の劉氏は卷維以下の名士あり、天險を頼んで魏を禦ぎしに、忽ち鄧艾の爲め背を襲はれて遂に破れたが、是れ等は皆な頼む可き根本を見ざるの結果にして、要は偉人の素質を欠て居るからである、併し如何なる偉人でも欺くに道を以てし、且つ聚散を合して一人に當る際は到底防ぎ得るものでもなければ、覺れる譯でもない、現に太田道灌や、渡辺韓信などが殺されたのは全く其爲めで、是を以て其人を貶することは出来ぬのである、但し右の論は別として偉人は他人を見るの明もあれば、時勢を遠觀する識もあり、又後世を察する丈の力も持て居る、故に細考して發する言は先づ過らぬものと見てよからう、假令適中せざるも遠からざる點にまでは行く、夫れは周公旦が、太公望の言を聽て齊國の前途を豫言し、太公望が、周公の言を聞て、魯國の將來を明言し、

而して二つながら適中して居るなどは、偉人の先見として敬服す可き點であらう、又我邦の北條早雲が、上杉家の亡びんとして容易く、滅びざる所以を明言し、又太田三樂が北條の削弱せらるるに似て、而も倒れざる理合を見抜たなども矢張り似たものと見ねばならぬ。

## 第二篇

### 偉人歴史

森林の蔚然たるは樹木の衆まれるが爲めなり、大江の溶々たるは細流の合するが爲めなり、而して國家社會の強大を致すは一に人類の衆合して、之を組織するが爲めなり、故に國家の堅固富強を圖らんとする場合は萬人の力を假り、上下一九となり共に活動するを要すれども、其主動者たり、音度取りたり、整理者たるものは即ち偉人なり、故に古今東西の史を翻れば大抵偉人の傳を以て充たせり、之れ宛も大江中の壯觀を極むる箇處、森林中の風致に富める場所を賞すると相似たり、既に偉人は國家社會の中に於て他に秀絶せるものとせば、之を歴史上より見ると宛然名勝齋庭を巡覽するに似たり、然れども偉人の活動は社會と分離する能はず、若し之を分離すれば其

活動は彼の獨り相撲に類する觀を呈す、故に個人傳を叙するに先つて少しく偉人と社會歴史との關係を述べて見やうと思ふ。

### 第一章 時代と偉人

#### 第一節 上世の社會と偉人

(イ) 草昧時代。神武紀に同天皇の御言葉を記して曰く、此豐草原瑞穗國は我天祖彥火瓊杵尊に授け給へり、是時に連鴻荒に屬し、時草昧に當れり、故に蒙して以て正を養ひ、此西偏を治むと、又天照大神、其孫瓊杵尊を瑞穗國に降さんと仕給へる時の狀を記して曰く、彼地多く螢火の光るが如き神及び蠅聲なす邪神あり、復草木咸く能く言語すと、此文に據て見れば當時日本の社會狀態はコロンブス發見前の亞米利加の如く、南洋諸島の奥地の如く、又希臘の神話時代、印度の毘陀時代、支那の三皇時代の如く酋長、蕃族各地に割據し、各君長となりて、常に雌雄を争ひ、一も統合する處なかりし狀態であつたに違ひない、而も此の時代に又偉人ありて稍や強盛を致せしが、即ち大國主命と少彥名命の二神である、然るに當時天孫派は日本全土を征御せんとの素志ありしにより、武甕槌命と經津主命を遣て大國主命を説服したが、此二神も亦大なる偉人である、

既に出雲派と天孫派とは此大偉人の存在して居た爲め國家は無事に受授されたが、併し當時は前條の様な社會であつたから、双方共に武力專一で、他の技量は其有無不明でもあり、又左程發揮されて居らぬ、唯だ大國主命が治國の要として醫藥、禁厭の法を定め、又武、經の二神が其折衝の任を全ふせし點などを見ると、智慮あり、分別あつて、中々抜け出た様子が知れる。

（ロ）敬神時代。神武天皇の朝創業であつた爲めか、又頻りに偉人が輩出した、彼の道臣命、可美眞手命、天宮命などは其尤も優れた連中であつたらしい、蓋し道臣命は書贊に開國佐命の元勳と云はれた如く、強賊の撰討に就ては實に第一の功臣で、可美眞手命は大義名分を明にした人、又天宮尊は一方に饑饉の典を掌りて内助の功多く、又遠く東國に渡りて地を拓き、産業を興せし點は實に新殖民地の總督と均しく殆んど類例を見ざる偉勳である。

尋で綏靖天皇は英邁の資を以て神武創業の基礎を益強固にし給ひしが、其庶兄の禍心を包蔵して二弟を害せんとするを知れども、山陵の事終るまで忍んで争ふことをなさず、忌明けて初て手研耳命を斃し、皇位の安泰を圖り給ひしは確に偉人たるに負かず、且つ孝心あり、思慮ありしを知るに足る可きである、第十代に至りて彼の崇神天皇出で給ひ、精を勵し、治を圖り、勅して皇祖の盛業を述べ、群臣の忠貞を致さしめ、又飢疫背反の徒起るに當りては、單に一身の徳を以て治

め難きを知り、大に祭祀を勉め、又四道將軍を置て東海、北陸、山陰、西海の諸道に派遣し、盡く不服の徒を鎮靜し、又武埴安彦の謀反を平らげて、天下無事なるを得せしめ給ひしは實に聰明雄略の君たりしことが推定される、又垂仁天皇の時には相撲道の始祖として、且つ永く殉死者を救ひ、その悲惨なる舊風を一洗せる野見宿禰出で、又萬里の波濤を超へて遠く常世國に使せる田道間守出でたり、但し間守は別に偉人としての記事見へざるも、其勅命を奉じて遠く絶域に往き、萬里の浪を踏で、遂に弱水を度り、神仙の秘區にして、俗の臻る所にあらざる常世國に達し、往復十年を経て使命を完ふし、其天皇の崩御を聞て其陵前に慟哭し、遂に自願して死せしは偉人にあらざればなすことの出来ぬ行爲である、次の

景行天皇は申すまでもなき賢明、潤達の君で、其御子なる日本武の尊に至つては古今稀れに見る雄略の人物と評せざるを得ぬのである、史に容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を扛ぐと記してあるのは、御一生の行動に照して頗る恰當して居る様に思ふ、當時又武内宿禰出でしが、此人物の勳功は普く世人の知る處であるから茲には略す、又仲哀天皇は御不幸にして西征の途中で崩御になつたが、併し、皇后神功と俱に雄抜の御氣象ありしは明である、次に應神、仁徳の両天皇、及び菟道稚郎子は申すに及ばず、彼の高麗國貢獻の鐵盾を射て外人を驚かせし、盾人宿禰の如き又

新羅を伐て大功を奏せし田道の如きも確に偉人の中に算す可きものである、是より允恭帝までの間は屈指す可き人物少きも、雄略帝に至て大に皇家の威信を加へ、又殖産、工業の道を開きて一大發展をなせり、是れ同天皇の精力絶倫なりし爲めにて、國基の堅牢更に一段の強きを致せり、此時に又少子部連<sup>ちよこべのすけ</sup>螺<sup>ら</sup>麻<sup>ま</sup>あり、努<sup>ちから</sup>力<sup>りき</sup>人に超へ、勇猛並ぶものなかりし、又膳臣<sup>しむわてのふみ</sup>あり、高麗の強兵を破て新羅を救へり、是等も亦偉人ならん、次に繼體天皇の時物部<sup>ものべ</sup>危鹿火<sup>あしかび</sup>あり、彼の九州なる豊筑の地に據有して、遠く韓地と連絡を保ち、我皇家に抗せし磐井を伐ちて大功を立つ、而して宣化の朝には大伴狹手彦、勅命を奉じて新羅を討じ、任那を鎮め、百濟を救ふて國威を揚げしが、右の二人も當時の傑物なりしならん、又繼體より宣化に涉りて廟堂の上に重きをなし、或は危鹿火<sup>あしかび</sup>を撰任し、或は其子を擧げたる、大伴金村の如きは全く國家棟梁の臣にて、晋の謝安の如く其功見へざるも實は得易からざる名臣であつたに違ひない。以上列擧した、天子、臣僚等の偉人は世遠く、時代異なる爲め今人の注目を牽くこと少しと雖も、悉く一代の歴史を飾るに足る可き傑物で、當時は名聲藉甚たりしに相違ない、併し神代は所謂草昧で、神武以後は敬神專一であつたから大抵の偉人は矢張此時代精神に支配されて居た様である、勿論極くの武勇者なる、日本武尊とか、物部危鹿火とか、又は強暴なる磐井とか云ふものになると、其形迹が他の人物程明かではない

が、夫れでも實際は略ぼ同じであつたらうと考へる、唯だ此時代は未だ文化が進んで居らぬから、治道上や、征服上には武力を専らにして、徳化の如き手ぬるきことを以て世に處する風は餘りなく、隨て斯る點より採る可き人物の少ないのは己むを得ざる次第である。

## 第二節 中世の社會と偉人

(1) 信佛時代。欽明天皇の朝からは印度の佛教が百濟を経て東漸し、此勢力が次第に瀰漫して來たから、右に關する人物が大分交つて來て、在來の敬神家は多少減じた模様であるが、併し文化は夫れに伴ふて發達して來たから品格は何となく優美に傾いて來た様子が見へる、是れは一の特徴であると同時に偉人も自から此風潮に乗じて自己の力を發揮し、或は之を以て他の權勢を壓し、或は之を以て皇家を衰微せしめ、或は之を以て國家を飾り、或は之を以て外國交渉の手段に供した事は歴史の上に現はれて居る、されども此文化の加はつたのは單に佛教の力らばかりではなく、儒教の感化も與て力らあり、又自然の風俗輸入が大分關係して居る様に思はれる、故に當時の偉人は活動舞臺が大に擴まれる結果として多方面に現れて居るのは前二期と非常に差違を示す點と謂はねばならぬ。以下其重なる人物を次に擧げやう。

欽明の朝佛像、經論等百濟以來渡りてより、大官連に之を排斥するものと尊信するものとの二派を生ぜしが、信徒は是より増加して、崇峻、推古の間には厩戸皇子出で、高麗の僧惠慈、百濟の僧惠聰等來朝して三室の棟梁となり、惠慈は更に太子の師となれり、又當時唐國通としては小野妹子あり、其他遣學生の、高向玄理、南淵請安以下八名なども皆な鏘々たる人物なりしならん、又舒明の朝には上毛野君形名の妻に男勝りの傑物あり、彼は其夫が蝦夷を攻めて敗るるに當り、之を助けて偉功を奏せしむ、尋で皇極の朝には中大兄即ち天智帝及び、藤原鎌足の二人出で、逆臣蘇我入鹿を誅し、又其部兵を諭して國家の安泰を致せり、蓋し我朝の歴史中、臣民にして皇家を傾け、天皇を弑し、皇子を殺し、自ら威福を弄せしものは蘇我馬子以來、入鹿迄の三代を以て嚙矢となす次第で、其所爲の惡む可きは言語に絶せり而も幸にして英明の皇子中大兄あり、又不世出の俊傑藤原鎌足出で、國家の靜平を致せしは、我皇家の爲めにも、臣民の爲めにも實に慶賀の至りと謂はざるを得ぬのである、次の齊明の朝には有名なる阿部比羅夫あり、北方の蝦夷を伐て大功を建て、政所を後方羊蹄に置きしが、國威の斯る奥地にまで及びしは當時空前の事例にして一に比羅夫の力と謂はざるを得ず、次で同人は肅慎國を伐ちて國光を異域に輝かし、天智の朝には大命を奉じて韓地に渡り百濟を助けて大唐の兵と戦ひ、遂に白河に戰歿せし模様なるが、同人の如

きは當時の將帥中實に得易からざる豪傑なりしが如し、又天子の中には聰明英達、天智天皇の如きあり、次に沈雄允武なる天武天皇の如きありて、前後帝業を恢弘せしにより、國威、大權奮に復りて、皇室益強固を致せり、此時代に又粟隈王あり、九州の總兵を指揮して其守備を全ふし、又大伴連吹負は將軍の職に昇つて天武の大業を助けたが、是等も確に偉人の一人である、又天武朝には鎌足の子にして僧となれる定惠あり、父の遺言を奉じて多武峰に十三重の塔を建て、又始めて法相宗を傳へぬ、尋で文武天皇の朝には僧道朝、役小角、藤原不比等、刀劍工天國等相繼で輩出したが、元明以後奈良朝に入りては古事記の撰者として高名なる太安磨、日本記編纂の總裁なる舍人親王、其他吉備眞備、阿倍仲磨、藤原宇合、橘諸兄、大伴家持、和氣清磨、藤原永手、空百川、淡海三船等を始として、僧徒の如きは行基、玄昉以下天竺の僧善無畏、唐僧道慈、道理、鑑眞の如き内外の人にして一代を飾る可き人傑が多く衆まつた、斯く政治、文學、武事、宗教、工藝、天文、遁甲の術に至るまで各般を通じて夫れ々の偉人を出したのは全く時運の然らしむる所であるが、其間で案外勢力を得て居たのは全く佛教で、此思想が人心を支配した度合は中々強大であつたと同時に、自然と人々も其感化を受けて居た様子である、併し奈良朝以前、即ち齊明天皇の時に百濟が亡びる迄は、大陸に我範圍があつた譯だから人心の氣象は中々雄大で、同時

に忠君の念、國威宣揚の思想は甚だ強く、其點に就ては殆んど佛教の力らが及ばなかつた様子である、又當時儒教を重んじた人々は専ら仁義、道德を首唱したに相違なく、又一方では漢地の文物制度を移植して日本の陋習を改良するに努めたらうが、其人物の少かりし爲めか、事業の見る可き點は單に詩文章や、歴史以下の記述や、條令文位に過ぎずして佛教程目覺しき活動よりは碌に見へて居らぬのである。

(ロ) 北伐及文教時代。平安朝の初期は即ち北地討伐の時代で、文化の進んだ割合には上下の氣象が勇悍壯快で、國威は非常に發展した、是は何の爲めかと云ふのに、天智の朝に大陸の韓地は唐の侵略の結果として之を失つたけれども、其鬱勃たる國民の思想は決して押ゆることが出来なかつた、故に此雄憤の氣をドコかに漏さねばならぬが、中央の政權争奪に用ひては害ありて益なく、而して從來は力を韓地にのみ注で居たから案外北邊の開拓を怠り、延て蝦夷の強掠を恣にせし爲め、茲に桓武朝からかけて頻りに北征を專にする様に成た、右は支那で南方苗族との交渉が緩んで、更に北地との紛争を絶たなかつたのと同である、併し北地の蝦夷は幸に田村麻呂の如き偉大の人傑出で、一たび援撫の功を奏せしより、爾來世上の靜安を得し爲め、茲に蔚然として文學起り、一方には漢學旺盛を致して詩文の鮮麗なるもの花の如くに行はれ和歌、國文の艶美なるもの露の

如くに競ひ生せり、而して丹青界には百濟河成、巨勢金岡以下の名手前後輩出して其妙技を争ひ、又彫刻には定朝、運慶、湛慶の巨匠出で、古今獨歩の稱を受け、其他書道には嵯峨天皇を初として空海、逸勢の能筆ありて唐代の名家と並ひ馳せ、其他刀劍には安綱、神息小鍛冶の數人ありて萬代の名寶を作り、殊に佛教に至りては名僧、智識の一代を風靡せしもの屈指に遑あらず、斯く諸般の階級を通じて多く偉人の彬々たるは實に國家の爲めに喜ぶ可しと雖も、治平長く積きて、上下文恬、武熙に慣れては、人心自から游惰となり、且つ驕奢の風競ひ起りて、下民の飢寒に泣くもの甚だ多きを加へぬ、故に藤原時代以後は一方に國家經濟の困難を生ずると同時に盜賊、海賊諸方に跋扈し、官人の往來すら尙且つ危険を感じたるに似たり、故に武臣なるものは根據を地方に固めて、自ら守禦に任じ、官位、政權を中央に争ふの愚を避けて専ら實力勢望を地方に附殖せり、之れ國勢一變の端緒なれども、偉人は却て斯る世變に乗じて生れ、又雄武の氣象は之が爲に持續され、我國體は夫れが一因をなして幸に他國の侮りを免れたり、已に斯る有様なるが故に此時代は最初に書道、文學、佛教等を以て名を成せしもの多く、智謀、勇武の點に於て世に顯はれたる人物は割合に乏しかりし、次に詩歌、管弦を以て聞へし人數多ありしが、終りに近づくに從つて武事に長せし偉人多く出でたり、今其中の重なる人々を次に擧げやう。

桓武以後、後鳥羽天皇迄の間で英明の主と稱す可き方々の多かりしは云ふまでもないが、是等は姑く措て他を舉げんに、武將としては桓武朝に田村麿あり、朱雀の朝に平貞盛、藤原秀卿、小野好古あり、一條帝前後には源滿仲、其子頼光、頼信あり、武名尤も高くして源家隆盛の基を啓けり、尋で頼義、義家等出しが茲に至りて勢威東北に展び、攝津源氏、宇田源氏、甲斐源氏等全國に涉りて其根蒂を固ふせしこと豫想の外にありし、而して平氏は貞盛以來、忠盛、清盛の數代間、又卓絶せる人物を生じ、其他藤橘、清原等の數家より出で、武名を揚しもの少なからず、又爲政家中には桓武の朝に藤原繼繩、同種繼あり、平城の朝には冬嗣あり、清和の朝には良房あり、陽成の朝には基繼あり、宇多、醍醐の朝には菅原道真あり、一條帝の時には道長あり、此中藤氏の人々は自ら政權を執て多少專横を極めしと雖も、其人物は又棄つ可きにあらず、而して此外の人々にて名あるものは一々枚舉に遑なく、又文學を以て聲名あるものには嵯峨帝の時に菅原清公あり、淳和の朝には良岑安世あり、仁明の朝に小野篁あり、宇多、醍醐の朝に三喜清行あり、又琵琶の名手としては仁明の朝に藤原貞敏あり、又醫家としては圓融の朝に丹波康賴あり、陰陽家としては花山の朝に阿部晴明あり、又蹴鞠の妙手としては鳥羽帝の時に藤原氏通あり、又歷數天文に長せし人は圓融の朝に加茂保憲あり、其他書道の名手、和歌の達人、佛門の聖者と稱す可き人々に至

りては悉く列舉す可からず、故に略して次に移らんと欲すれども、尙當時の狀勢を曰んに、其大體は前掲の如くなるも唯だ藤原時代の中頃より、佛者兵威を弄せしにより却て世の信向を減じ、尊位を失し、一部の人士間には確に厭倦の情を以て迎へられたるに似たり。

### 第三節 近古の社會と偉人

○武家專横時代。保元の亂に源家の一族多く敗亡し、平治の亂に源義朝以下討たれてより、平家獨り榮華に誇りて日本全國の三分一を領有し、政權武家に移りて、皇家は大に式微を致せり、尋で壽永以來は諸國の源氏一時に勃興して、驕れる平家を帝京の外に追ひ落し遂に西海に打沈めしが、文治に及んで頼朝天下を一統し、覇を鎌倉に稱せしより總追捕使となり、名を棄て、實を執りて、自ら兵馬の權を掌握し、號令を六十餘州に下して、獨り威福を弄せしが、不幸三代にして亡び、北條陪臣を以て更に之に代り九代の間絶へず勢力を揮へるにより、後世武門の專横を惡めども、此大權下移の本源は清和以後にて、武家は偶ま藤氏の故智を踏襲せしに過ぎぬのである、但し其可否を論ずるは他日に譲りて、當時の社會狀態を曰んに、王朝の中頃以後は中央顯官の華奢其極度に達し、地方人民の疲弊尤も甚だしく、爲めに盜賊天下に横行して、土豪は自ら兵を蓄へて之



を守り、世人は門伐政治に厭さはて、利の有る所に隨從し、權門勢家を避けて實利、實力を主とする源平以下の武門を助け、鶴首、堯望して一大變革を俟てり、此際に當りて平氏榮へ、源氏興れるにより民心翕然として之に歸向し、皇家の尊、公卿の位階を度外視して、唯だ負擔の軽減し、富力の充實せんことを希ふ風を生ぜり、己に天下は實利主義に傾き、桑門の徒すら武力によりて宗派の擴張を圖れる有様となれるを以て、身を立て名を成さんとする人々も自から茲に着眼したに相違ない、併し世には反動と云ふものがあつて一方に實利、實力を土臺となし、富貴、權勢を尊にすれば、右を無視して清貧の中に精神上、技藝上の力を養ひ、之を以て對抗せんとするものゝ生ずるのは普通の現象で、當時僧侶、歌人、畫家、彫刻家、故實家、陶工家、著述家等に意外の大人物を出したのは全く此結果である、今其人を次に擧げやう。

平氏世盛りの少し前にて丹青の道に妙を得たる人物には鳥羽僧正有り、僧珍海あり、前者は戲畫、正畫俱に卓絶して今に尊重せられ、後者は藤原基光の男にて東大寺の巳講繪師となり、佛畫の精妙を以て一世に鳴れり、其他宅摩爲道あり、行智、行海あり、平清盛亦畫を善くせしが、六條帝の時には巨勢行忠あり、高倉帝の時に土佐光長あり、即ち同家三筆の一人にて、其筆に成れる年中行事の如きは實に歴史畫中の上乗と稱せらる、其他宅摩、住吉、巨勢、土佐等にて名あるもの枚

擧に遑なく、南北朝迄の間は是等の數家にて畫界の權柄を握りしが、足利時代に入りて如拙、周文、能阿彌、宗丹、啓書記、眞藝、蛇足、雪舟の如き墨畫の名手輩出して一世を風靡し、又明兆、長尊の如きは其間に介在して更に彩畫の秀潤を致せり、殊に足利の末期は狩野元信以下絶代の大手筆出で、各靈筆を振へるにより、宛も戰亂の世を百花の清妍中に包めるが如き觀を呈せり、又彫刻には鳥羽正僧の頃に、法印圓勢及び三子忠圓、長圓、堅圓の徒あり、又覺助の子に法眼院助あり、此院助は奈良派一流の祖にて、勅命の作多く頗る盛名を博せり、又近衛帝の時に法眼康助あり、又甲冑家の宗と仰がる、明珍宗介あり、高倉帝の時に法橋康慶あり、此康慶は建久六年運慶、定覺、快慶等と俱に命を受けて奈良の大佛を造り、當時世に重せられし一人である、殊に運慶に至ては其技絶倫、古今獨歩と稱せられて居るが、是は鎌倉の初期に出たのである、又鎌倉彫りの祖と稱せらる、康圓は運慶の孫で四條帝の時に居るが、爾來、康譽、宗阿彌、淨阿彌等に傳へて、此一時代の特異なる技量を示して居る、又能面工には石川龍右衛門以下赤鶴、吉成大夫僧日水、宗忠等が出て居て、足利時代に入てより謡曲、亂舞の風が熾んであつたから、從つて此派の面工も多く輩出して居る、其他裝劍工としては日本第一と呼べる、後藤祐乗が東山義政の時に居て、甲冑、劍鐔の名手としては明珍信家が、足利の末に出て居る、此外刀劍工を初め時繪

織物、陶器等の作人中で偉人に算す可き人物は澤山あるが、就中後堀河帝の時に宋に渡つて新法を學んだ瀬戸の元祖、加藤藤四郎景正の如きは尤も傑出した人物の様に思はれる。

次に僧侶の類を曰んに、崇徳帝の時には良忍あり、彼は融通念佛宗の開山にて積徳の聞へ頗る高く、又高野の覺鑊あり、新義派の祖と迎がる、又高倉帝の時には彼の源空即ち法念上人出づ、是れ本邦に於ける淨土宗の元祖にして、其朝野に信仰厚かりしは他に類例多からざりしが如し、又治承前後に再僧として人を驚かせし文覺あり、後鳥羽帝の時には東大寺に重源あり、同寺を再建して佛教の興隆に力を盡せり、當時又西行あり、雲水の間に雅懷を風詠して名一代に高く、其他建仁寺の榮西は臨濟の正宗を承け、後堀河帝の時には眞宗の開祖親鸞出づ、即ち他力を以て主眼とす、同時に又俊賴<sup>しむらぎ</sup>出づ、淨土宗の大徳として宋に遊び、請來する所の書二千卷に近かりし、此外梶尾の明恵、鎮西派の開祖聖光、東福寺の圓爾、又西山派の開祖證空以下法門に名あるもの類々として輩出せしが、就中曹洞の第一世と呼ばれし道元、法華派の始祖と仰がる、日蓮の如きは東西に並び立て其衆生濟度に力を盡せしこと甚大なりし、既に斯る有様なりしにより北條時頼の如きは自ら僧となりて最明寺を創し、又歴代僧風を善しとして入道を喜ぶ風習を生せしが、要するに日本佛教の高潮期は鎌倉時代にして、足利の頃は單に之を持續するに止まり、徳川に入りて

は寧ろ墮落期に入れり、世人は明治に及んで佛法の破滅を口にすれども實は徳川期に腐敗の極度に達し、維新後世上の一變と俱に其財源を失せるにより茲に表面上の壊破を寺門の上に表現するに至れるなり。是等は別論なれども、何にせよ足利時代に降りては虎關、疎石、關山等名ある僧少なからざれども鎌倉期に比すれば遙に劣れり、故に僧侶中の大偉人を永むれば平安朝の前後と、鎌倉期の一時代に止まり、他は碌々論するに足らざるなり。

次に武人爲政家の重なる類を舉んに、其初期には源頼朝、義經、義仲以下猛將、勇卒雲の如くに起り、北條家には、泰時、時頼、時宗の如き不世出の人傑出で、元亨、建武の間には楠正成、新田義貞、名和長年、小島高德、北畠親房を初として精忠の士跡を絶たず又足利方の人々にも皆な武名を輝して家聲を揚げしが、其末期には織田、毛利、武田、上杉、今川、里見、北條、淺井、朝倉の諸名家に人傑を出し、政治家としては鎌倉に大江の廣元あり、元亨に藤原藤房あり、足利の時に細川頼之あり、又和歌の道には俊成、定家、實朝、頼阿、兼好等皆な此時代に出で、中興の宗と稱せられて居る、蓋し鎌倉から足利迄の間は漸次記録が細密になり、又年代が近づいた爲めに諸種の點に注意されて、細大漏さず記述した風が生じたから、偉人として傳ふ可き人物も従つて多きを加へた譯である、勿論足利時代には永く戦亂が續きし上に、兵燹屢は起つて古來の書

冊を焼失したから不明の事も多いやうだが、夫れでも前代に比すれば遙かに増して居る、唯だ恨むる所は皇家に従屬して居つた、公家若くは北面のもの共には一向取り立て、賞する程の人物なく、單に位階と名とのみを後世に遺して居るのは實に嘆ず可きの至りである。

#### 第四節 近世の社會と偉人

○封建制の時代。足利の季世は群雄四方に割據し、狼烟天を翳し、彈雨日に降り、劔戟の光りは月夜に輝き、矢さけびの音は暗中に喧しく、人々洶々として、國民共堵に安んぜず、故に英雄の士は競ふて小を併せ、大を駈ち、専ら強兵を養つて天下の統一を圖つたが、當時の状況は宛も春秋戰國の如く、實に空前絶後の大亂であつた、然るに豊臣秀吉出て、能く其禍亂を勘定し、英雄を翊御して、一時國家の安康を得たけれども、永く亂世を経た際であるから、人々の大業を爲すは武道にあらざれば能はざるが如くに思惟せられ、殺伐の氣全國に滿ちて泰平を樂み、文學を味ふ風習は更に起らなかつた、故に其氣風凝つて關ヶ原の従となり、又大阪陣の戦となり、戰場に萬馬の間を往來せし老将勇卒は多く茲に殞れたが、徳川の治世に入りても寛永年代迄は尙ほ其風習を持續して居た模様であつた、然れども徳川の治世は所謂一陽來復の季節であるから、其後天草の亂

や、慶安の變を生せんと仕たけれども其目的を達することが出來ず、世は秩序的に整ひて、上下の分自から定り、三百の諸侯は各其封土の豊饒と無事、富裕とを圖りし爲め、名を揚げ、身を立んとする人々も自から此間に處して其技量を揮つたものである、而して學問の如きは専ら實利に傾たから儒教の如きは之を五常、五倫の鑄型に箝めて世人の行動を支配し、文學は平民的となりて或は心學となり、或は狂歌、俳句となり、歌道は衰へて、國典神學の精微を致した、去れば偉人と稱せらるゝ人物も概して此間に現はれ、逸事、佳話の傳ふ可き類も、其中の人々に伴ふ風を示して居る、勿論技藝上の人物は古今の世情に關係せぬ様であるが、夫れでも概して云へば平民的で、彼の古への如く、神と契合する作品を出さんとせし決心や體度を持って居つた人物は餘程減少した様子である、既に社會一般の風潮が右様な譯であるから一見俗化の甚だしき點もあるが、文學、技藝が國家、人民の共有物となつて、古代の如く一部の占有物でなくなつたのは眞に喜ぶ可き次第である。

以上の如く豊臣時代から、徳川にかけては初めが亂世で後に靜平の治永く續きしにより、其偉人と稱す可き人物が一樣でないけれども、要するに一方は封建制の結果として諸侯が互に人物の招聘を勉め、一方は文學、技藝が普遍的のものとなつて、斯道の専有風習を破つた爲め、傳ふ可き

人物が上下の間に多く、又全國から聚めることも容易であると云ふ現象を呈して來た、而して其偉人として列擧す可きものは將軍家の中に家康、家光、吉宗の如き大才のものあり、臣下に松平伊豆守を初め同家四天王の諸人あり、其他鳥居、大久保以下縷指するに遑なく、又外様と稱する諸侯伊達政宗、藤堂高虎、細川、池田、前田など尤も高名の智者、賢者と稱せられしが、其他學者、武藝家、工匠の類には夙に世人に知られたる卓犖の傑物多しと雖も是等は一々記載するの要なければ略して次章に移らん。

## 第二章 偉人と地方別

博物學を修むるものは動植礦物の三種ともに必ず其分布の状態を研究するし、又人類學、考古學の如きも矢張り同様であるが、扱て何故斯る點を必須要件とするかと云ふのに、是には種々の理由もあるが、今其内の一二を述べれば、世界の動物には其種スレズに因て住居地に自然の制限がある、假令ば馬や象は元來米國に棲息せず、猩々即ち類人猿はマレー地方からかけて亞非利加の一地方にのみ住で居り、カンガルーはアウストラリヤに限り、獅子は印度及びアフリカにのみ居て他に移らざる現象を呈して居るが、斯る風の例は彼の水産物の中なる魚族や、貝類の中にも見へて居る

と同時に其名を聞き、其物を險すれば直に何地なるやを判し得可く、尙ほ細微の點に至りては類品の比較研究を試み得可く、又變化の状態を察し得るなど種々の益利があり、又理解の速かなる便宜が伴ひ、進んでは一物の起源、沿革が知れるやうになる爲めである、例せば馬や、犬は其種類が非常に多ひけれども、本源を究むれば産地は一箇所で、品種も一類なりしが、後諸種の變化を生ずると俱に世界の諸地方に擴がつたことは學者の研究結果として漸次判然して來た、既に斯る譯であるから、古代は動物の本源を各別種と見たが、後世分布を知り、比較を試み爲めに千種は百種に歸し、百種は十種に感じ、遂に動物の種は僅々幾種に限れりとの歸納説を得るやうに成つた、又人類の如きも分布状態が知れてからは縦へ或人種は亞細亞に居ても根據はアフリカであるとか、又或人種は歐洲に居ても故國はアジアであるとか云ふことが知れるやうに成り、隨て混化、變轉の迹や、人種分類の大別を立てることが出来る様になつた、要するに是等は分布が判然した爲めで、基く所は地方別の研究が進んだからである、右等の點は既に考古學上でも應用して種々の面白い結果を見せて居るが、歴史上には餘り研究の手段に供して居らぬ様である、併し地方と人傑との關係、又其事業と人物との比較などを試みれば必ず有益の事實を得られやうと思ふが、本篇は固り斯る點を主眼とする譯ではなく、又紙數上其記述を許さぬから、茲には單に偉人

と地方別との一端を列挙するに止めやう、但し是れとても人物の数は非常に多く、本章は自ら頁  
数上の制限が定まれるにより、嘗て史學界に於て偉人投票を全國の讀者に募りて得たる分のみを  
採ることとせり、猶精微博大を望む人は更に自ら研鑽の任に當らんことを希望する。

○偉人の地方別一覽表

(一)山城國	桓武天皇 和氣清和 坂田親村 高岳仁 伊藤齋王	(二)大和國	神武天皇 藤原鎌足 後醍醐天皇 源朝臣 村上天 僧行光
(三)河内國	楠正成 同正平 伴林光 玄賢	(四)和泉國	千利休 僧行光 千利休 僧行光
(五)攝津國	熊源仲皇 源實綱 源實綱 源實綱	(六)伊賀國	日蓮宗 日蓮宗 日蓮宗 日蓮宗
(七)伊勢國	伊勢國 伊勢國 伊勢國 伊勢國	(八)志摩國	志摩國 志摩國 志摩國 志摩國

(九)尾張國	織田信長 豐臣秀吉 細井平助	(三)駿河國	今川義元 今川義元 今川義元	(八)志摩國	九鬼嘉隆 九鬼嘉隆 九鬼嘉隆
(二)遠江國	水野忠邦 加茂真淵 加茂真淵	(三)河内國	河内國 河内國 河内國	(七)伊勢國	伊勢國 伊勢國 伊勢國
(三)甲斐國	武田信玄 武田勝頼 武田勝頼	(三)和模國	和模國 和模國 和模國	(六)伊賀國	伊賀國 伊賀國 伊賀國
(四)伊豆國	源朝親 源朝親 源朝親	(三)上總國	上總國 上總國 上總國	(五)和模國	和模國 和模國 和模國
(五)安房國	里見義實 里見義實 里見義實	(六)和模國	和模國 和模國 和模國	(四)和泉國	和泉國 和泉國 和泉國
(六)武藏國	上杉謙信 上杉謙信 上杉謙信	(七)伊勢國	伊勢國 伊勢國 伊勢國	(三)駿河國	駿河國 駿河國 駿河國
(七)安房國	安房國 安房國 安房國	(八)志摩國	志摩國 志摩國 志摩國	(二)遠江國	遠江國 遠江國 遠江國

(四) 但馬國	(四) 丹波國	(三) 越後國	(三) 能登國	(三) 加賀國	(三) 若狹國	(三) 羽後國	(三) 陸奥國
澤山明吉細	河竹直上阿	榮上總持	錢前屋田利	梅杉伴	佐平藤佐	武津	津
庵名智田川	合内江杉部	山杉比羅	兵	田田	藤田原竹	藏坊辨	輕
和持光了幽	之式兼謙	信夫師春師	術家	雲玄信	信篤保義	宜	明
尙豐秀意齋	助部續信	術家	術家	濱白友	淵胤則	宜	明

今丹後の部に重出  
今丹波の部に重出

(四) 伯耆國	(四) 因幡國	(四) 丹後國	(三) 佐渡國	(三) 越前國	(三) 羽前國
名香	浦平	藤日順	前佐	橋松柴大越朝	清雲水向酒最上
和川	島野	原野	田々	本平田谷前倉川井野	井上杉
長景	國	資邦	正成	左春勝吉秀義八龍忠忠忠義	鷹
年樹	子臣	朝光院	甫政	内嶽家隆康景郎雄邦篤次光山	山

今丹波の部に重出  
右は換の部に重出

(元) 陸前國	(三) 磐城國	(三) 信濃國	(三) 飛騨國	(三) 近江國	(元) 下總國
高林伊	白結源	佐大真木武	左飛	中淺應佐僧天	伊佐堀藤平
野達	川城	久幸田會	甚	江井其々智	能倉田原
長子政	樂宗義	間春幸義	方	藤長上高	忠宗正師將
英平宗	翁廣家	山臺村仲命	郎匠	樹政人綱澄皇	敬吾俊賢門

右陸中の部に重出  
右を欠如す

(三) 陸中國	(元) 岩代國	(三) 下野國	(三) 上野國	(三) 美濃國	(三) 常陸國
源藤	山保上	蒲宇同足藤高	新上	柳明齋土養	武藤同德北親
原崎科杉	生都	利原山田毛	野	川智藤岐老	田田川畠
義秀	暗正景	君公基尊秀九	義形	星光道頼孝	田耕東齊光親上
經衡	齋之勝	平綱氏氏卿郎貞名	巖秀三員子	齋湖昭因房人	



否やと云へば、夫れは其だ疑はしいけれども世人の好みは略ぼ推測することが出来る、故に本篇は最初是等の人物を列擧せんかと思ひしが、斯る類にては他の有力なる偉人を逸する恐れあり、且つ單に日本のみにては物足らざるにより全然方針を變更して予自身の意見通り支那の英雄、豪傑、聖賢、君子をも多少加味せり、是れ却て看者に利する所ありと信すればなり、但し今日は朝鮮半島全部已に併合せられ、隨て彼地の人物をも加ふる必要あれども元來鮮人の傳に就ては邦人甚だ冷淡にして知るもの少く、爲めに興味を覺へざるにより、二三を除くの外は皆な之を略すること仕た。(附言。清韓人の傳記は續編に譲れり)

### 第三篇

#### 偉人傳

人格の高下は修養の深淺に基き、修養の効果は注意力の厚薄に本く、然れども一時の修養、一時の注意は絶大の勳功の奏するに足らず、彼の偉人、俊傑の士が芳を千載に傳へ、名を竹帛に垂れて、功業世と俱に朽ちざる所以のものは終身、修養の道を絶たず、事細大となく注視、精

察し、之を實行に施して其工夫を重ねればなり、世の此點に志す人は又右を忘る可からず、而して古來の偉人傳は別に修養の點のみを記せし類なく、本傳亦其如何を詳説する能はざれども右の意を以て通覽、玩味せば自から得る所あらん、但だ予に於ては努めて其要件を採擇せり。

#### 神武天皇

帝賛に曰く。

神世の事、遼遙、眇忽、諸を古事記、日本書記に考ふるに其略見る可し、伊弉諾、伊弉册の二神、宇宙を開闢し、萬物を生成し、大日靈貴、光華、明彩、六合に照徹し、乃ち神、乃ち聖、測り度る可からず、皇孫瓊々杵尊に至て、天の磐坐を離れ、降て瓊穗の國に主たり、皇孫天璽、鏡劍を授り、以て寶祚の隆を紹ぐ、器は則ち三、道は則ち一、其旨遠し、然るに鴻荒の世、天造、草昧、蠢爾たる醜類、未だ皇化に霑はず、睚眦、跳踉、天物を暴殄す、神武神聖の烈を承け、東征の略を奮ひ、數年ならずして妖邪を掃蕩し、丕業を恢廓し、迺ち武を偃し、教を敷き、黎元を撫育し、區夏に光宅し、天日嗣を定め、遂に人皇の祖と爲る、其即位の初を觀るに、祭祀を謹み、政理を察し、有徳を擧げ、有功を賞し、三器を奉安し、以て萬世の基を開く、盛徳



大業至れるかな、聖人作て萬物視る、覆載の功、天地と其徳を合す、業を削め、統を垂れ、規模宏遠と謂ふ可きなり」と。

神武帝の聖徳大業は實に我皇家の龜鑑にして、偉人の模範となすに足れり、帝は鸚鵡草葺不合尊の第四子にして、母を玉依姫と申す、資性明達、意豁如なり、御年四十五、御兄弟を會して東征を圖り給ひ、日向三代の帝都高千穂の宮を出で舟師を率て、先づ速吸門に抵り、漁人珍彦の來り迎ふるに會して名を椎根津彦と給ひ、之に發導の任を命じ、進んで筑紫豊前の菟狹に至りて菟狹津彦の奉迎を受け、更に其地を去り岡水戸を経て安藝に至り、遂に埃宮に居住し給ひ、明年吉備に移りて高島に行宮を造り、居ること三年大に舟楫を脩め、兵食を畜へ、將に一舉して天下を平定せんとす、戊午の春遂に東し、舳艫相衝みて浪華の埼に到り、流に溯りて河内に入り白肩津に若し、四月兵を勅して龍田に向ふ、道路險惡、軍驛行せず、轉じて膽駒山を歷て中州に入らんとし、茲に長髓彦の大兵と出で會ひ、俱に孔舍術坂に激戦して利あらず、皇兄五瀬命流矢に中りて薨じ給ふ、帝深憂軍に告て曰く、我れは日神の裔なり、然るに日に向て戦ふは、之れ天意にたがへり、若かず、退て神を神を祭り、更に日神の威靈を借り、影に隨て征せば刃に血らずして虜自から征せんと、乃ち軍を引て河内の草香の津に還り、六月轉じて名草戸畔を攻め、狹野を経て紀

州の熊野に至り、海を超へて進むに際し、暴風大波を起して兵船漂蕩す、稻飯、三毛入野の兩命憤死して海に入り、帝は皇子と共に荒坂の津に着して土曾丹敷戸畔を誅し給ふ、時に神あり皇軍をなやますに毒焰を以てす、兵病み、帝亦寝ねて起さず、偶々熊野の人、高倉下靈劍を献するに及んで、皆な睡めて奮に復す、因て進んで中州即ち大和の地に入らんとす、山嶽重疊、坂路險絶、全軍擣ふ所に迷ふ、八咫鳥あり神命を受けて皇軍を導く、道臣命、大來目部を帥て之に續き、荆棘を啓き、草萊を披き、僅に帝と諸軍とを通じ、遂に菟田の地に達せり、時に土曾兄狛あり、機を殿内に設け、僞て帝を擣し之を害せんとす、弟狛馳せて其謀を告ぐ、因て兄狛を誅し、兵を潜めて吉野に入る、土人井光來り投ず、帝菟田の高倉山に登りて、敵情を察するに八十島帥は國見ヶ岳の上に軍し、又女軍を女坂に男軍を男坂に置き、更に炭を墨坂に熾して武備を嚴にす、又兄磯城なるものあり兵を聚め盤余の要害を阨せり、俱に強勢にして容易く破る可からず、此夜帝靈夢を感じ椎根津彦を遣て天香山の土を取て八十平瓮を造らしめ、神祇を丹生の川上に祭り、祝して曰く、吾常に水なくして飴を作る可し、飴成らば吾必ず鋒刃の威を假らず、坐がら天下を平げんと、飴即ち自ら成る、又祝して曰く吾今嚴瓮を此川に沈めん、若し能く此國を定めば魚大小となく、皆な酔て流れよと、須臾にして魚盡く浮び出で水に隨て唼喝す、帝大に喜び、兵を勅して

八十梟帥を國見ヶ岳に破り遂に之を斬り、進んで墨坂に兄磯城を誅す、弟磯城降れり、因て軍を進めて長髓彦を討つ、連戦利あらず、適ま天陰り氷を雨らす、時に靈鷲あり飛び來つて帝の弓弮に止る、金色粲爛、其狀流電の如し、敵軍眩迷して復た戦ふこと能はず、乃ち兵を縦つて急に之を攻む、饒速日命長髓彦を殺し衆を率て以て降る、初め長髓彦行人を遣り、帝に示すに饒速日命の所持する天神の矢と鞆とを以てす、帝も亦御する所の同品を以て長髓彦に示す、之を校するに其製同じくして、彼是皆な天神の裔、一も偽りなきを知る、故に饒速日命帝に歸順せんとすれども長髓彦従はず、因て殺さる、是に於て將卒を分遣して悉く國中の諸賊を討滅す、即ち厨宮縣の土蜘蛛、新城戸畔、居勢祝、猪祝及び高尾張の土蜘蛛等は是れなり、中州已に平ぎ、天下順に歸せしを以て、地を大和畝火山の東南、橿原に相して帝宅を經營せしめ、元年正月天皇即位の法を行ふ、時に御歳五十二、可美眞手命よしみまのこ、道臣命等禁軍の警衛を掌り、正妃媛踏五十鈴媛命を立て皇后となし、二年功を定め、賞を行ひ、尋で職司の制を立て、四年靈時を鳥見山に建て皇祖天神を祀り給ふ、其詔に曰く、我が皇祖の靈や天より降臨し、朕が躬を光助す、今諸游已に平ぎ、海内無事、以て天地を郊祀し、大孝を申ぶ可きものなりと、三十一年國中を巡幸し、高嶽に登て地形を眺覽し、宛も蜻蛉のとなめせるが如しとのたまふ、故に一名秋津洲の號あり、七十六年春三月

十一日御年百三十一にて崩じ給ふ。

子直曰く、我神武帝は天資英邁、萬衆に卓絶せると素より論なしと雖も、其東征を企て給へるは要するに地理上の識力高かりしが爲めならん、帝の言に曰く、我聞く東に美地あり、青山四周以て大業を恢弘し、天下に光宅するに足れり、宜く就て都すべしと、此確信あつて遠く日向三代の故郷を去り給ふは豈に輕々にして行ふ可けんや、而して當時懸軍萬里の壯圖を決行し給へるは又深く内に修むる所あればなり、史其詳を欠くと雖も、其傳は以て範となすに足れり、故に先づ茲に掲ぐ。

### 崇神天皇

敬神愛民は萬邦君王の主眼とする所にして、古往今來就て變改することなし、故に我國歴代の聖主又之を旨と仕給へども其建國以后、神武の大業を繼承し、能く右の二者を奉じて國家の安泰を保ち給へるは崇神帝を以て初とす可し、彼の帝贊に。

凡そ神を敬し、祖を尊ぶは天を奉ずるの道なり、君臣畏慎の要、國祚久長の義、皆な係る所、帝神威を畏れ、三器を笠縫の邑に遷し、別に國寶を模し、以て殿内に安んず、誠に神を敬する

の至りなり、聖子神孫相承けて無窮に傳ふ、而して人神相違さかるの漸も、亦此に基す、後王  
其れ帝の神祇を敬格するの故を畏れざる可けんや。

と、是れ三種神寶の遷移に就て云へる文なれども、帝の終始は實に此敬神と愛民との二者を以て  
一貫せり、故に當時の一大偉人として其御經歷を曰んに、帝は開化天皇の第二子にして、年二十  
八にて皇太子となり、元年大彥命の女、御間城姫を立て皇后となし、磯城瑞籬の宮に遷都し給  
ふ、識性聰敏、雄略あり、且つ神祇を謹慎、崇重し、恒に天業を經綸するの心あり、四年詔して  
曰く、惟れ我が皇祖、諸天皇、宸極に光臨するは豈に一身の爲めならんや、蓋し神人を司牧し、  
天下を經綸する所以なり、故に世支功を開き、時に至徳を流し今朕大運を奉承し黎元を愛育し、  
以て皇祖の跡に聿べ違ひ、永く無窮の祚を保たんと欲す、其れ群卿百僚、爾が忠貞を竭し、共に  
天下を安んせよと、帝の敬神、愛民を主とするの御心は此詔勅に因て炳焉たりと謂ふ可し、而も  
天未だ國家に幸ひせず、五年に天下饑疫し、六年に及んで百姓流離し、爲めに賊起る、帝大に懼  
れて徳を修め、又罪を神祇に請ふて、大照大神を大和の笠縫邑に移し、又大國魂の神を淳名城入  
姫命に託して祭らせ給ふ、姫命發病して其事叶はず、後詔を發して神祇を敬し、親ら淺茅ヶ原に  
幸して八十萬神を祭り、大物主の神勅を靈夢中に得て大田々根子に命じ、先づ同神を祭らしめ、

又大國魂の神及び八十萬神を祀りて天社、國社を定む、是に於て疫息み、國治り、穀稔して百姓  
豊饒を致せり、八年始て神祇掌酒の職を設け、活日を以て其任に當らしむ、活日即ち神酒を天皇  
に獻じて曰く。

此酒は我酒ならず、大和なす大物主の、醸し酒、幾ひさく。

詔ひ終て神宮に宴す、宴やんで諸大夫歌て曰く。

旨酒、三輪の殿の、朝戸にも、出でゆかな、三輪の殿の門を。

天皇因て歌て曰く。

味酒、三輪の殿の、朝戸にも、押開かね、三輪の殿の門を。

と、蓋し我邦に於ける清酒醸造の源は三輪の神に在りと云へるは實に右の諸歌に基ひせり、九年  
赤盾八枚、赤矛八竿を以て墨坂の神を祭り、又黒盾十枚、黒矛十竿を以て大坂の神を祭る、之れ  
靈夢に順ふなり、十年群卿に詔して曰く、民を導くの本は教化に在り、今既に神祇を禮して災害  
熄ぬ、然るに遠荒の民、猶正朔を受けず、是れ未だ王化に習はざるのみ、其れ群卿を選で四方に  
遣して、朕が憲を知らしむと、即ち四道將軍を派し、大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉  
備津彥命を西海に、丹波道主命を丹波に遣す、勅に曰く若し教を受けざる者あらば乃ち兵を擧げ

て之を伐てと、皆な印綬を授く、時に武埴安彦反意あり、道主途上に童謡を聞て先づ之を察知し、倭迹々日百襲姫亦之を未然に判して帝に告ぐ、安彦果して兵を抗げ、自ら山背より進み、其妻吾田は大坂より入り、共に帝京を襲はんとす、上即ち五十狹芹彦に命じ、吾田を大坂に邀へ撃て之を斬り、大彦及び彦國葺は安彦と輪韓川の南に會戦し、射て安彦を斃し、其衆を降す、爾來國家平穩、海外の異族歸伏す、十二年勅して長幼の次第、課役の先後を知らしめんことをさとし始めて調庸の法を定む、六十二年又勅して曰く、農は天下の大本なり、民の恃で生る所なり、今河内狭山の埴田水少し是を以て其國の百姓農事に怠る、其れ多く池溝を開て以て民業を寛めよと即ち依網の池、荊坂池、反折池を造らしむ、六十五年任那朝貢し、海外との交通漸く繁からんとす、六十八年冬十二月壽百二十歳にて崩御す。

子直曰く、帝は敬神の念と至誠の道とを以て國家に臨み、加ふるに恩威並び行ひ給へり、故に不凶の徒あるも其志を展ぶると能はず、天災頻りに至るも天下亂るゝに及ばず、遂に泰平を致して長く其治を保ち、且つ海外歸伏して遠く朝貢せしにより、史に之を記して、天神地祇共に和享し、風雨時に順ひ、百穀用て成る、家々給し、人々足り、天下大に平かなり、故に稱して御堂國天皇と謂ふと云へり、而して其茲に至る所以は帝の堅忍と修養との絶大なりし結果にし

て尋常人士の遠く及ぶ所にあらず、殊に數回詔勅を發して臣僚に諭し、人民を顧念し給へる狀は別に御修養の談を傳へすと雖も、其事の深きは略ぼ之を推するに足れり、若し之を支那の歴帝に比せんか神武は即ち黃帝に類し、崇神は堯舜に等しと云ふも敢て過言にあらざる可し、故に神武に尋で茲に擧ぐ。

### 日本武尊

我邦歴代の諸皇子中、勇猛絶倫、武力古今に冠絶せる者を日本武尊となす、尊は景行帝の御子にして小碓と云ふ、幼より雄略の氣あり、壯なるに及んで容貌魁偉身長一丈、力能く鼎を扛ぐ、今其風貌、氣骨を想望するに、宛として吳の孫策に似たり、而も孫策は氣象精悍、機策縱横の點相類して其尊位、力量は尊に及ばず、唯だ大志を齎し、敵箭に斃れ歳僅か二十六にして江東に歿せしは、尊が御年三十にして妖神の毒霧に中り遂に能衰野に崩し給ひしと其趣き相似たり、景行の二十七年熊襲の反するや、帝即ち尊を遣して之を撃たしむ、尊時に年十六、善射の者、美濃の弟彦を従率して京を發し、敵情を視察するに容易く伐つ可からず、適ま賊魁川上梟師、親族を會して宴を開く尊素より風姿端麗なり、髮を解て童女の形に扮し、劍を袖中に藏して梟師の宴室に入り、

女人の中に交る、梟師其美貌を愛して、之を枕席に侍せしめんとす、尊卒然劍を揮て其胸を刺す、梟師驚き止めて曰く、汝は聊も何人ぞや、尊曰く、吾は是れ大足彦天皇の子、日本童男と名くと、梟師曰く、吾は國中の強力者なり、多く勇武の敵に遇ふと雖も未だ皇子の如き人あらず、願くは日本武皇子と曰んと、言訖て刺殺せらる、尊弟彦等を遣て餘黨を討平し、歸途海路を取り、吉備、難波の強族を征し、水陸の道を通じ翌年遷て西州靜謐の狀を奏す、帝深く其功を賞し給ふ、後十二年を経て東夷多く叛し、邊境騷擾す、尊自ら行んことを請ふ、帝則ち斧鉞を授けて曰く、朕聞く東夷は讎性暴強、凌犯を宗と爲す、村に長なく、邑に首なし、各封堺を貪りて並に相盜略す、亦山に邪神あり、郊に姦鬼あり、街に遮り、徑に塞り、多く人を苦ましむ、其東夷の中、蝦夷尤も強し、男女交居、父子別無く、冬は穴居し、夏は樵住し、毛を衣、血を飲で、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如く、草を行くこと走獸の如し、恩を承ては則ち忘れ、怨を見ては必ず報ゆ、是を以て箭を頭髮に藏し、刀を衣中に佩さ、或は黨類を聚めて邊界を犯し、或は農桑を伺ひて以て人民を略す、徃古以來未だ王化に染まず、汝深謀、遠慮、懐くるに威徳を以てし擴ふに武力を以てせよと、尊即ち吉備武彦、大伴武日連を率て京を發し、道を枉げて伊勢神宮を拜し、其嬖倭姫命に別る、倭姫贈るに神劍を以てす、尊進んで駿河に入る、兎賊陽に尊を欺き草野の鹿

鹿を獵せんと云ひて、之を誘ひ、火を放て野中に焼く、尊劍を抜き草を薙ぎて向へ焼けば烈風賊になびきて悉く之を焼殺す、故に其劍を名けて草薙の劍と云ふ、既にして相摸を経て上總に航し、轉じて陸奥に入る、時に大鏡を王の船に懸けて、海路より葦の浦に廻り、横に玉の浦を渡りて蝦夷の境に至る、蝦夷の賊首、竹の水門に屯して之を距がんとせしも、其勢威の強盛なるを見て恐怖の念を生じ弓矢を捨て來り降る、即ち賊首を擒して軍を還し、日高見國より西南常陸を経て甲斐に入らんとし、途上足柄を越んとして相摸灘を望見し、弟橘姫の入水を追悼して吾妻やの歎を發すること三回、遂に酒折の宮に趣き給ふ、時に火を燭して食膳を取り、歌を作て侍者に問ふ、其歌に曰く。

新張り、筑波を過て幾夜か寝つる

乗燭の人、即ち其末句を續けて曰く。

かゝなへて、夜には九の夜、日には十日を。

と、尊敦く之を賞し給ひしが、連歌の源は右に基すと云へり、尋で信越を綏撫し、武野の間を服し、又吉備武彦を越に遣て其地形の險易及び人民の順否を察察せしめ、尊は進んで信濃に入り、此地の惡神を誅す、而も煙霧に逢ふて路を失す、會ま白狗あり、來て王を導き、漸く美濃に出づ

ることを得たり因て尾張に還り宮簀姫を娶り、淹留月を踰へしが、近江國膽吹山に妖神ありと聞き、徒行して登る、神巨蛇となりて道に當る、尊一跳して之を過ぎ、毒霧に中りて喪神し、漸く山を出て、病み、遂に伊勢に適して俘を大廟に獻じ、吉備武彦を遣て東征の狀を奏聞せしむ、既にして病劇だしく、終に能褒野に薨す、時に年三十、帝大に悲悼し、即ち詔して帝禮に准じて埋葬し號して日本武尊と曰ふ。

青雲圖贊に曰く。

強虜を刺して夙に雄と稱す、寶劍を揮て炎風を回す、短折して福終へずと雖も、禮附至尊と同じ。

と、能く御一代の要を盡せりと謂ふ可し。

子直曰く。歴代の諸皇子中、古今に冠絶せる御方々少なからず、然れども予は日本武尊、聖德太子、護良親王の三名を以て日本の三皇子と稱し、其豐功偉烈を欽慕しつゝあり、就中、日本武尊は容姿神の如く、智勇無双、兼て父帝の政道を助け給ふ其功蹟尤も大なり、故に景行帝の勅にも、今朕汝の人と爲りを察するに、身體長大、容姿端正、力能く鼎を扛ぐ、猛きこと雷電の如く、向ふ所前なく攻る所必ず勝つ、即知る、形は則ち我子にして實は則ち神人なり、是れ

寔に天朕が不叙にして且つ國の平らがざるを感み給ひ、天業を経倫して宗廟を絶たざらしめむが爲めか、亦是の天下は則ち汝の天下なり、是の位は則ち汝の位也とあり、又尊薨去の際大に御歎きありて、我子小碓王は昔し熊襲の叛せし日、未だ總角に及ばず、久く征伐に煩ふ、既にして恒に左右に在て朕が及ばざるを補ふ、然るに東夷騷動、討たしむるものなし、愛を忍びて以て賊境に入らしむ、一日も願はざるはなし、是を以て朝夕進退、還る日を待てり、何の禍ひぞ、何の罪ぞ不意の間、倏ちに我子を亡ふことを、自今以後誰人と與に鴻業を経倫せんやとの給へり、蓋し景行帝は歴代の君主中尤も英明の君なり、此御父にして此語あるを見れば日本武尊の御人物は實に仰ぐ可く尊む可き資性を具せられしならん、殊に南北の強虜を征して大功を建て給へる御人物なれば今後我帝國の新領土は尊を祭り、大社を設け、天下の民をして古代斯る大偉人の存せしことを知らしむる必要あらん。

### 神后皇后

我邦の古代は女子の雄なるもの少なからず、既に神武帝の東征して大和に入らんと仕給ふや、八十島師は女軍を女坂に置いて帝を禦ぎ崇神の朝には武埴安彦の妻吾田は自ら一軍に將として大坂よ

り帝京を襲はんとせり、其他應神、仁徳の朝までは女子の氣象高邁にして男子を凌ぐの概あるもの多かりし、就中他に傑出して、芳烈を千載に傳へ長く我が國家の誇りと爲す可きものは實に神功皇后御一人ならん、皇后は開化帝の曾孫息氣長宿禰の女にして御母を葛城高瀨媛と曰へり、仲哀天皇の二年立て皇后となり給ひしが、幼にして聰明睿智、容貌壯麗なりしを以て父王之を異とし給ふ、初め仲哀帝に従つて南征の途に就き給ひしに、九年二月帝は神教に従はずして遂に筑紫樞日の宮に崩せしにより、皇后深く之を傷み、親ら神を祭りて財寶の國を求めんと欲し、齋宮を小山田に營みて祈り給ひ、神告によりて、先づ吉備臣の祖、鳴別を遣て熊襲國を擊たしめ、其服するを待て自ら荷持田村の強敵熊襲を討滅し給ふ、蓋し熊襲は人となり強健にして身に翼あり高く飛で空を翹る、是を以て皇命に従はず、毎に人民を侵掠して私福を恣にす、皇后層摺岐野に至て兵を擧げ、彼を誅し、尋で山門郡の土蜘蛛山津媛を殺す、此女曾は筑後地方の豪族にして兵力甚だ盛大なりしが如し、其兄夏羽軍を興して皇后を迎へ撃んとせしも妹の已に誅せらるゝを聞て遁竄す、夏四月皇后松浦郡玉島の里の小川に釣して年魚を獲、神教に従つて新羅を征せんと欲し、樞日の浦に詣て、髮を解き海水に洗て分髮の験を見、之を結で髮となし、更に群臣に勅して曰く、夫れ師を興し、衆を動すは國の大事なり、安危成敗必ず、斯に在り、今征伐する所あり、事を以て群臣に付す、若し事成らざれば、罪群臣にあらむ、是れ甚だ傷む可きなり、吾は婦女にして且つ不肖なり、然も暫く男装を假て強て雄略を起す、上は神祇の靈を蒙り、下は群臣の助に藉り、兵甲を振て險浪を渡り、艦船を整て以て財土を求む、若し事就らば群臣共に功あらん、事就らざれば獨り罪有り、既に此意あり、其れ共に之を議せよと、皇后親ら斧鉞を執り、三軍に令し吉日を下して發せんとす、適ま皇后懷胎して産月に臨まんとす、因て石を取て腰に挿み、且つ神に祈りて曰く、事竟つて還む日茲土に産んと冬十月對馬の和珥津を發す、飛廉風を起し陽候浪を擧げ、海中の大魚悉く浮んで船を挟み、順風に帆を張て、直に新羅に到る、時に海波遠く國中にまで逮ぶ、新羅王之を見て戰慄爲す所を知らず、諸人を集て告て曰く、新羅開國以來未だ嘗て海水の國中に漲るを聞かず、若くは天運盡て海と爲るかど、言未だ訖らざるに舟師海に滿ち旌旗日に耀く、王望見驚て曰く吾聞く東に神國あり、日本と云ふ、必ず其國の神兵ならん、豈に兵を擧げて距ぐ可けんやと、即ち面縛して軍門に降り、叩頭して曰く、爾今以後長く乾坤と誠忠を變せずと、時に皇軍新羅王を殺さんとす、皇后之を止め、其縛を解かしめて飼部と爲し、重寶の府庫を封し、圖籍文書を收め、杖く所の矛を以て新羅王の門に樹て後葉の標と爲す、新羅王波沙寐彌、即ち微叱己知波珍干岐を以て質と爲し、金銀彩色及び織羅、縑絹を賫し、八十艘の船に載せて皇

軍に従はしむ、高麗、百濟亦尋で降る、因て内宮家を定めて還り給ふ、既にして皇子を産む、即ち應神天皇是れなり、時に麻坂、忍熊の二王子皇后の京に入るを驟んとし東國の兵を興して攝津に待つ、偶ま菟野に狩して麻坂王赤猪の爲めに害せらる、忍熊王退て住吉に屯す、皇后船を紀伊の水門に著け武内宿禰等をして數萬人を率て忍熊王を追ふて菟道に滅さしめ、自ら攝政となり、六十九年御歳百歳てに崩じ給ふ、贊に曰く。

皇后戎を總べ、訖に能く熊襲を盪定し、妖賊を艾夷す、餘威の加ふる所遠く三韓に及び、其王厥角、稽首藩と稱して朝貢す、夫れ兵は猶ほ火の如し、戢りずんば將に自ら焚んとす、皇后干戈を武庫に藏め、而して四海復た烟塵の虞ひなし、韓を征するは先帝の志に非ずと雖も而も武功以て其業を恢隆するに足るなり。

子直曰く、皇后の征韓は韓史之を欠くが故に史家往々疑ふもの有り、然れども好太王の碑文によれば我邦の韓を討して三國を服せしことは炳焉として明かなり、其皇后の御名を曰はざるは偶ま資料を失せしによれるならんも國史明記して其詳を悉せり、而して今日韓國の我に併合せられしこと又偶然にあらざるを覺ゆ。

### 武内宿禰

奇雲圖贊に曰く。

嬰鏢なる哉皇家の親、六朝柱石の老臣、狡兎を征し、虜虜を掃ふ、嗚呼仙か神か。と、史に稱す、

紀公身を以て天下の安危となるもの凡そ二百五十餘年、功天下を盡ふ、輔相有て以來、未だ紀公の如きものあらずと。

宋史に亦曰く。

日本紀の武内、三百七歳、

と、其仙か神かと云ひ、又身を以て天下の安危となるもの二百五十餘年と記するもの恐らく宿禰を措て他に存在せざる可し、願ふに宿禰の如きは有史以來古今一人と稱す可き大人物ならん。

書紀景行天皇三年の條に曰く、帝紀伊國に幸して將に諸ろの神祇を祭祀せんことをトふ、而も不吉なり、乃ち車駕を止めて屋主忍武雄心命を遣て祭らしむ、命阿備の柏原に居て神祇を祭り、居ること九年、則紀直の遠祖、菟道の女影媛を娶て武内宿禰を生むと、蓋し武雄心命は孝元帝の皇



子、彦太彦忍信命より出しにより、宿禰は即ち皇家の遠孫にて景行帝の十二年頃<sup>ニ</sup>に生れたるが如し、而して帝の二十五年七月武内をして北陸及び東方諸國の民情並に地形を巡察せしめ給ひしを見れば、宿禰の年僅に十四才に過ぎざりしも、英才無双なる資性を具せしにより、二十ヶ月を経て其使命を完ふし、東夷の中、日高見國あり、男女文身、推結<sup>オモヒカケ</sup>人となり勇悍、是を蝦夷と云ふ、土地沃壤にして曠衍なり、擊ちて取る可しと、而も當時熊襲の叛あり、故に手を東方に展ぶるに遑なくして經過せしが、四十年に至りて東夷亂を企つ、因て日本武命をして討平せしむ、是れ皆な征伐の勢を臣下に委せざりしか爲めなり、五十一年正月帝群臣を延に召して宴を給ふこと數日、宿禰、椎足彦皇子と共に宴に赴かず、共に門牆を守りて戒嚴す、帝之を賞し給ふ、是歲成務帝を立て皇太子となし、同時に武内を棟梁の臣となす、初め宿禰、成務帝と共に同日に生る、故に帝の世に至りて殊に異寵あり、身せて大臣となし給ふ、宿禰其知遇に感じ、大に力を王室に致さんとする心あり、古記に武内宿禰を大臣となし給ひ、大國小國の國造を定め給ひ、又國々の堺及び大縣小縣の縣主を定め給ふと云へるは宿禰の與て功ありしを推するに足れり、蓋し郡國の制を定め、國造、縣主の人物を撰み給へるは國家統一の治を致す所以にして、今日の地方自治も自から斯る點に胚胎せるが如し、成務崩じて、仲哀帝立ち給ふ、即ち日本武尊の御子なり、帝熊襲

を征するに當りて宿禰之に従ひ、帝崩するに及んで、神功皇后と謀り喪を秘して梓宮を穴門に遷し、豐浦の宮に殯して還れり、是れ軍國多事の際にて已むを得ざるに出づ、尋で皇后の三韓を征し給ふや宿禰の功非常なりしならんも史欠て詳記せず然れども宿禰を以て高良明神となすは即ち高麗明神の意にて當時畫策の任に當りしや明かなり。又本邦甲冑の制は宿禰の考按に基くと云へり、是又暗に宿禰の功を傳ふる所以にして史外の偉功は單に二三に止らざる可し、既にして皇后三韓を討平して京に還らんとするや、鹿坂忍熊の二王子之を途に要擊せんと欲す、宿禰皇后の命を受けて紀の水門より陸路兵を率て山背を出で、忍熊王子を追ふて菟道に至り、河北に屯して王と對峙し、更に謀を設けて王と和し、三軍に令して弦を響に藏め其佩刀を匿して、別に木刀を佩ばしめ、皇子を誘ひて二心なきを誓ひ相俱に弦を斷ちて、河中に投じ其兵を解くを約し、王子の實行するを見て忽ち弦を張り真刀を帶び、河を渡りて掩擊す、忍熊王支ゆる能はずして、逢坂、狹々浪、栗林に敗れ、全軍潰走して、王子淡海の湖中に死す、世に稱す當時武内歌を作て曰く。

淡海<sup>ウミノ</sup>の海瀬<sup>ウミノ</sup>田の渡りにかつぐとせり、

たなかみ過て宇治にとらへつ。

と斯は後人の作歌にして収る可からず、皇后の十三年宿禰皇子を奉じて御禊の爲め淡海、若狹を

經て城前の鶴賀に至り、氣比神宮に詣で、靈夢によつて御名を換へて歸る、皇后喜んで待酒を酌め、且つ歌を作て曰く。

此酒は吾が御酒ならず、酒の神、常世に座す、石立す、少名御神の、神母、壽ぎ、狂るはし、豊壽ぎ、壽ぎもとほし、神壽ぎ、壽ぎ來るはし、祀り來し、酒ぞ、餘ずを飲さ。

武内宿禰即ち皇子に代て歌を作り、皇后に答て曰て。

此酒を、醸けむ人は、其岐み、曰立て、歌ひつゝ、醸けれかも、舞ひつゝ、醸けれかも、此酒の、酒の、奇に、轉た樂し酒。

應神帝の七年、宿禰韓人を督して池を大和に穿ち、韓人の池と號す。是れ田畝の灌漑に便するが爲めにして農家殷富の基を計れるなり、九年勅を奉じて筑紫を監察す、時に其弟甘美内宿禰之を讒して曰く、武内筑紫に據りて三韓を招き、以て不軌を圖らんとすと、帝之を信じて殺さんと欲す、史に當時の事情を詳記せずと雖も甘美内は武内と平素不和を生じ或は其權勢を妬みて齟齬せしなる可く、又帝は數代の功臣と雖も權勢の漸く大ならんとするを見て多少不安の念を生じ、遂に此舉に出しならん、時に武内歎じて曰く、吾敢て二心なく常に忠を以て君に事ふ今故なくして罪せらる、何ぞ不幸なるやと、偶々登岐の眞根子あり、其顔貌武内に類するを以て自ら代て劍に伏す、

武内大に悲痛し、乃ち眞根子の諫に従ひ、潜行して南海に出で、朝に詣りて罪なきを辨す、帝甘美内を鞠問して對決せしむ、而も決せず、因て神祇に請ふて沸湯を磯城川の瀆に置て探らしむ、武内之に勝ち佩刀を執て其弟を殺さんと欲す、帝特に詔して之を釋す、武内政を乘る故の如し、後仁德帝の爲めに日向國の佳人髮長媛を先帝に請へることあり、仁德の五十五年、壽二百四十四にて薨す。

### 聖德太子



偉人傳

我邦歴代の皇太子中、聰明第一と稱す可きは聖德太子なる可し、然れども太子は弒虐無道天人の俱に許さざる蘇我の馬子と並び立て朝政を執り給ひしにより後世の非難紛々として絶ゆることなし、而して或者は之を辨じて力ら足らずとなし、又或者は當時何等かの事情ありしならんも亦は推測の限りにあらずと云ひ、又或者は太子の言行相一致せざるにより之を疑ふと稱せり、蓋し是等の辯護説は一面に於て眞理ある

可しと雖も、要するに大義名分を明にすること能はざりしは事實なり、唯だ資性聰明、天下に秀絶せるが上に、物質上の文明に寄與せしこと大なるにより、可否の論を別となし、古今偉人中の一人として茲に列擧す。

聖德太子は用明帝の長子にして、御母は穴穗郡間人皇后はしほのと曰ふ、一に鬼前おにまへ太后とも申す、皇后懷娠中、出で、宮省を巡行するに際し、偶ま馬官の厩戸に至りて太子を産む、因て厩戸を以て名をなす、即ち敏達天皇の三年なり、本名は厩戸豊聰耳とよとみみみと呼び、略して厩戸皇子と云ふなり、又八耳皇子、上宮皇子などの稱は他人の命名に出るが如し、父帝深く皇子を愛し宮闕の南なる上殿に居らしむ、是れ上宮太子の稱ある所以なり、又聖德太子の名は一に諡名と云ひ、或は薨後世人の稱せし所ならんとも云へり、太子生れながらにして能く言ふ、聖智あり、歳數歳、諸皇子と俱に宮中に戯れ、與に口鬪す、帝之を聞き咎を執て起つ、諸皇子皆な走り避け、太子獨り祖ぎて進む、帝曰く汝何を爾るや、太子對て曰く、天は階して昇る可からず、地は穴して蔽る可からず、進みて咎を受る所以なりと、帝之を異とすと、此説甚だ信す可からず、稍や長じて讀書を好み、儒學を博士たかし登野のりに受け、又佛道をも僧侶に學びたるに似たり、歳二十二に及んで高麗の僧慧慈えいじに就て外典を窮め給へり、又孝思あり、歳十六の時、用明帝瘡を患ひ、月を越へて癒へず、太子日夜衣

帶を解ずして膝に侍し、香爐を擎げて、祈請を絶たず、重患爲めに治せりと謂ふ、又歳十四、物部守屋と蘇我馬子との戦ひあり、當時太子馬子を助けて軍後に従ひ、白膠木はくかくを以て四天王の像を造り、之を頂髮中に置き、佛力を假て守屋を退治すと云へり、然れども當時年十四の少年果して此事ありしや否や不明なりと、又崇峻帝馬子の驕暴を惡み、適ま山猪を献するものあるに當り、猪を指して、勅て曰く此猪の頸を斷するが如く、何時か朕が惡む所の人を斷せんと、馬子之を聞て恐れて帝を弑す、太子其計を知れども救ふ能はずと、當時太子歳十九、即ち立太子の前年にして、未だ太子の位置に達せず、且つ當時は皇家にも執政にも共に皇位と政權との争奪あり、故に獨り、罪を太子にのみ荷する能はずと、是等の是非は茲に論ずるの邊なきも要するに太子は上下軌礫の間に成長し、隱忍以て事を所せしが一の修養となりしに相違なし、殊に佛法に心を寄せしは、元來豪壯、勇決の資性にあらず、主ら才識利發に長せしこととて、馬子の兇惡を知れども之を誅するの策を得ず、己むなく心を佛法に歸して後世を吊ふの意を致せしものならん、太子推古の朝に立て攝政となり高機を裁決し、二年天皇の命によりて三寶を興隆す、當時諸臣連等の君親の報恩として寺院を建設するもの頗る多く、太子の建立に係る類又數ヶ寺あり、或は之を七ヶ寺と云ひ、或は四十六ヶ寺と云へり、而も其多くは後世の傳説に過すして、實に法隆寺、大安寺、四天

王寺、廣隆寺以下の數ヶ寺に過ぎざる可し、攝政十一年始て冠位を制し、十二階に別ち、皆な當色の繩を以て之を縫へり、十二年冠位を諸臣に賜ひ、太子憲法十七條を作る、圖贊に曰く。

佳なる哉皇子、才剛々、豊聰の名、其賢に合ふ、憲法舊事の遺編、千載不朽の盛傳。

と、蓋し我邦に憲法あるは實に太子の手記に始まれり、十五年始て信を隋に通じ、大禮蘇我妹子を遣て使命を傳ふ、敕書に曰く、東天皇、西皇帝に敬白すと、是れ太子の自ら書し給ふ所なり、二十八年太子、馬子と議して天皇記、及び臣、連、伴、國造、造、百八十部の公民等の記を録す、之れ即ち舊事記の類なり、然れども其書散逸して傳らず、又入鹿誅せられし時、蝦夷古今の圖書を焚きしと云へば是等の中、再び得難きの珍書を失ひしならん、二十九年太子薨す、年四十九、是より先、太子勝鬘、法華の二經を講じ、爲めに播磨の水田一百町を賜はりしことあり、其佛法と文物制度とを盛んならしめたるの功は甚だ大なりしと云ふ可し。

### 鳥 佛 師

鞍作鳥は南梁の人、司馬達等の孫にして、多須奈の子なり、推古帝の朝、造佛の名工として扶桑第一と稱せらる、頗る丹青に長じ、又彫刻に精しきこと伊太利の巨匠、ミケルアンヂエロに勝れり、

推古帝の十三年四月、帝皇太子、大臣及び諸王諸臣に詔し、共に誓願を發し、始て銅鑄丈六の佛像各一軀を造る、蓋し帝、聖德太子の、妙説を納れ、佛の不可思議を知れるが爲めなり、因て鞍作鳥に命じて佛を造るの工となす、是時高麗の大興王、日本國の天皇佛像を造ると聞て黄金三百兩を貢す、太子大に喜び、之を天皇に奏し、厚く高麗に答ふ、同十四年夏四月銅鑄丈六の佛像造り竟る、是日其像を元興寺の金堂に座せしめんとす、然るに佛像堂の戸よりも高くして入ること能はず、因て衆工堂戸を破て之を納んとす、鳥才略あり、戸を壊たずして入る、即日齋を設く、會集の人數萬皆な之を賞す、此夕へ五色の美雲屋上を覆ひ、其夜佛光明を放ちて屋の内外を照す、爾來四月八日、七月十五日必ず齋を設く、五月朔、鳥に敕して曰く、朕内典を興隆し、將に佛刹を建んと欲す、時に汝の祖父司馬達等、便ち舍利を献す、又國に於て僧尼なし、是に於て汝の父多須那、橘豊日天皇の爲めに、出家して佛法を恭敬す、又汝の姨、鳥女初て出家し、諸尼の尊者と爲り、以て釋教を修行す、今朕丈六佛を作造して以て好佛像を求む、汝の献する所の佛木、則ち朕が心に合ふ、又佛像を造り訖る、堂に入るを得ず、諸工人計る能はず、以て堂戸を破らんとす、然るに汝戸を破らずして入を得たり、此皆な汝の功なり、即ち大仁位を賜ふ、因を以て近江國坂田郡の水田二十町を給す、鳥此田を以て天皇の爲めに金剛寺を作る、後南淵の坂田寺と稱す

るものは是れなり、此外法隆寺金堂の釋迦佛、廣隆寺の金剛力士像、其他法隆寺の羅漢及び土佛を造る、此土佛は即ち聖德太子三國の土を以て烏佛師に造らせしものにて當時尤も高名なりしが如し、又法隆寺金堂の壁畫は普通墨微すみちゆうの作と云へども、實は烏佛師の筆にて、當時神妙と稱せらる、先年英人サトウ氏之を觀て嘆じて曰く、紙に非ず、絹に非ず、木に非ずして土に畫く者、千載を経て猶ほ生るが如くに存するもの、宇内之れあるなしと、此言少しく溢美に過れども其大作にして精妙なる點は當時確に第一と云ふ可し、又サトウは同人の作にて須彌塔下の十二塑像を見て大に其妙技に感せりと云へり、一説に烏は唐の楊惠子、吳道子と共に畫を學び、其技の上に立難きを知り、畫を捨て、専ら塑像を作り、遂に道子と名を齊くせりと、此記事大に謬れりといへども其技、其人敢て右二人に譲らず、願ふに推古時代の名工として烏の如きは實に天下に誇る可き一人物ならん。

子直曰く 我邦の藝術家にして天下に名あるもの古今屈指に遠あらず、然れども千數百歳の古に出で、彫刻繪畫俱に一世に卓出せしこと烏の如きは他に匹儔を見ず、殊に工匠にして聖勅を辱ふし、始て官位を得たるもの同人を以て嚆矢とす可し、欽す可く、又賞す可し。

## 天智 天皇

頗襄曰く。國朝の建つるや、神武に創り、崇神、景行に開け、而して應神、仁徳に成り、其後徳衰ふ、加ふるに雄略、武烈の酷虐を以てす、敏達、用明に至て大權下に移り、姦臣國を專にす、天智徴せば王業或は熄むに幾かし、天智宗室の中に奮て謀を運し、機を決し、親ら大姦を黜坐の下に斃す、即ち天位に登るは天下の望む所、而るに退讓、遷延、兩朝を歴、曠世の度あるにあらずんば、何ぞ能く此の如くならん、而して制度を裁定し、天地を經緯し、以て萬世の太平を開く、蓋し武王の烈を以て、周公の才を兼ね、稱して中宗と曰ふ溢に非るなり、大凡國朝簡質を以て民を治む、上下同心、國一人の如し、是れ國務の四外に威ある所以なり、隋氏に通するに及んで、質を變じて文と爲し、殆ど其故を失す、天智に至るに及んで百度大に定り、後世改むる莫し、大抵唐李の制に取る、而して唐氏に勝る所以のものは、曰く吏を立つること簡、民を取ること廉、是れ我邦固有の美を失はざるなり、後王の模倣に過る、文辭大に甚し、刻剝に移むれば則ち祖宗立法の意に達せず、而して武門の治、民反て之を便とす、未だ必ずしも是に由らすんばあらず、然りと雖も武治は其簡有て、其廉なし、王政に如かざる所以な

り、蓋し神武以遠國に造有り、縣に首あり、盡く朝廷の撰に由て之を命ずと雖も、或は其舊望に因て其職を世襲する者往々にして然り、天智に至るに及んで蕩として之を廓し、盡く之を郡縣にして國司を置く、考課易置、權を朝廷に收む、蓋し天子六十六人の吏を精撰して以て萬民を治め、民の爲めに吏を置て、吏の爲に民に屬するに非るなり、然りと雖も其後國司吏代有て、郡の大小領、仍或は族望を以て之を爲す、關東兵を用ゆるに及んで大名、小名の目有り、亦其地方の豪族人丁に出る者多し、而して鎌倉守護地頭を創し、其類を用ゆること尤も甚だし、遂に封建の形を成す、而して天智の政浪ぶ、是れ古今の大勢なり。と。

山陽は天智の郡縣制度を喜んで武門封建の弊を厭ひ、而して帝の功蹟絶大なるを稱せしが明治維新の大業は其舊制に後せし譯なるを以て、天智の治を再び見るに同じ、今帝の御經歷に就て其略を述ぶ可し。

天智帝は舒明帝の嫡子にして御母は皇極帝なり、初め葛城皇子と曰ひ、又中大兄とも呼べり、仁慈にして沈勇、且つ局度あり、大兄始め蘇我入鹿の専恣、驕暴なるを惡みて之を誅せんとするの心あり、偶ま中臣鎌足の入鹿を誦らんとするを聞て相與に謀り、鎌子の言に従つて、蘇我倉山田石川麿の女を納れ、尋で謀議を語り援助を爲さしむ、鎌足又佐伯子麿、葛城稚、大養綱田を薦む、皇

極帝の四年六月三韓朝貢す、大兄此期に乗じて入鹿を誅せんとし、互に手筈を定む、帝使臣を延見して大極殿に御す、皇子古人側に侍し、入鹿又朝服して入る、大兄豫め、衛兵を戒め、宮門を鎖さし、自ら長槍を執て戸側に隠れ、鎌子は弓矢を持して之に従ふ、先づ二劍を貫櫃中に藏め、佐伯子丸と葛城綱田とをして、其劍を執て入鹿を斬らしむ、石川麿前んで三韓の表を讀み、將に盡んとす、子丸等懼怖して敢て發せず、石川麿流汗背に決く聲變り、手頓く、入鹿怪で問て曰く、何爲ぞ其れ爾や、對て曰く天威咫尺覺へず震懼すと、大兄機を失せんことを恐れ、咄嗟入て入鹿を斬る、入鹿驚きて起つ、子丸劍を揮て其脚を断つ、入鹿轉倒し、御座に攀ち叩頭して曰く、臣何の罪あるを知らず、願ば陛下愍を垂れよと、大兄亦伏奏して曰く、鞍作潛に篡奪を圖り、天宗を滅す、豈に鞍作を以て天孫に易ふ可けんや、故に臣等謹で逆臣を誅戮すと、帝起て内殿に入る、子丸、綱田遂に入鹿を刺殺す、是日大雨降りて潦水庭に溢る、乃ち席及び障を覆ひ、人をして父蝦夷に賜はしむ、帝變あらんとを慮りて法興寺に入り、大兄以下諸皇子大臣咸な進で之に隨ひ以て備ふ、漢直等蝦夷に與し、其徒を率て亂を爲さんとす、大兄將軍巨勢德太古をして順逆を説き、蝦夷を討たしむ、匪徒潰散し、蝦夷悉く古今の圖書珍寶を焚て自殺す、史の懸尺疾く馳せて殘冊を燼餘に收め以て大兄に献す、帝位を大兄に譲らんとせしも、大兄鎌足の言に従ひ

て受けず、遂に孝德帝に讓る、帝立て大兄を皇太子となし、朝政を匡輔せしむ、三年冠位を定む、七色十三階、皆な服色を異にす、之れ又皇太子の制定せし所なる可し、孝德帝崩じて、齊明帝立つ、皇太子復故の如し、七年正月帝西征の途に上るや皇太子之に従ひ、朝倉の木の丸殿に居る、當時和歌あり人口に膾炙す。

朝倉や木の丸殿に我居れば

名のりをしつゝ行くは誰が子ぞ

此歌神樂の曲となる、七月帝崩じて皇太子位に即く、帝先皇の崩御を哀み又諾て曰く。

君が目の戀しきからに泊てゝ居て

かくや戀むも君が目を欲り

是れ帝の海濱に居て、先皇の御臨終に會せざりしを歎かせ給へるなり、帝素服して制を稱す、十月梓宮を奉じて難波に還り、十一月飛鳥川に殯す、年を踰へて哀痛、尙ほ吉禮を行ふに忍びざりしと云ふ、是より先、唐蘇定方等を將として百濟を攻む、帝、阿曇連比羅夫、河邊百枝を遣り、兵を帥て百濟を救はしめ、又兵五千餘を發し、百濟の王子豊璋を護送して國に就かしむ、元年新羅、高句麗を攻む、高麗急を我に告ぐ、帝兵を發して之を援はしむ、尋で我諸軍新羅を伐て二城を拔

き、八月唐新羅の連合軍と白江即ち今の錦江に戦て利あらず、九月に至て我軍還り、日韓の關係茲に絶ゆ、三年皇太弟大海人に命じ、冠位を改増して二十六階と爲す、此夏唐の鎮將劉仁願、朝散大夫郭務宗を遣し、表を進めて物を献す、廻ち之を饗し、且つ物を賜ふ、五年唐の使上柱國劉德高、大夫郭務宗等來て好を修す歸るに及んで物を賜ひ、且つ小錦守大石、小山境部石積以下を以て護送せしむ、六年都を近江の滋賀に移し、大津の宮と號す、衆庶徙ることを樂す、民謠風刺興る、又夜屢ば火す、此冬唐將劉仁願我護送の使を送て筑紫に到る、七年春帝初めて即位の禮を行ふ、八年鎌足薨す、帝臨弔して賻を賜ふ、十年冠制法度を頒ち、又天下に大赦す、此夏始て漏刻を新臺に置く、之れ帝の東宮に在る時自ら遣る所なり、九月帝不豫なり、十月宮中に百佛を開眼し、又使を法興寺に遣し、佛に諸種の珍寶を供す、帝病益甚し、皇太弟を召して後事を屬す、太弟病を稱して固辭し、祝髮して僧となり吉野に入る、帝之を聽し、賜ふに袈裟を以てす、朝臣送て苑道に至りて歸る、或人曰く、猶は虎を山中に放つが如しと、是に於て皇子大友を立て皇太子と爲す、十二月帝近江志賀の宮に崩す、在位十年、壽四十六なり、帝皇猷を弘闡し、禮を定め憲を正しくす、嘗て群臣に命じて令二十二卷を撰す、之を近江朝の令となす、又深く農民の辛苦を感み、其儲副と爲るや、西征に従ひ、行宮を筑紫の朝倉山に營ひ、庶民を疲弊せしめんこ

とを恐れ務て質樸に従ひ用ゆる所の材木魚皮を劉らず、百姓悦服し、之を黒木の御所と謂ふ、又武を講じ國防を嚴にし、即位の三年筑紫、豊岐對馬等に烽候、防堡を置き、又水城を筑紫に造り、其他大和の高安、讃岐の屋島、對島の金田、長門の要所等に築き、又自ら山城の苑道山科に獵し又水邊には租調を免じ、或は唐、新羅、耽羅等に物を賜ひ、其使を犒ふなど文武、治道に心を勞せられしこと甚だ大なり、故に帝賛に次の如く記せり。

蘇我入鹿、父祖の威に籍り、專恣日久し、天支を戕削し、公然と忌む無し、罪惡貫盈、勢將に社稷に利あらざらんとす、帝職子弟に居り、而して女王に奉ず、九五應せず、樞機泄れ易し、己ひを得ず、乃ち賢智の人を擇み、協心謀を合す、聲色を動ずして手ら大怒を輔坐の側に殲す、其功固に盛なり、而して其威亦將に主に震ふもの有らんとす、然れども天祿の臻る眇乎として省す、則ち年長有徳の輕皇子を推し、再び則ち親生至尊の皇極帝を奉じ、兩朝を歴る十有餘年、而して儲宮に容與し、將に身を終んとするが若し、母帝崩するに及んで猶ほ素服して制を稱す、殞すること六年にして登祿す是れ其の至孝篤讓聖賢に得るもの此の如く其れ美なり、有りて而して虚しきが若く、成て而して跡無し、其利する所なきの心を推すに、所謂天下を有ちて而して與せざる者と雖も多く讓らず、即位の後、益自ら節儉、勤劬、石棺の役を罷め、城

を築くの勞を弛べ、歌詠の發、百姓を以て念と爲さざるはなし、而して又能く學を好み、賢を學び、諸を古に則り、諸を今に施し、學校を興し以て教の道を明にし、禮度を定めて以て俗化を齊ふし、刑書を制し、以て法象を示す、凡そ崇神の規模、孝徳の經倫、此に至て大に備る、論者其弘く皇猷を開くの功を推して、而して上神武と相配するを爲す、抑も亦宜なり。

藤原鎌足



我天孫以來、皇室に臣事して、今に繁延するものは獨り藤氏あるのみ、而して其中興の祖を鎌足となす、鎌足推古帝の二十一年に生れ、一に鎌子と稱せり、本姓は中臣、天兒屋根命の後裔にして御食子の子なり、天資英明にして才智無双と稱せらる、其先垂仁帝の朝に大夫となり、大廟を伊勢に建つるに際し、撰ばれて祭主となり、世々其職を襲ふ、鎌足其縁によりて皇極帝の三年神祇伯に拜せらる、而も病と稱して就かず、返て攝津の三島に居る、當時蘇我氏權勢其極に達し、日に



專横を恣にし、不逞の志を狭む、鎌足憤慨之を匡濟せんと欲し、密に輕皇子に昵近す、皇子は即ち孝徳帝にして又入鹿を惡むの心あり、故に鎌足を重じ、寵妃阿部氏をして別殿を掃ひ、新野を設け、款待備に至る、鎌足感激、舍人を通じて翼戴の意を漏す、輕皇子大に之を喜ぶ、鎌足更に中大兄に説くと欲し、法興寺の蹴鞠會に際し、偶ま中大兄の靴を脱するを幸機として之を捧げ、遂に相親むとを得たり、爾來肺肝を披瀝して入鹿誅滅の事を策す、然れども他人の疑惑を生せんことを慮り、相俱に南淵先生の門に學び、周孔の教を受ると稱して密に同車中に圖る、鎌足曰く大事を策するは毗輔なかる可からずと、勸めて蘇我石川磨の女を納れて中大兄の妃となし、尋で其父を謀議に參せしむ、石川磨亦赤心を吐露して之を助く、鎌足又佐伯子磨、葛城稚<sup>わか</sup>、大養網田<sup>おほなみだ</sup>と結びて黨與となす、皇極帝の四年六月三韓の入朝あり、鎌足、豫め諸人と約し此日を以て事を行はんと欲す、而も入鹿多疑にして日夜劔を帶ぶ、鎌足を憂ひ、當日俳優をして欺て之を解かしむ、入鹿咲て之を授け、御座に待す、期に及んで子磨等恐れて敢て進まず、中大兄自ら劔を抜て入鹿の頭肩を斬り、子磨等其足を断じ、遂に入鹿を誅し、蝦夷を亡す、爾來鎌足天智を助けて内助の功を奏すること頗る多し、就中入鹿誅滅の後、皇極帝位を天智に譲らんとするや、鎌足、天智に勸めて先づ孝徳帝を奉せしむ、曰く、殿下長兄あり、次を超へて大統を繼ぐは、恐らく恭

謙の道を失はんと、天智之を嘉して孝徳帝を立つ、之れ鎌足の初め輕皇子に接して厚く知遇を受けし爲めならん、而して帝亦之を徳とし、詔して曰く、社稷の安を護るは寔に公の力に頼る、軍國の機務は唯だ公之を處分せよと、是に於て鎌足、天智と議して大革命を斷行す、即ち大化の新政是なり、一説に此革新は支那の形勢一變せしより其必要に迫りて行へるなりと云へるも、而も俊傑にあらざれば決して行ふと能はざりし業なり、即ち世襲の職を廢し、地方族長の權を去り、能に任じて中央集權の制を立て、全國を王土に歸して郡縣の治を敷けり、當時鎌足は内臣の職に居りて大臣其他顯要の地位は皆な阿部氏、蘇我氏の手に歸せり、故に此劃策は主として天智帝の意に出づとなせども實は鎌足の意中より出でたるならん、并は前の詔勅に見ても略ぼ推するに足れり、後内大臣となり紫冠を授けられ封戸を増す、昔て天智の御子弘文の皇子たるや、夢に朱衣の老人あり日を捧げて己れに授く、時に人あり腋下より出て之を奪ひ去れり、已に覺て之を鎌足に語る、鎌足嘆じて曰く、聖朝萬歳の後、恐らくは巨猾の覬覦する者あつん、然れども臣生けるの日は此事有らしめず、臣聞く天道は親なし、唯だ善を是れ輔くと、殿下自ら勉めて徳を修めば妖祥は憂ふる所にあらざるなりと、因て女を以て之に配し、相與に親睦せり、然れども大友皇子の天武帝に害せられしは又人力の及ばざる所なり、唯だ足鎌豫め之を知り、且つ已れ生るの口其事あらしめ

ずと云へるは其重きを當世になして、且つ未來を察せし明ありと謂はざるを得ず、史に稱す鎌足至誠を盡し、官司の上に居て進退廢置言聽かれざるなすと、以て寵遇、威望の高かりしを知る可し、天智帝の即位二年姓を藤原と賜ひ、大臣の位を授けらる、此歳十月病重し、帝其第に臨み、大織冠を授け、且つ其言んと欲する所を問ふ、鎌足奏して曰く、臣生て軍國に益なし、死して百姓を煩はすを欲せず、非事は願くは儉素に従はんと、時人聞て之を嘆稱せり、尋で薨す、壽五十六なり、帝又自ら其第に幸し、金香爐を賜ふ、即ち攝津の阿威山に葬る、長子定慧唐より歸りて後、更に大和の談山に改葬す、圖贊に曰く。

南淵の學君臣睦く、同車の行密策熟す、天誅奮て兇逆伏し、永く槐門の多福を錫ふ。と、其功は尙此以外にも多し。

### 彫工春日

推古朝の烏佛師に尋で、奈良朝の初めに名工神の如しと稱せられ、精妙絶倫、天下並ぶ者なかりし名手を彫工春日となす、京畿の地、同人の作佛を傳ふる古刹は皆な以て春日明神の手に成れりと云へり、而して能樂の面に三作あり、其一を春日の彫刻となせり、蓋し能樂は足利時代に起り

て奈良朝にある可き筈なく、隨て右の春日は同名異人に似たれども三作中には聖徳太子の如きを加ふるにより、矢張り同人と見ざる可からず、去れども春日が能面を打ちたりと云へるは全く牽強の説にして、唯だ同人が佛像の外に當時舞樂の面を作りしやも圖られず、其眞否は姑く措て論せず、今同人の傳を次に曰ん。

世に春日と云へるは稽文會、稽主勳の兄弟二人を併稱せしなり、兩人は父母生國與に明かならざれども願ふに河内の人ならんか、此兄弟は養老年中、長谷寺の佛像を作りしことあれば奈良朝の初期を盛に過ぎたること疑ふ可からず、舊記に曰く、神龜六年稽文會、稽主勳の二人長谷寺に安置す可き、高さ二丈六尺の十一面觀音を造るに際し、樵父よしみ青射津麻呂、偶ま山に入りて薪を取らんと欲し、佛所に向て遙に稽文會を見るに、六臂の地藏菩薩、手毎に佛像を削刻し、又稽主勳を見るに不空羅索觀音、六臂或は鑿を取り、或は刀を執りて活動する様、最も尊く又怖ろしかりし、因て聖人道慈律師の所に至りて之を語る、聖人則ち遙に之を見るに果して樵父の言ふ所の如し、乃ち相共に佛所に行て見るに常人なり、是れ地藏觀音の應化、神明尊崇の權跡なりと、己に當時に於て二人の作佛に對して斯る權化的の語を傳ふ、其靈妙の枝を揮ひて世人を驚かせしこと略ぼ推するに足れり、新猿樂記に曰く、七郎は大佛師なり、丈六等身、一磔手半、柔鞭忿怒、王相人

形、金色彩色、白檀の作、面相、開眼、衣文等の上手なり、何ぞ泥んや天蓋、瓔珞、蓮花聖座、光り莊嚴、唐草の様、更に人間の所作と見へず、三十二相造り磨り、八十種の好刻成れり、是れ即ち解開惠、解宿爾の玄孫也、昔し毗首羯磨の斧聲、聽へて三十三天の上に至る、今惠頭佛師の刀、巧名一天四海の中に擧ると。

右に所謂解開惠、解宿爾は即ち稽文會、稽主動にして、其玄孫に七郎佛師の名手を出せしに似たり、一説に稽文、稽主は大唐の佛工なりと云ふ、而も確證なし、又此二人は河内國春日郡に住して佛を刻む、依て淨屠崇敬して神號を以て稱せりと云ふ、此説或は當れるならんか、又世に春日の作と呼べる佛像頗る多し、今其二三を擧んに洛東、東福寺北門の法性寺に存する三面千手觀音像、鳴川の東、清光寺の阿彌陀、花園村妙心寺西法金剛院の阿彌陀、本派本願寺の同佛、大谷派本願寺什寶の翁面、大和法隆寺大經藏本尊の阿彌陀、山城廣隆寺の不羅空索觀音等は其一なり、然れども傳説あるが故に稽文兄弟の作とは稱す可からず、唯だ其名の高くして、且つ作技の絶妙なるが爲めに多くは右に附會せしのみ。

### 吉備眞備

吉備眞備は唐の狄仁傑宋の司馬公の如き乎、其温厚にして才學あり、衆藝に長じて膽略に富み、聲望一世に高く、功烈千載に傳るもの公の如きは古來甚だ少し、唯だ憾むらくは豪氣、勇決に乏しきやの感あるのみ、圖贊に曰く。

唐國に遊び、才敵なし、本朝に相とし、貴戚に踰へ、宮掖の兇穢斯れ漸く、犯梁公の奇蹟に齊し。

と、眞に然り、後人孝謙を善導して、仲麻呂、道鏡を斥けざりしを咎むるが如きは未だ當時の事情を盡さざるが爲めならん、其人物、功蹟の如きは實に一代の偉人たるに背かざるなり。

吉備眞備、本姓は下道朝臣、其先は吉備津彦命より出づ、世々吉備に居る、九世の祖を御友別と云ふ、其長子稻速、川島縣に食む、子孫下道臣を以て姓となす、天武の朝、姓朝臣を賜ふ、父國勝、右衛士少尉たり、眞備、持統帝の即位三月廿八日備中國下道郡尾田村日出谷に生る、夙に文を修め、武を講じ、禮典を研究し、水利土工に精通す、從八位下に叙せらる、靈龜二年遣唐留學生となる、時に年二十四、唐に在て經史を研覃し、衆藝に涉獵す、當時學生にして名を唐に播く者は唯だ眞備と阿部仲麻呂と二人のみ、天平七年歸る、唐禮一百三十卷、大衍歷經一卷、大衍曆立成十二卷、測影鐵尺一枚、銅律管一部、樂書要錄十卷、絃繩漆角弓一張、其他數十品を献す、

正六位下、大學助に叙せらる、尋で中宮亮と爲り、從五位上に累進す、右衛士督に轉ず、孝謙帝の東宮に在るや、學士となりて禮記、漢書を授く、恩寵甚だ渥し、遷て大夫と爲る、仍は學士を兼ね、頃くありて改めて今の姓を賜ふ、右京大夫に遷る、勝寶の初め從四位上に進み、事を以て筑前守に左降せらる、是れ押勝に忌れ、帝又深く憚る所あるを以てなり、俄にして肥前守に遷る四年唐副使として唐に赴く、玄宗帝授くるに銀青光祿大夫を以てす、歸るに及んで風に遭ふて船散す、眞備益久島に漂着す、六年紀伊の牟婁崎に至り、京師に入る、正四位下に進み、太宰大貳に陞る、建議して筑前に怡土城を築く、敕して其事を監せしむ、是れ唐に祿山の亂あり、朝廷其餘波の及ばんとを恐れ、眞備又國防の要を認めしに因れり、此城十三年を費して成る、周圍三里、九ヶ村に跨り、大山に據る、唐代直寫の城廓は是を以て嚆矢となす、傳に曰く寶字の初め唐の亂るを以て宰府の帥、船の王及び眞備に勅して邊境の備を爲さしむとあるは即ち右を指せるなり、時に眞備議して曰く、且つ耕し、且つ戰ふは古人の稱する所、請ふ五十日教習して、十日役使せんと、廷議之を可とす、又、授刀舍人春日部三關、中衛舍人土師關成等を遣し、眞備に就て八陣、九地、結營の法を學ばしむ、尋で眞備を西海道の節度使となす、當時朝廷新羅征討の舉あり、吉備を以て専ら兵事を督せしむ、今時史家の説に曰く、是れ押勝の私福を内に弄して人心を外に轉

せしめんが爲めなりと、而も新羅服從を誓ふこと再三遂に其事を廢す、八年眞備召れて造東大寺提官となる、病を以て事を視ず、惠美押勝の叛するや、軍事を參畫して豫め賊の走らんことを知り、先づ其子二人を討滅して、據る所なからしむ、押勝果して京に破れ其子に合せんとして能はず、近江に亡ぶ、功に因て從三位に叙せられ、參議を拜し、中衛大將を兼ね、蓋し押勝の亂旬日を出ずして平ぎしは一に眞備の善謀によれり、後諸官を経て右大臣を拜し、從二位を授けらる、景雲の初め近江の穀二千斛を賜ふ、眞備對馬島の聖田三丁壹段、陸田五町二段、雜穀二萬束を獻じ以て烏儲となす、敕して太宰府の綿二萬屯を賜ひ、以て新羅の交關物を買はしむ、帝其節に幸し、正二位に進め、尋で稻十萬束を賜ふ、四年帝不豫なり、眞備に敕して中衛左右衛士府事に知たらしむ、帝崩す、皇嗣未だ定らず、眞備等文室淨三よんやのきよみを立んと欲す、是れ天武の統にて當時老境に達し、世故に長ずるが爲めなり、淨三辭す、又其弟大市を立んと欲す、左大臣藤原永手等定策して光仁帝を立つ、眞備歎じて曰く、享壽を圖らざるの弊終に此極に至ると、乃ち致仕を乞ふ、聽されず累表苦請す、久ふして允さるを得たり、寶龜六年薨す、年八十三、眞備大納言となるや、奏して二柱を中壬生門の西に樹て其一に題して曰く、凡そ官司に抑屈せらるる者は宜く此下に至りて申訴すべしと、其一に題して曰く、百姓にして冤枉を被る者は宜く此下に至りて申訴す

へしと並に彈正臺に令して其訴狀を受けしむ、又釋奠の禮を定め、律令を刪正す、著す所、私教類聚三十八條あり、其功果の多き算す可からず。

### 和氣清麿

史論に曰く。忠皎の士に貴ぶ所は利の爲に回らず、威の爲に怵れず、讓乎として嚴霜烈日の如くなるを以てなり、故に猛虎山に在れば、藁蕘之が爲めに採らず、僧道鏡の神器を覬覦するや、兇焰人に逼り、勢ひ當る可からず、事の濟否は使臣の一言に決す、清麿色を正して撓まず、直に神語を奏す、志王國を匡し、氣姦佞に震ふ、至大、至剛、天地の間に塞る、人臣の敵、此に盡く。

と、和氣氏終生の功甚だ多しと雖も天下萬世に涉りて人心を感動せしむる點は此神勅傳奏の一事に在り、蓋し孝謙帝の世は名臣、元老少なからざりしと雖も、帝を諫めて正を持せしむる者なく、其始めて仲麿を寵せらるゝや、橘諸兄の如きは讒を恐れて骸骨を請ひ、又仲麿の兄豐成、中務卿永手、吉備眞備等皆な朝に列すと雖も、黙々として一言を發せず、淳仁帝偶ま之を争ふて帝位を失ひ、尋で、道鏡の嬖せられ、仲麿亂を興して、天下の大事に至らんとせしも幸にして鎮定に歸

せしが、當時廷臣尙ほ諫を入れず、皇家の危きこと殆んど累卵の如し、此際に當りて官從五位に過ぎざる清麿あつて、神物に托し帝の迷溺を犯し、一言以て道鏡の姦を摧きしは眞に皇祖の大忠臣にして、我國家の柱石と謂はざる可からず。

清麿は備前藤野郡磐梨縣の人、鏗石別命の裔なり、人となり抗直にして朝事に明かなり、舊姓を磐梨別と云ひ、後、藤野別眞人と改む、初め從六位上に叙せられ、右兵衛少尉となる、神護中、勳六等を授けられ、姓を吉備野別眞人と賜ひ、從五位下に進み、近衛將監に移り、封五十戸を賜ふ、景雲三年改めて姓を輔治眞人と賜ひ、因幡員外介と爲る、孝謙帝の重祚するや僧道鏡を寵して大政大臣禪師に任じ、法王となす、政權一に道鏡の手に出づ、而して滿延の朝臣皆な其威福を窺ふ、時に太宰府の神官阿曾麻呂、道鏡に阿諛し、神勅に托して上言す、曰く、位を道鏡に禪らば天下太平ならんと、帝即ち清麿を召し、字佐に詣りて奉幣せしむ、發するに臨みて道鏡色を厲し、目を隕らし、劔を按して語るに阿曾麿の言を以てし、且つ曰く、予をして帝位に登らしめば汝を以て太政大臣となし、委するに國政を以てせん、若し我が言に違はゞ劔あるのみと、既にして出づ、路に眞人豊永に遇ふ、豊永曰く、道鏡天位に登らば吾れ二三子と俱に伯夷に従て遊ばんのみと、清麿感憤死を誓て行き、字佐に至り、祝禱すること通宵、歸り奏して曰く、臣親く神勅を受く、

曰く、我邦開闢以來皇家一系統、君臣の分自ら定る、道鏡何する者ぞ、敢て神器を覬踰す、大逆無道なりと、帝默然たり、文武の百官列に在るもの悉く色を失ひ、背に汗す、道鏡漸忿し、奏して曰く、清麿不敬なり、名を穢れ麿と更めんと、直に官爵を削りて之を大隅に流す、潜に人を遣して途に之を殺さしむ、雷雨に會ふて果さず、參議藤原百川其忠烈に感じ備後の封二十戸を割て之に與ふ、時に神護景雲三年九月なり、明年三月清麿謫所より上書して太神の神勅三條を奏す、是歲帝崩じて光仁帝即位す、即ち道鏡を貶して下野國藥師寺の別當となし、清麿の姓名を復して京に召還し、播磨員外介と爲し、豊前守に遷す、是より先、宇佐八幡の神官歴ば神語に託して妖言を造爲す、而して國司も問ふ所なし、清麿太宰府の祠官を將て宇佐に至り、龜を灼て其實否を判し、大に跼蹐を行ふ、既にして和氣姓を賜ふ、桓武の世新都を長岡に營む、十歳にして成らず、清麿密に奏請し、遊獵に托して葛野の地を相し、以て遷都の議を上り、翌年新都に移る、平安の京是なり、又攝津の大夫となり、奏請して攝河の界に川を鑿り、堤を築きて西海に通ず、民其利を蒙る、又民部大輔、中宮大夫を兼ね、皆な其職に稱ふ、清麿素より古事に明にして民部省の例二十卷を撰す、帝賜ふに田を以てし、之を子孫に傳ふ、薨年六十七、正二位を贈る、後世宇佐の奉幣使ある毎に必ず和氣氏に命す、蓋し大功を無窮に顯すなり。圖贊に曰く。

皇統將に凡鄙に移らんとす、神語を稱して賊耳を駭ろかす、嗜直なる哉、何ぞ死を畏れん、國道なき時は亦矢の如し。

嘉永年中、孝明帝、清麿の忠烈を追賞して正一位を贈らる、即ち今京地に護王神社として其靈を祭るは萬世の龜鑑として永く仰がしめんが爲めなり。

僧 行 基



奈良朝の佛教は宗派の分岐未だ明かならざりしも、名僧の多く輩出して、力を弘通に盡せしことは、敢て平安、鎌倉の兩時代に譲らざりしなり、就中當時名を成せし名僧少なからず、玄昉、道慈、良辨、宣教、隆尊の徒の如きは皆な一代の智識と稱せらる、此内玄昉は學力餘りありて素行修らず、遂に其終りを能せざりしも、他は德行亦高かりしに似たり、然れども教義を専念して衆生濟度の實功を完ふし、敢て榮達を願はずして、大に治績を擧げたること行基の如きは他に比類なかる可し、後年聖武帝に尊信せられて一躍菩薩號を享けし所以は主とし

て此實力の結果に基けるが如し。

行基は和泉國大島郡の人、俗姓を高志氏と云ふ、初め生れし時、胞衣身を纏ふ、父母之を忍みて樹枝の上に置、翌朝之を見れば胞を出て能く言ふ、因て收て之を養ふ、年十五にして出家入道し藥師寺に住す、其童穉の時群兒と遊ぶに、輒ち佛乘を講説す、村里の牧童牛馬を樂て、從ふもの數百人、其歸るに及んで牛馬四散し皆な失ひ去ると謂ふ、行基高地に登りて一命すれば牛馬聲に應じて到る、父母之を奇として僧となす、即ち新羅の僧慧基に就て瑜珈、唯識等の論を學び、又義淵僧正に從て教義を窮め、又徳光に就て具足戒を受く、後ち天下を周遊し、廣く群迷を化す、道俗化を慕ひ、追従するもの數千人行く所の處、和尚の來るを聞き、巷居人なく、争ひ來つて禮拜す、嘗て私に沙彌を度せしを以て勅して禁固せらる、後赦に遭ふて更に布教を勉め、諸る要害の處に橋を造り陂を築く、見聞する所の老少咸な集りて功を加へ日ならずして成る、止る所の房には多く菓樹を植ゆ、道場を建立する者四十九所、僧院三十四所、尼院十五所、布施屋九所、橋六所、船忌二所、池十五、溝七所、堀河四所、直道一所なり、其外日本、唐土、天竺の地圖を製し、又我邦の人口を調査せり、當時の數四百五十八萬四千八百九十三人と云へり、是より先、故里に遊化するに、里人魚を捕へて池畔に宴す、少年の徒、戯に胎を以て行基に薦む、行基喫し終りて、池中に吐出するに皆な小魚と變じて游泳し去る、見るもの驚嘆す、又一時捕へられて獄に投せらるゝや、其身依然として外に在り閩里に遊ぶこと前日の如し、故に功なきを以て赦さると謂ふ、聖武帝之を聞て深く行基に歸依し、召して大僧正となし、大佛造立の御願を請り給へるが如し、然れども帝此の擧の我祖の意に戻らんことを恐れ、先づ舍利一粒を授けて、行基を伊勢に遣りて、太神の神勅を伺はしむ、行基往て盧を大神宮の南門大杉の下に結び舍利を献じ七日を期して深く祈念す、満願の夜神殿自ら開け、太神満足の意を傳へられ、且つ舍利を飯高郷に埋めよとの給ふ、行基即ち神勅に従ひ、舍利を埋めて歸り奏す、聖武帝大に喜び、遂に大佛造立の素志を決行せんとし、行基は徒弟を率ひて衆庶を勧誘し、其本願を達す、天平二十一年帝菩薩戒を行基より受け給ひしが、行基は天平勝寶元年に仙化せり。

### 桓武天皇

贊に曰く。神祖桓原に都せしより、列聖遷徙、厥邑を常にせず、蓋し亦衆の欲する所に從ふなり、元明藤原より遷り、鼎を平城に定む、故に其王公に告諭する、殷宗五たび遷り周后三たび定むるの詔有り、聖武豊富に乗じ、侈大を好み、或は恭仁に徙り、或は難波の紫香樂に營す、

然るに終に物情に拂ほるを欲せず、還て平城に都し、以て光仁に迄る、衆志の變ふ所、略ぼ觀る可し、帝英略世を蓋ひ、恢量、包荒、墜緒を尋ぎ、廢典を擧げ、圓丘に祀り、以て天を敬し、本を報ずるの誠を展べ、蝦夷を征伐して大に干戈の威を奮ふ、蓋し蝦夷の種類たる、暴戾、恣睢、之を急にすれば即ち雲散し、之を緩にすれば則ち麇集す、大に懲すにあらざれば、禍將に偃まざらんとす、帝善く將師を擇び、責るに成功を以てし、會長を斬獲し、獷俗驕を服す、祖宗の業を恢弘し、前烈を光す有り、乃ち奠居する攸を相し、都を山城に遷し、新に平安の號を制し、經國の洪猷を肇め、龜筮皆な從ふ、神人習ひ慶す、龍盤、虎踞の勢ひに據り、萬世不易の基を建つ、嗚呼盛なる哉、然るに藤原緒嗣の諛を觀るに、方今苦しむ所、兵と土木とに在り、則ち夷を征し、都を遷す、亦勞する所無きに非ず、而して帝德を度り、力を量り、一たび勞して永く逸するの舉を爲し、以て天下を泰山の安きに措く、苟も帝の英武明斷に非れば則ち能く之に及ぶこと鮮しと。

桓武一代の大業は實に蝦夷の討伐と遷都の一事なり、而して此事有て以來帝都は千餘年間遂に動かす、蝦夷亦長く服して偶々叛あるも亦昔日の強大を致さざりし所以は主として駕御宜しきを得たるが爲めならん、緒嗣の兵と土木とを以て當時の苦みとせしは單に財勢の上より觀察せし議論

に過ぎざる可し以下帝の傳に移らん。

桓武帝、諱は山部、光仁の長子なり、母は高野夫人と云ふ、帝大學頭より累進して中務卿となり、寶龜四年立て皇太子となる、蓋し藤原百川の力なり、初め光仁の世井上内親王及び他タカ戸親王大逆を企つ、故に廢して庶人となす、即ち皇后皇太子なり、百官奏して儲君を定めんとす、光仁酒人内親王を立んとす、時に百川、桓武を立んとして力爭すると四十餘日殿前に立ち未だ嘗て睡眠せず、且つ曰く聖斷を得ずんば敢て動かさずと、帝其誠悃に感じて皇太子となす、天應元年先帝崩じて桓武即位の禮を行ひ、延暦と改元す、百川薨じて後、其功を想ひ、其子緒嗣を殿上に召して加冠せしめ、頗る優遇を給ひ、且つ百川の女を納れて妃となす、而して帝即位の初め氷上川繼謀叛し、大伴家持、坂上新田磨以下三十五人皆な之に黨與し、朝廷を傾けんとす、事顯はれて川繼及び其母を流竄し、其餘皆な處分せらる、是れ帝の諒闇に在るを以て刑を加ふるに忍びざりしが爲めなり、尋で二年勅して京畿内に私の道場を立るを禁ず、是れ佛法旺盛、私人の力らあるもの、競ふて佛舎を建立し民家爲めに衰微の兆あるを以てなり、同年坂東の諸國に詔し、倉庫を發きて貧民を賑給せしむ、是れ軍旅連りに興りて民調發に疲るゝを以てなり、五年東海東山に佐伯葛城、紀勝長を遣て軍士を簡み、器械を檢して、以て蝦夷に備へしめ、七年に至て坂東諸國の歩騎五萬八百餘



人を發し、明年三月を限りて多賀城に會して蝦夷を撃たしむ、此秋參議中衛大將紀古佐美を以て征東大將軍となして發遣す、是れ蝦夷を征する諸軍屬ば利あらざるを以てなり、當時副將軍として入間廣成、佐伯葛城、多治比瀨成、紀真人等之に従軍せり、八年三月坂東の兵、多賀城に會す、帝使を遣して幣を伊勢神宮に奉じ、蝦夷征討の由を告ぐ、蓋し帝は一舉平定の功を期せしが如し、然るに官軍衣川に滯留して進まず、故に五月帝勅して之を責め給ふ、副將軍、佐伯葛城病を以て死し、六月諸軍道を分つて進む、副將軍入間廣成、中軍の別將、池田真枚、前軍の別將、安倍墨繩等、衣川を度りて賊を撃つ、賊豫め三覆を設け、偽りて敗れ走る、官軍四千追ふて巢仗村に至り、將に前軍に合せんとす、伏發して前後隔絶し、接應するも能はず、裨將高田道成、會津壯麿、大伴五百繼等之に死す、軍大に亂れ、擠されて水に墜ち士卒の死するもの、一千餘、傷者二千餘、古佐美、真枚等、僅に身を以て免れ、逃れて京師に還る、帝責罰して真枚、墨繩等の官を解く、當時征東將軍、軍を解んと請ふ、帝許さず、其怠慢を責め、進軍を命ず、而も古佐美等逡巡して賊を討たず、故に彼等を召還し、大納言藤原繼繩を以て勘問せしめ、尋で諸將を罰す、爾來朝事繁く、暫く征夷討伐の準備に着手し、或は甲冑を造り、或は軍糧を蓄へ、十一年に及んで大伴弟麿、坂上田村麿、巨勢足等を遣て蝦夷を討たしむ、官軍大に撻ちて明年還る、此役軍糧二十六餘斛

を費すと云ふ、十三年帝山城國宇多の新京に遷る、是より先延暦三年長岡の地に都し給ふと雖も經營成らず、故に此器あり、遷都の後詔して曰く、山背の國たる、山河襟帶、自然に城を作す、宜く改て山城に作るべし、又曰く、子來の民、謳歌の輩、異口同辭、號して平安の京と曰ふ、今宜く之に従ふ可しと、是に於て土偶人長け八尺のものを造り、甲冑を着け太刀を佩び、西面して之を東山に埋め、誓て鎮護の神となし、號して將軍塚と曰ふ、蓋し當時は天下征東の軍に勞し、國內多事を極めしにも係らず、一方に此都城經營の大功事を完成せしこと帝の英明なる資性にあらざるは能はざるなり、同二十年田村麿、蝦夷を討て之を平げ從三位に進む、初め陸奥に住する蝦夷の酋、高麻呂及び惡路王、達谷窟たみやより起り、邊境を侵襲し、遂に西して清見ヶ關に至る、田村麿東征すと聞き、畏怖して引き去る、田村麿追ふて陸奥に到り、神樂ヶ岡に大戰して、其酋を射殺し、惡路王を斬る、餘賊多く降り、東陸始て安し、尋で二十一年又田村麿を遣て陸奥の膽澤に城さ東國の壯丁四千人を配して之を戍る、夷の酋大慕公の阿兵利爲、盤貝公の母禮等其衆五百人を率ひて來り降る、賴襲之を論じて曰く。

國朝の王化、西より東に漸す、陸奥の州、壤地廣莫、民夷雜居、中古割て出羽を置く、別に官司を署す、而して其力を得る者は多賀、膽澤の二城を築くに在り、膽澤を築くに及んで東國の

浮夷四千を配して之を戍らしむ、則ち最も計を得るなり、何となれば此城未だ始めより之有らざる者なり、則ち之を守るの兵亦未だ始めより之有らざるなり、然も既に城を築くと曰ふ、兵以て之を守ると無る可からず、之を守るに民丁を以てす、民丁未だ必ずしも往を樂まず、往を樂む者は浮浪のみ、浮浪の民に於る、未だ始めより有らざる者の如し、未だ始より之れ有らざる人を以て、未だ始めより之れ有らざる城を守る、必ず騷擾せずして、而して民以て業に就く可し、今其處置を詳にせずと雖も、蓋し無食の民を招聚して以て荒地を墾め、之に耕墾を勸めて、各糧食を具へしむ、苟も然れば則ち是れ四千人士着の兵を得るなり、土着の四千は以て徵發の四萬に當つるに足る、夷酋を震懾し、其來降を致す所以なり、桓武の此計は坂上田村に出づ、猶ほ趙充國が屯田の議、漢宜に用ひらるゝが如きなり。

延暦二十四年帝年壽七十にて崩す、在位二十五年なり、帝始め大學頭を以て儒經に精通し、主として聖武、孝謙兩朝の宿弊を除き、政を正に歸せしむ、其功已に偉なり、況んや前朝以來國家の大患たる蝦夷を討伐して其根帯を抜き、又大都を経營して千載の基を定めしこと、眞に英邁、卓半の明主と謂ふ可し、平城以後久しく清明の治を得たるは一に、桓武の餘烈なり。

### 坂上田村麿

圖贊に曰く。

細外の機密に委任す、爰に其旅を整へ東征す、薄伐以て蝦狄を斥き、旋て奥羽の清平を奏す。と、田村麿一代の大功は實に蝦夷討滅の一事に在り、彼の桓武の英邁なるも田村麿なくんば其目的を達すること能はず、東國、東北の民も田村麿なくんば、其枕を高ふること能はず、彼の光仁以來大軍屢ば破れて多賀城の守備完さを得ざるに際し、田村麿猛然として奮進し、柵を數十里の奥地に移して、賊の巢窟を覆し、其巨魁を斃して再起すると能はざらしめたる功績は古今に冠絶すと謂ふ可し、殊に田村麿は外藩投化の氏族中に出で此雄武戰略に長せしこと殆んど他に類例なし、願ふに將軍の如きは單に我邦の誇りとす可き人物なるのみならず、又漢族の名譽とする所ならん。

田村麿は左京大夫新田麿の第二子にして、其先は漢の靈帝の曾孫、阿智王なり、漢祚魏に遷りし時、阿智王神牛の教に従ひ、出で、帶方に移住し、國邑を立て、人庶を育せり、後東國に聖主ありと聞き、父兄と謀て、其女弟迂與王及び七姓氏を率ゐて我邦に歸化す、即ち應神帝の御宇に

當れり、阿智王、帝に奏して曰く、臣が舊居帶方にあり、男女共に才藝に長ず、近ろ百濟、高麗の間に寓して其去就に迷へり、伏して請ふ天恩を海外に布き、彼等を招致し給はんことをと、應神帝乃ち勅して之を迎へしむ、爾後歷朝武幹を以て仕ふ、孝謙崩御の際、菊田磨、道鏡の奸計を密告して位を進めらる。

田村磨は身長五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、體重二百一斤、眼は蒼鷹の眸を寫し、髯は黄金の縷を繋ぎ、向ひて之を視れば偃のぶすが如く、背きて之を視れば俯すが如く怒りて而して眼を廻せば猛獸も畏服し、笑ひて而して眉を舒れば稚子も早く懐く、丹欸面に顯れ、桃花春ならずして而して常に紅に、勁節性を持し、松色冬を送りて而して獨り翠なりと、其偉丈夫の狀貌略ぼ推するに足れり、延暦中累進して近衛少將、兼越後守に任ず。時に帝蝦夷討滅の志あり、同七年紀古佐美を大將軍となし、坂東諸國の歩騎五萬三千を發して賊を討ず、而も皆な破れて還る、帝大に怒りて諸將を爵し、延暦十年更に田村磨を擧げて、百濟王俊哲、及び藤原直慈と共に東海、東山二道の軍士を簡閲し、兼て戎具を檢せしむ、同七月大伴弟磨征夷大使となり、田村磨以下其副使となり、進んで蝦夷を討ち大功を奏す、當時首級四百五十七、虜百五十人、馬八十五匹を獲、七十五處を燒落せり、田村磨功を以て從四位下に叙し、木工頭を兼ね、陸奥、出羽、按察使兼陸奥守鎮守將

軍に任せらる、尋で征夷大將軍に拜し、勅を奉じて諸國の夷俘を檢す、同二十年陸奥の蝦夷再び反す、朝廷節刀を授けて之を討たしむ、田村磨直に賊の巢窟を屠り、首魁を斬て凱旋し、功を以て從三位に叙せられ、近衛權中將に進む、初め陸奥に住する夷酋高磨及び黑路王達たかのいば谷窟たかのいばより起り、南進して清見ヶ關に至る、時に田村磨の東征を聞て退却せしが、此役神樂岡に亡びて東陸乃ち安きを得たり、同二十一年朝廷又田村磨を遣て陸奥の膽澤城を築かしむ、當時東國の丁壯四千人を配して之を成る、蝦曾大墓公。阿臣以下五百餘人を率ひて來り降る、即ち俘虜を將て歸京し、本部に放還し、以て其黨を招かんことを請ふ、公卿議して蝦夷の野性獸心、背叛常なきを難じ、今此島師を獲たるは天威の熾なる所以にして之を許すは宛も虎を野に放つが如しとなし、遂に河内の植山に斬る、翌廿二年又陸奥に趣き、膽澤城の北六十里に志波城を築く、發するに臨みて朝廷彩帛五十四、綿三百屯を賜ふ、其多賀城より北に進むこと數十里皇威の展ぶること前古無比と云ふ可し、田村四隣を鐵定し、永く東夷の叛亂を絶つ、尋で刑部卿となる、大同の初め奏請して曰く、陸奥、出羽、郡司の任は職司限りあり、而して邊要は固り中國と同じからず、望むらくは勇決の人を擇みて其任に當らしめ、以て防守、警衛に備へんと、朝廷之を嘉納す、尋で刑部卿となる、弘仁元年上皇平城尙侍藥子の寵に溺れ其言を納れて祚を復し、都を平城に遷さんとす、

左右之を諷むれども聽かず、朝野咸な驚き、京師戒嚴す、嵯峨帝詔して藥子及び其兄仲成等が罪惡を暴し、使を奉じて之を栢原の山陵に告げ乃ち人をして仲成を收へ、藥子を逐はしむ、上皇震怒し畿内及び紀伊の兵を徹し、藥子と聲を同ふして東國に幸す、宿衛の士皆な従ふ、帝田村磨に命じ、兵に將として三關を固め、美濃の要路を塞がしむ、田村磨奏して文室綿磨を同行せんことを請ふ、即ち聽さる、田村磨、綿磨を遣て、仲成を禁所に射殺せしめ、又宇治、山崎の二橋與渡、市津に頓兵を置く、上皇添上の越田に至り、京軍前に邀へ、衆皆な潰ゆと聞き、乃ち事の成らざるを知り、薙髮して平城に至る、藥子毒を仰ぎて死し、亂即ち平ぐ、當時田村磨は兵府に居て威望尤も高し、故に帝之を信頼し、且つ上皇に與せんことを恐れ、遽に大納言に進め其任を託せり、翌二年病で粟田の別業に薨す、年五十四なり、帝深く悼惜し、正二位を贈り、且つ米帛及び役夫を賜ひ、又事を見ざることを終日なりしと云ふ、又山城國宇治郡栗栖の地三町を賜ひて墓地となし其屍を棺中に立たしめ、平安城に向て葬り、且つ甲冑、劔矛、弓箭等を併せ埋め、官使其事を監せり、即ち今の國葬ならん、爾後國家大事あれば其墓必ず鳴動すと謂ふ、大將軍出征の際は先づ展幕して任に向へり、又田村磨佩ぶる所の劔は之を御府に納めて坂上の寶劔と曰へり、帝又其畫像に賛して哀惜せられしが願ふに將軍は當時朝野の間に威望高かりしと天下第一と稱するも

不可なからん、田村磨又深く佛法を信じ延暦十七年音羽山に清水觀音を請じ、自宅を移して寺となし、又惡路王を神樂岡に斃せし後は達谷窟に精舎を建立し、西光寺と號して水田を歸附せり。

僧 最 澄



桓武帝の延暦二年敕して京畿の地に實額以外の道場を建ることを禁じ、頻りに佛教上に壓迫を加ふ、然るに二年を過ぎて後即ち同四年に最澄叡山に草堂を造り、尋で三年の後更に同山に中堂を創し、藥師像を安置せり、而して天下の人民翕然として之に歸向せしは最澄獨學の力ら絶大なるが上に其好位置を得たるが爲めならんも、要は帝都の鬼門鎮護を口にせし結果ならん、此鬼門説は未だ正史に見えざるが如しと雖當時最澄の言を右に假りたるは略ぼ疑ふ可からざるに似たり、蓋し鬼門説は漢土の神仙傳より來れども

人心を動すには頗る功あり、故に今日に至るも尙ほ愚民の間に行はれて勢力尤も顯著を極む、左れども佛者の此説を假るは教義上何等の關係なきを以て、嚴垣松苗は嘗て之を次の如く論破せ

り、曰く。

風俗通に曰く、上古の時、神荼、酆墨昆弟二人有り、性能く鬼を執ふ、度朔山の上に桃樹有り、盤屈三千里、其卑枝東北に向ふ、鬼門と曰ふ、二人樹下に於て常に百鬼を簡閱す、鬼の道理なき者は、神荼と酆墨と持するに葦索を以て執へ、以て虎に飼ふ、是故に縣官常に臘を以て祭る、又桃人を飾り、葦索を垂れ、虎を門に畫き、以て凶を禦ぐ、又按に唐土の南方に鬼門關有り、義之と別なり、松苗偶々神仙通鑑を閱するに、卷の三、蟠桃に酔ひ、祝融曲を奏する條中に言ふ有り、木公一名は酆墨、一名は神荼、兄弟二人、性能く鬼を執ふ、山に二門有り、西南を神門と曰ふ、神荼之を守る、凡そ邪神山に入りて桃を偷む有れば木劍を以て其項を斫り、桃枝其臑を貫き、海中に投じ毒龍に與へて餌と爲す、東北を鬼門と曰ふ、守るに酆墨を以てす、若し貪饕の鬼樹に上て殘食すれば即ち葦索を以て之を縛す、射るに桃核を以てし、山物に投じ猛虎に與へて、之を食ましむ、俱に十壯士を以て副と爲す、夫れ風俗通の書たる、其來る古しと雖も、謾に世俗の傳ふる所を記す、確據あるに非ざるなり、神仙通鑑載する所は固と雜端の遊戲に出づ、今之を附記する者は以て怪妄愈よ甚だしきを證するなり、之を要するに鬼門の説は經傳子史概見する所なし、佛氏は既に曰く、本來東西なし、何處か南北有らんと、彼徒も亦當に方位の説に拘

泥せざる可し、然れば則ち妄誕、方經の説のみ。

予惟ふに最澄の鬼門説を唱へて王城鎮護の靈場と稱せしは一の方便にして實は佛法弘通、叡山繁榮の策なりしならん、而も桓武の山城遷都と俱に右を行へるは年少なる最澄の慧眼として實に賞嘆に價ひせずんばあらず、今順を追ふて同人の傳を次に擧ぐん。

最澄は俗姓を三澤氏と云ふ、近江國滋賀郡の人なり、其の父百枝甘て子なきを憂ひて叡嶽の神祠に祈り最澄を生む、七歳にして學を受く、聰慧絶倫と稱せらる、年十二、大安寺の行表に就て出家し、唯識を習ひ、兼て諸經論を探り、殊に台教を喜ぶ、年十九にして叡山に登り、寂靜の地を求めて草屋を作り、日夜看勤して寒暑と飢渴とを忍び、時に松下巖上に坐して禪聲と梵音を競ひ、或は石室草堂の中燈火に照して佛典を誦す、是れ偏に天臺の一宗を立て、天下に弘通せんとする堅志に出づ而して地を叡山に撰みたるは其父己れを得んとして祈願せる地なるが爲めなる可しと雖も、當時南都の四邊は高僧雲の如くに集り、舊刹悉く勝區を占めて、世人の仰ぐ可き要所を得ず、然るに山城は桓武遷都の事あるが上に、叡嶽は同國第一の俊峰なるを以て居を茲に卜し、以て世人の視聽を牽んと欲せしが如し、又當山は太古大山咋の神が降臨せし靈迹にして最澄の父も其神祠に禱りたるならんが、茲に至りて更に諸神を合して七社となし、之に比叡山王と稱して天臺守護

の一神となせり、是れ鬼門説に牽強し、又皇家の尊位を加ふるに就て尤も有要の手段なりしなり、尋で桓武帝は長岡の都城を捨て、新に平安に都し、延暦十三年當山に行幸せしを以て、天下萬衆の信仰一層隆盛を極め、同十六年、年三十一にして内供奉に列し、同十七年には法華會十講を創始し、同二十年には七大寺の名僧十名を請じて其講筵を開けり、當時和氣清麿の子、弘世其席に在り、最澄以下の講演に感得して、翌二十一年自ら高尾山寺に十餘人の大僧を招きて天臺の妙旨を講せしむ、蓋し弘世は桓武帝の寵臣にして治郡太夫の職に居れり、而して二回共に最澄他僧に勝れて弘世の崇敬を加へしにより、桓武帝之を嘉賞し、弘世をして其志を問はしむ、時に最澄己れの獨學に出で、師承なきを恨むる折柄とて其入唐を望めり、帝之を聽して延暦二十三年遣唐副使菅原清公に従ひ僧義興と俱に行かしむ、海上風波荒く舟明州に着し、九月臺州に入りて副使に別れ、天臺山國清寺の道邃に面して法を求む、道邃一見之を器とし、道場を莊嚴にし、諸佛を奉請し、一心三觀の旨並に菩薩三聚の大戒を授與す、最澄又佛隴寺の坐主行滿に會見す、行滿曰く、昔し智者大師門人に告て曰く、我滅後二百餘年にして此法東國に傳らんと、宿誠慮しからず、子は即ち其人なりと、即ち諸種の秘典を贈て曰く、汝此法を持し東海に於て僧燈の始祖となれと、唐の貞觀二十一年越州龍興寺の順曉阿闍梨に遇て三部經頂及び密教を受け、且つ陀羅尼經書、印契

圖樣、經頂の器物等を得たり、最澄既に天臺の奥旨を極め、又真言秘密の灌頂を受くれども尙ほ以て足れりとせず、更に唐興縣に趣きて、沙門脩然に遭ひ遠磨の一派、牛頭山の法を得たり、是れ當時我邦に禪宗の一派未だ興らざりしを以てなり、初め最澄の大安寺に學ぶや、其師行表は禪門北派の旨を極めて之を同人に傳へしが、脩然は南禪の法を教へしにより、最澄は兩派を併せ知り得て頓悟する所頗る多かりしと云へり、延暦二十四年五月遣唐大使藤原葛野麿の還るに臨み、最澄同船して歸朝し、六月長門に着し、八月に至りて入京す、往復僅に一年一ヶ月のみ、而も此間に三宗の教法を傳受し、且つ典籍、器具等を聚め得て其目的を達したるを見れば其精力の絶倫なりしは言を俟たずと雖も、要するに其素養の深かりしを知るに足れり、歸京の後、請來する所の經典、法具并に智者大師の禪鏡如意等を奉る、桓武帝深く悦び給ひ、勅して右天台の諸典籍を天下に流布せんが爲め書寫して七大寺に頒たしむ、其用紙は即ち禁中の上紙を以てす、尋で道澄、修圓、守邊、勤操、慈蘊、慈寬等の碩徳をして野臺の天臺院に於て彼の寫經を學ばしめ、最澄を以て國師となす、同年九月又勅して清瀧の高尾山寺に於て大壇を起し、諸名僧を會して最澄の灌頂三摩耶を受けしむ、是れ灌頂受戒の藍觥なり、弘仁五年澄、宇佐八幡に詣て法華經を講ず、神之を喜びて託宣あり、且つ紫衣二襲を賜へり、同六年更に一萬六千卷の法華經を書寫せんどの誓願

を起し、東國に下りて兩毛の地に寶塔各一基を立て塔毎に八千卷を安置せしむ、當時沿道所化の輩百千萬に逾へたりと云ふ、而して最澄の東西に往來し布教を勤めたるは空海、皇室に勢力を得て、最澄失意の境に沈めるが爲めなりとの説あり、同十年齋來僧侶の俗家に共住して弊害あるを矯めて山修、山學の事を行ひ、又本邦六宗の中、法相、三論を除くの外は華嚴、律、成實、俱舍俱に名のみありて修業者なきを嘆じ、每歲度宗十二人を増加せんことを請ひ、且つ奏して大乗の戒壇を立つ、當時南都諸寺の衆僧之を非とし、且つ最澄を誦れる爲め、顯戒論を著して屈服せしむ、同十三年二月勅して傳教大法師の號を賜ひ、六月四日歳五十六にて寂す、貞觀八年に至て勅諡して傳教大師と賜ふ、著述甚だ多し。

### 僧 空 海

平安初期の高僧中、學德無双にして且つ才藝に長せし人物を求むれば先づ指を空海に屈せざるを得ず、彼れ俗姓を佐伯氏と云ふ、讃岐多度郡屏風浦の人なり、父は田公、母を阿刀氏と稱す、梵僧懷に入ると夢みて空海を孕めり、胎中に在ること十二ヶ月、寶龜五年六月を以て生る、年十二にして舅氏朝散大夫阿刀大足に就て學を受け、十八歳の時出て石淵寺の勤操に従つて教論を修り



同二十にして剃髮し十戒七十二威儀を受く、蓋し操は三論の法統を傳へたる名僧にして、後に傳教の灌頂を受く、故に空海亦此教を講せり、延暦十四年南都東大寺の戒壇に上り具足戒を授かり、始て空海と號す、翌年笈を負ひて諸州を行脚し、同二十三年、歳三十一にて大唐に入れり、是れより先、空海佛理の解せざるものあるを憾み、佛前に於て誓て曰く、三乘十二部經我心に疑ひあり、未だ決釋する能はず、三世、十方、一切諸佛、願くば加祐を垂れて我に正法を示せと、夢中人あり告て曰く、大經卷あり、大毗盧遮那神變加持と名く、是れ眞の秘要なりと、寤て後、此經を問ふに知るものなし、諸所に往來して之を求め、終に大和國高市郡、久米道場、東塔の下に得たり、勸喜して披展するに尙ほ疑帶多し、茲に於て初て入唐に志し、遣唐使藤原葛野麿に従つて彼國に赴けり、時に唐の德宗の貞元十二年なりし、空海長安に抵りて、勅命により、西明寺の永忠僧都の故院に住し、城中の諸寺を周遊し、大德を訪擇して青龍寺東塔院の名僧、内供奉阿闍梨惠果和尙に値遇す、和尙は不空三藏付法の高弟にして、三朝之を尊みて灌頂を受け、四派之を仰で密藏を學び、眞言派の棟梁として當時盛名第一と稱せらる、空海の惠利に面するや、一見大器と稱し、笑を含み歡喜し之に告て

曰く、我先に汝の來るを知り、相待つこと已に久し、今始て見るを得たり大好く、諸僧徒を顧みて曰く、此沙門學ぶ所瓶水の如し、是れ凡徒にあらず、第三地の菩薩なり、内大乘の心を秘し、外小國の僧を示すと、六月上旬大悲胎藏大曼荼羅に入りて花を投ず、花中臺に著けり、惠果嗟嘆賞賛し供具を營設し、灌頂壇に入り、五都灌頂の香水に沐し、三密持念の印明を授く、七月金剛界大曼荼羅に入り、八月上旬、亦、僧法阿闍梨の灌頂を受く、即ち遍照金剛の密號を得、又唐帝に謁見の際、御前に二間の壁あり、王羲之通壁の手迹なり、内一間の間破損によりて、修理を加へしも、筆を下す可き人なし、今大和尚之を書す可しとの勅あり、因て墨を磨して盃に集め、筆を五所即ち口兩手及び兩足に持て一度に五行を傳す、殿上陛下悉く以て感嘆す、惠果又空海に告て曰く、汝密教の器あり、因て秘密の印璽を授與す、他の徒弟は或は一部の大法を學び、或は一尊、一契を受け、兼貫くを得ず、吾今此土の緣盡き、久しく世上に住する能はず、宜しく此兩部曼荼羅、金剛教法二百餘卷、三藏付法の物、供養壇、并に新譯の經論、唐梵の合存を以てす可し、請ふ本朝に歸り、海内に流傳せよ、總に汝の來るを見て、命の足らざるを恐れしに、今則ち授法功畢る、本郷に歸て以て國家に奉じ、天下に流布して蒼生の福を増せと、然る後入寂す、空海又園賢の般若三藏に面して華嚴を學ぶ、三藏海に泛んで東域に遊化せんとする志あり、而も時緣

熟せざるを以て其譯する所の華嚴六波羅密經及び梵天、經夾等を以て海に付す、大同元年八月空海年三十五にて歸朝す、十月廿二日奈良に入り太宰の大盛高階遠成に付して時來法文の表を奏上す、勅して傳來の密乘を流布せしむ、空海退て和泉の國槇尾寺に居り、専ら傳來の眞言を弘通す、尋で又東寺に住す、時に朝廷藥子の變あり、乃ち召されて、調服の法を行ふ、嵯峨帝其修法の驗ありて大神出現の靈あるに感じ、深く空海を尊信せらる、而も彼れ復退て高雄寺に入り、仁王の法を修して出でず、弘仁五年五月、嵯峨帝一時を添へて綿百屯を賜ふ、其時に曰く。

間僧久住靈中嶺。遙想深山春尚塞。松柏料知甚靜默。烟霞不解幾千嶺。禪關近日消息斷。京邑如今花柳寬。菩薩莫嫌此輕贈。爲救施者世間難。

詩中空海を指して菩薩と云ふ、彼れ未だ此號を得ずと雖も帝王尊信の深くして、敬崇の厚さに感ぜしならん、乃ち和韻一篇を草して謝し奉る。

方袍苦行雲山裏。風雪無情春夜寒。五綴持錫觀妙法。六年羅衣嚼蘿嗔。日與月與丹誠盡。覆盆今見寬日寬。諸佛威護一子愛。何須惆悵人間難。

帝倍空海の學才を喜び、崇敬彌よ加はる、昔て宮中に入りて諸宗の碩徳と會し、諸義を論じて精敏を極む、衆僧も抗すること能はず、帝曰く、義固に精しと雖も亦證あるや否やと、空海則ち



禪定の五藏三摩地觀に入る、俄然頂上に五佛の寶冠を涌出して五色の光明を放つあり、威容赫として犯す可からず、帝乃ち禮を作し、諸師屈服す、弘仁七年始て高野山を開きて金剛峰寺を創じ、是れ最澄の叡山を開き、勝道の日光を開けるに倣へるならん、而して山中に丹生明神を祭りしは、又叡嶽に山王を安置し、日光に二荒神を置く同一意にして舊山神を併せて世の信仰を高めしものなり、初め空海の此地を相するや、上表して高さ十六丈の寶塔を造立せしが、當時歸朝に際し日域に密教の流傳し得るや否やを驗する爲め空中に三鉢を擲ちたるもの山中の松樹に懸れりと謂へり、同十年以後十一年の間は東國に巡錫し、日光山に登れりとの説あり、同十一年十月に至りて傳燈大師の位記を給り、同十三年は平城上皇及び皇子高丘親王俱に入壇灌頂を受け給ふ、是れ帝者密灌の始めなり、同十四年東鴻臚館を賜ひて秘密傳法彌勒山教王護國寺と號す、又高雄山神護寺を給ひて神護國祚眞言寺と號す、同年大僧都に任じ、名聲中外に布き朝野の崇敬一身に聚まれり、天長元年天下大旱す、帝勅して祈禱せしむるに大雨降ること三日に及べり、仁明帝の承和二年勅許を得て高野山に退き、同二年三月二十一日毘盧の印を結び、結跏趺坐して入寂す、時に年六十三、是より先七日、諸弟子と彌勒の寶號を念す、是日に至て氣絶す、蓋し定を持して以て龍華を待つなり、定後五旬、身尙ほ温にして鬚髮漸く長ず、其弟乃ち之を剃り、石壇を營みて護

藏す、帝勅して弔慰し給ふ、のち醍醐帝の延喜二十一年に至りて弘法大師の諡號を賜へり。

空海の經歷中不思議の靈驗談頗る多し、然れども其多くは信するに足らず、唯だ教學の傍ら民利を興し、百姓を恵み、水路を開きしが如きは之れ有りしに似たり、又詩を能くし文章に長じ、就中書道に精通せしこと天下第一なりしが如し、當時嵯峨帝及び橘逸勢亦書の妙を極む故に後世稱して三蹟と謂ふ、嘗て殿閣諸門の號を改むる時、帝は北面玄武門の額を書し、東面は逸勢之を書し、南面應天門の額は空海書せり、史に稱す、空海應天門額打の後之を見るに、初字の圓點已に以て失落す、之に驚て筆を抛ちて點を付く、上下萬人手を拍て之を感ずと、空海又入唐歸朝の際、唐の徳宗、歐陽詢等の書を携へ來りて之を天子に献じ、又狸毛の筆を作りて帝及び太子に献せり、當時又勅を奉じて詩を五彩の吳綾に書せり、著述頗る多し、其他繪畫彫刻の技に至りては近時之を疑ふものありと雖も、亦傑出せし所あるに似たり、唯だ書道に比すれば稍や下れるならん。

## 高岳親王

我邦開闢以來、近世紀に至るまで渡天の人物殆んど絶無なりし、然るに金枝玉葉の身を以て遠く天竺國に入らんとせし高岳親王あるは實に我國史上に一大光彩を添ゆるものと謂はざるを得ず、

殊に當時八十餘歳の御額齡なりしを聞きては誰か之を驚嘆せざらん、近年重野博士が同年輩にして歐洲諸國を巡回するや、邦人は口を極めて之を賞讃せしも、親王の渡天に比すれば其難易は天壤の差あるを知る可し、蓋し親王は御父平城帝の御失策より、夙に不遇の御身とならせられしが、此結果は聽て修養の大を致せしもの、如し、今其略を次に言ふ可し。

親王は平城帝の第二子にして、母は贈從三位伊勢朝臣繼子なり、大同四年平城帝の位を嵯峨帝に譲るや、親王を立て皇太子となす、年少にして早く儲嗣に登るを以て世人號して躰居太子となす、識者以て不祥の稱となせり、弘仁元年平城帝樂子の言に従ひ重祚を圖らんとして成らず、難變して平城に至り、後空海に就て灌頂せられし爲め、親王は廢せられて、淳和帝皇太子となれり、是に於て躰居太子の稱始て驗あり、爾來十三年を経て、弘仁十三年に至り、漸く四品に叙せらる、幾くもなくして僧となり、名を真如と改め、東寺に住して密教を空海に受け、三論を道隆に學び、專念教義を研鑽して遂に阿闍梨の位を得たり、後十四年を経て清和帝の承和二年勅によりて平城に於て地所四十餘丁を賜はりしも悉く之を不退寺、超昇寺に寄附し、同四年春、池上氏の子、僧宗叙を伴ひて入唐す、時に唐の懿宗の咸通三年に當りて、佛法再興の運に際せり、親王明州に到着の後、内地交通の許可を得ずして一所に淹留すること約二年餘、咸通五年十二月に至り初て認許を得て

宗叙、智聰、安展、禪念等を従へて北行し、淮水を渡りて、細州に入り、途上諸大寺を歴訪して、翌年汴州に達し、茲に宗叙と別れて洛陽に入り更に長安に到りて留學僧圓戴と會見す、圓戴即ち情を具して懿宗に奏聞す、帝大に感嘆し、勅して諸阿闍梨を召し、親王の志を達せしめんとす、親王法全阿闍梨に面して秘密の灌頂を受け、又空海の事を語りて涕泣せられしと云ふ、同年入竺の官符を受け、同七年正月印度に向ふ、一説に親王唐に留ること廿年と云へるも右は誤謬にして入唐後五年に過ぎず、而して親王は入竺に就きて南路を取り給ひしが、此道割合に近しと雖も嶮難にして危険なること北路の比にあらず、去れども好んで南道に入り、遂に消息を絶てること痛惜に堪へざるなり、親王の同行には安展、圓覺及び秋丸の徒弟あり、尙ほ興房を待たれしも遂に至らず、故に其來着を見ずして雲南の山嶺を攀ぢ給へり、親王唐に入りてより十九年後入學僧中灌、上申して曰く親王印度行の途上、流沙を涉らんとして羅越國の逆旅に遷化すと、即ち同國の王、親王の貴籍に在るを知り、之を憐んで遺骨を唐に傳へ、中灌之を得て日本に送り、之を和州超昇寺に葬ると云ふ、親王又齋を善くし、嘗て其師空海の像を圖せりと云ひ又瑜祇經疏を作られしと云ふ。

### 小野篁

嵯峨文德の間、文學を以て聞ゆるもの頗る多し、然れども才學一世を歴して、而も抗直の性を持つるもの小野篁の如きは甚だ少し、殊に書畫及び詩文に長じ、兼て武事を好みしが如きは古今得易からざる偉人と謂はざるを得ず。

篁は參議岑守の長子にして、桓武帝の延暦二十一年に生る、資性活達にして穎悟人に絶す、弘仁年中、其父岑守陸奥守となりて任に赴く、篁隨從して、専ら弓馬を好み、學業を事とせず、嵯峨帝嘆じて曰く、斯人の子にして猶ほ弓馬の士となるかと、篁慚悔し、始て學に志す、同十三年、歳二十にして文章生を以て試みられ、之に及第す、天長中、彈正少右と爲り、從五位下に進み、太宰少貳に叙せらる、尋で岑守歿して悲哀禮に過ぎ、爲に其身を傷らんとす、明年東宮學士に移り、清原夏野等と共に令義解を撰せり、承和の初め遣唐副使となる、同三年帝紫宸殿に引見して綵帛、紫布を賜ひ、且つ御被一襲、赤絹及び砂金を賜賤せらる、既に發して颯風に遭ひ船破れて還る、四年再び唐に赴く、篁才氣を以て正使參議常嗣と相下らず、將に發せんとする時、正使の船、水沃て穿缺す、因て篁が船を取りて換易せんと欲し、之を朝廷に奏請す、篁深く愠て曰く、朝議定らず、其言を二三にするやと、遂に病と稱して歸り、西道謠を作り、遣唐の役を刺る、嵯峨帝大に怒り、罪を論せしめて庶人となし、之を隱岐に置す、路に在て謫行の吟七十韻を賦す、

奇麗優長、人争ふて傳誦す、明年召されて京に入り、尋で本官に復す、是れ帝の其才藻を愛せられしによれり、當時篁文章無双と稱せられ、又草隸の妙を極む、嵯峨帝嘗て河陽館に幸し、詩を賦して曰く、

閉閣唯聞朝暮鼓。上樓遙望往來船

と以て篁に示す、篁曰く、遙を空に改むれば聖作更に妙ならんと、帝驚て曰く、此れ白氏の句なり、本と空に作る、卿が詩想己に樂天に同じきかと、是の時長慶集一部始て至り、獨り秘府に藏む、世未だ閱する者あらず、故に帝、篁を試む、時人聞て益嘆賞す、篁が家素り清貧而も母に事て至孝思を缺くことなく、俸祿の餘は皆な親友に別つ、嘉祥の初め左大辨兼信濃守となり、尋で病を以て家に歸る、文德帝即位の後正四位に叙せられ、近江守となる、明年病癒へて後左大辨となりしも未だ幾くならずして病再び發す、帝屢ば使を遣し物を給ふ、病篤きに及んで諸子に命じて曰く、氣絶せば則ち殮せよ、人に知らしむると莫れと、仁壽二年十二月廿三日、年五十一にて薨す、篁初め書を下野の足利郷に讀む故に後人費舎を其地に造りて足利學校と稱す、又篁の才學は當時天下に冠たり、故に浮屠氏は同人の身は人間に在りて神は冥府に遊ぶと云へり、而も人と爲り不羈にして直言を好み、故に世に容れられずして野狂と呼ばるゝに至れり。

## 紀 夏 井

史家中世の政を云ふものは必ず貞觀の治を稱す、蓋し清和の御世は藤原基經樞要の地位に居り、諸吏其職に稱ひて内外肅然たるが爲めならんも、當時一世に傑出せし人物を求むれば其數至て少く、而して夏井獨り其間に頭角を露はして性行欽す可き點多し、故に大日本史より同人の傳を抜て一世の代表と爲す。

夏井は左京の人なり、大納言古佐美の曾孫にして父善岑は美濃守從四位の下たり、夏井人と爲り温雅にして才識あり、眉目清秀、身長六尺三寸、幼にして參議小野篁に就て筆法を受く、篁歎じて曰く、紀三郎は眞に書聖と云ふ可しと、承和の初め隸書を善するを以て詔を授文堂に待つ、文德帝即位し、詔して之を見る、衣服疎弊、左右皆之を笑ふ、帝曰く之れ疲賤なり、汝等の知る所にあらずと、遂に殊寵を得たり、嘉祥三年少内記に擢でられ、齊衡元年美濃少掾を兼ね、之を異母兄大枝に讓れり、後累進して右少辨に遷る、帝其の清貧にして居る所なきを感み、宅一區を賜ふ、夏井忠直、時に規諫する所あり、帝愈之を重んず、尋で從五位上に進み、右中辨となる、性聰敏、事に臨みて滯らず、恩寵優渥、任用轉々重し、内外の機務輔益する所多し、帝崩するに

及び、出て讃岐守となる、政化大に行はれ、吏民之に安じ、相欺くに忍びず、任滿ちて將に歸らんとす、百姓相率て闕に詣り留らんことを乞ふ、更に留ること二年民庶殷富、倉廩充實す、是に於て新に大藏を部内に造る、總て四十字、皆な糧を納めて以て不虞の用に備ふ、去るに及びて吏民贈遺すれども一も受る所なし、歸朝の後、就て家に送る、夏井唯紙筆を留めて其餘は悉く、之を還す、貞觀七年肥後守に任せらる、母石川氏之を哭す、人其故を問ふ、曰く聞く肥後の風俗國宰至清なれば身必ず全からずと、吾子其れ終を全ふせざらんかと、夏井の異母弟に豊城と云ふ者あり、人と爲り放誕、屢ば呵責を加ふ、豊城之に苦み遂に身を大納言伴善男に託す、善男應天門を燒きて罪せらるゝに及び、豊城其黨に與し、夏井縁に連るを以て又土佐に流さる、夏井私に歎じて曰く、凡そ法律の所謂首徒の座は必ず差降あり、予は是れ從の兄、亦た縁座せられて首と同じく遠流せらる、何ぞ別なきの甚だしきやと、使に従つて境を出づ、肥後の民庶路を遮りて悲み哭す、讃岐の境を過ぐるに百姓老幼道路に逢迎し、哭聲相接ぐこと數十里、數年にして母を喪ふ、喪に居て禮に過ぐ、草堂を建て骨骸を藏めて晨昏生時に異らず、佛教を崇みて日に大般若經五十卷を讀み、以て二年の喪を終る、夏井は多藝なり、尤も圍碁を善くす、時に伴少勝雄と云へる者あり、奕碁を善くす、夏井十餘歳にして就て圍碁を少勝雄に習ふ、一二年の間にして殆ど之に

過ぐ、又射覆を善くす、文徳帝宮人と殿鈎の戯を爲す、密に夏井をして之を筮せしむ、卦に曰く、少女あり、青衣を着て首に白花を挿む、鈎は其左手に在りと、帝乃ち探り得て大に悦ぶ、又醫藥に精し、土佐に在りて自ら山澤に往き、藥を採つて調合し、之を民間に施す、多く其驗を得、中風を病むものあり、髮を被りて狂走す、夏井藥一匕を與て立ろに癒ゆ、其効を得る率ね此の類なり。

### 宇多天皇

宇多帝は英明の主なり、聰敏にして才學に長じ給へる君なり、彼の延喜の治世も一に帝の遺誠と爲政の餘徳とに基けり、唯だ恨むらくは帝に剛健、勇決の氣象なかりし點なり、然れども其權臣を抑へて皇威を復せんとし給へるは清和以後最初の帝王なるにより、特に撰みて其御一代を叙することとなせり。

宇多は光孝帝の第七子にして諱を定省と云ふ、母は洞院皇太后班子なり、光孝龍潛の時、戯に后の生む所の三子に各其欲する所を言はしむ、太郎は曰く、願は太宰の大貳となり、西海十國を領せん、二郎は曰く、願は東藩を守りて十五國を管せん、帝默然たり、三郎徐に曰く、願は東宮に

居て大寶を嗣んど、帝大に悦ぶ、三郎は即ち宇多帝なり、其氣宇の高尙なる以て見る可し、光孝の將に晏駕せんとするや、關白基經、儲嗣を定めんことを請ひ、且つ宇多を擬す、帝感喜、宇多と基經との手を取て泣き後事を託す、光孝帝崩して、宇多帝即位の禮を行ふ、詔して萬機巨細となく皆な基經に關白せしむ、即ち關白職の始めなり、仁和四年十月基經の女、温子を納れて女御となす、是れ關白の心を得たまはんが爲めなり、是より先、基經其職を辭して政を帝に歸さんことを請ふ、因て帝は基經に阿衡の任を以てせしに其字義上より紛紜を生じ、帝爲めに所置に苦み、漸く彼を安んずるを得たり、故に此事ありしならん、同年九月巨勢金岡に勅して紫宸殿の障子に般周以來の名臣の像を畫かしむ、世に之を聖賢障子と謂ふ、寛平元年十一月、勅して基經の腰輿に乗りて宮中に出入するを許し、同二年二月又彼の第二子仲平を宮中に召して帝親ら加冠せしめ、且つ正五位下に叙せらる、基經歎極つて仲平と共に舞踏し、深く其恩を謝せり、此年五月石清水八幡宮の寶殿震動す、神祇官、陰陽寮の輩占して言く、崇り聖躬に在りと、詔して曰く、朕恐冲と雖も而も法に非れば行はず、道に非れば従はず、小過を犯すも巨惡に及ばず、況や神祇を奉じ、佛陀に歸して怠慢なし、朝暮之を敬す、咎徴しく發すと雖も何ぞ大故に至らん、唯だ願は天神地祇之を證せんのみと、其己れを慎み、怪を怖れざりし狀炳として観るが如し、同年十一月關白基經

病で其職を辭し、翌三年正月遂に薨す、蓋し彼は先朝以來の元勳にして帝と雖も動かすこと能はず、忍んで其時期を待たれしに、彼己に歿せしにより帝初て讜結を散じ、藤氏を抑て賢臣を擧んとの素志を貫き、遂に菅原道真を寵用せらるゝに至れり、即ち同年道真を擧げて藏人頭となし、尋で又左中辨に任ず、而して藤原保則を召して左大辨となせしが、同人は陽成時代よりの功臣にて別に基經に黨せず、故に此命あり、同四年道真に勅して類聚國史を撰ばしめ、同六年參議に任じて遣唐使を命ず、當時唐室亂れて、國家多事なり、故に道真奏して之を罷む、同六年十一月諸國の百姓王臣の家人と稱して其部内を騷擾するを禁斷し、専ら皇威を張らんことを命じ給ひ、又道真に詔を下し獄に到りて罪人を檢し其實によりて放遣せしむ、此年又道真の女衍子を納れて女御となす、十月勅して服御三分の一を減じて貧民救恤の用に充てしむ、同九年皇太子元服を加ふ、此日帝位を禪り、且つ自ら書を著して以て新主を誠む、其略に曰く、賞罰を明にし、愛憎に惑ふこと莫れ、喜怒を慎み、色に顯すこと莫れ、婦言を用ゆること莫れ、小人を擧ること寡れ、治を有識に訪ひ、道を六經に求めよと、又曰く、少主未だ長せず、萬機の政は藤時平、菅道真等奏請し、且つ其赴きを誨へて宣行す可しと、爾來帝は朱雀院に退隱し、風流を事とせりと雖も、其國家の爲めに賢臣を助くるの情は御在位の日と異なることなかりしに似たり、帝は詩歌に長じ、書畫

を好み、儒佛に精通し、仁恕を専らとせられたり、然れども身體旺弱にして政務の繁に堪へず、故に藤氏抑服の事成て遂に佛門に入り、承平元年壽六十五にて崩す。

### 巨勢金岡

金岡は中古の畫聖なり、其筆致の輕妙、優麗にして豪宕の風なしと雖も、其入神の境に達せしこと唐の吳道子と併稱す可き巨匠ならん、金岡本姓は紀氏、難波氏を稱し、後巨勢と改む、中納言野足の子なり、一説に野足が孫、有行が子なりとも云ふ、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に仕へ、官大納言に至る、曾て菅丞相と親善なりし、仁和四年九月初廷藤直方、源興基、平惟範、藤時平等をして詩を擇ばしめ、又弘仁以後、鴻備の詩に長じ、且つ風景を詠せし人を撰み、之を金岡に圖せしむ、又皇居の南の庇、東西の障子に殷周以來名臣の像を畫かしむ、所謂紫宸殿の聖賢障子は是れなり、小野道風、贊詞を其上に書す、當時以て双絶と稱す、元慶四年又勅を奉じて先聖、先師九哲の像を畫く、是れ唐畫に基て圖せしなり、嘗て水墨の山を畫く、其厨十五、遠近分つ可し、古今著聞集に曰く、御府に藏する所の金岡が畫馬、毎夜萩の戸の邊に於て萩の花を嚼ふ、因て畫工に勅して、筆を以て之を繫がしむ、果して止むと、又仁和寺の御室に金岡が畫馬毎夜近境の

田間に出て稻苗を食ふ、里人怒て両眼を穿つ、之に依て止むと、凡そ其書く所の佛像甚多あり、金岡晚年剃髮して仁和寺に閑居す、醍醐帝勅して聖賢障子を畫かしむ時に金岡假りに髮を著け、壯年の粧を爲して紫宸殿に登りて之を畫くと、歿年審かならざれども願ふに延喜年中ならん。

## 菅原道真

藤氏權を執て以來、人心萎靡として振はず、皇家の宰臣を憚ること、武家執政の時に異らず、此際に當りて寮傑の士迹を絶てりと雖も才學を以て一世に鳴るもの前後彬々として輩出す、就中宇多、醍醐の兩朝は後世に名あるもの屈指に違わらず、而して卓然其間に傑出せる大人物を菅原道真と爲す、彼れ宇多帝の殊遇を得て、醍醐を輔佐し、一朝藤氏の爲めに陥しいられて筑紫の嶺所に致せしにより天下後世其悲惨を惜み、同情の涙を注くもの多しと雖も、道真の高名は國家と俱に長へに消へず、千載の後、尙ほ人心を感化するの力らあり、其光榮を加へし所以は一に此種居の結果に出づるを以て、又深く悲むに足らざるなり。

道真は其祖を菅原古人と云ふ、桓武帝の朝、侍讀より累進して大學頭となり、又文章博士ともなれり、其子を清公と云ふ、嵯峨帝の時、又父の職を襲へり、其子は善尋て文章博士となり、參議

に進む、而して道真は、是善の第三子たり、嵯峨帝の承和十二年京に生れ、字を三、幼名を阿呼と呼べり、世に傳ふ、三歳の時、乳母降雪を見て、梅鶯、池蛙又和歌を詠する由を語る、道真直に一首を詠じて曰く、

降る雪が御白いならば手に取りて

あこが顔にも塗りたくぞある。

と、此歌素り附會に過ぎざれども、其天性顯悟にして群儂に勝れるは確かならん、歳十一甫て佳作あり、其時に曰く。

月耀如晴雲。梅花似照星。可憐金鏡轉。庭上玉房驛。

父是善嘆賞惜かず、深く道真を愛す、當時己に神童の稱あり、貞觀中、文章生に擧げられ、得業生と爲り、下野權様を授けらる、一日都良香を訪ふ、會ま良香射を講す、以爲らく儒生武技を知らずと、權りに弓箭を授けて之を試む、道真一發即ち中る、觀者驚歎して其名益顯はる、陽成帝の元慶元年、年三十四にして式部少輔に遷り、文章博士を兼ね、當時或は表を奉じて後漢書を講じ或は藤原基經の爲めに太政大臣を辭するの二文を帥す、同七年渤海大使の來聘に際し、權りに治部太輔の事を行ひて諸文の贈答をなせり、又光孝帝の爲めに太政大臣の職掌に就て奉答して、太

政官の職事たることを明にす、仁和二年讃岐守となりて任に赴かんとするに際し、殊恩を以て公宴に陪す、當時基經盃を持し道眞の前に立て白氏の詩、明朝風景屬何人の句を誦し、以て其行を送れり、寛平二年任滿ちて京に還る、宇多帝引見して詩文を作らしむ、其九月惜秋翫殘菊、の勅題に對して左の詩を詠す。

寒鞭打後菊叢孤。相惜相憐意萬殊。籬脚參差次火立。曉頭再拜戴星趨。奪情只有披沙練。平價其如合浦珠。此是殘花何恰似。行年六八早霜鬚。

帝道眞の詩才を愛し、且つ大器用の可きを察し、拔擢して藏人頭となす、時に年四十九、道眞固辭すれども聽されず、尋で類聚國史の撰定を命せらる、五年參議に拜し、春宮亮を兼ね、此正月御製に應じて一詩を呈す、其句に曰く。

算取宮人才色兼。粉粧末下詔來添。雙鬢且理春雲軟。片黛纔成曉月纖。羅袖不遑回火熨。鳳紋還悔銷香奩。和風先導薰煙出。珍重紅房透玉簾。

當時春宮は毎事省略し、學士二員を闕けども補はず、道眞をして執經せしむ、道眞兩職煩劇なるを以て、藤原菅根を擧げて執經に代らしむ、明年道眞を以て遣唐使となす、時に僧中璣唐に在りて告るに寇亂を以てす、故に道眞奏して之を廢す、是歲道眞年五十、門人宴を吉祥院に設けて

之を賀す、時に一老父あり、賀賞及び沙金を案上に置き告げずして去る、衆見て之を怪む其詞に曰く。

傳へ聞く、菅家の門客共に知命の年を賀すと、弟子、跡を人間に削り、世上に名なしと雖も數ば淳教の風を記し、多く惡味の過を改む、古人言へるあり、徳として報ひざるなし、言として酬ひざるなしと、深く彼の義に感ず、罷めんと欲して能はず、故に神田の地、此沙金を捨つ、金は以て中誠の輕からざることを表し、沙は以て上壽の涯りなきことを祈る、其人を疑ふなかれ、其志を求むべし、遠く北関の以北に居り、遙に南向の和南を増す」と。

是れ、宇多帝の老父に托して賜ふ所なり、同八年一月東宮に侍せしに、唐土一日百詩を作るの例により一時十詩を作れとの命を受け、十題を給ふ道眞二刻にして之れを作り衆人を驚かせり、又四月に入りて東宮に侍し、更に詠物二十題を酉戌の間に作りて其敏捷を示す、是れ等素り餘技に過ぎざれども其老て益學藝に長せしこと當時天下第一なりしならん、此年七月奏して檢稅使の可否を再議せんことを請ひ、又勅を奉じて左右獄の囚徒を録し、其罪の定まらざるもの四十六人を放てり、九年權大納言に進み、右近衛大將を兼ね、帝嘗て遊獵す、道眞諫めて之を止む、事に隨て轉替し、匡弼する所多し、帝の東宮を立る獨り道眞と議を定む、後二年位を遷らんと欲す、



道真其不可を極諫す、後帝又論すに前志を以てす、道真之を賛成す、既にして外議紛紜事殆んど寝む、道真奏して曰く、大事は再舉せず、事留らは即ち變生せんと、帝之を嘉し、遂に位を東宮に傳ふ、醍醐帝是れなり、時に宇多、帝



に諭して道真の才學卓絶、政事に老熟して大いに用ゆ可き由を告ぐ、帝深く之に信頼し、右大臣に進め、天下の萬機を綜裁せしむ、道真上表辭して曰く、臣は貴種に非ず、偏に恩寵に依て今日に至るも、昇進の次、人心已に容るゝを縦さず、鬼瞰必ず唾毗を加ふ、伏して願くは早く臣の尸官を罷められんことをと、辭任再三に及んで聽されず、眷寵日に隆く、毎に禁中の内宴に預る、昌泰三年帝朱雀院に朝し、密に法皇と議す、以爲らく左右大臣並に朝政を乗りて統一する所なければ不便なりと、因て道真を召し、諭して曰く、天下の政は卿宜く専ら之を奏決す可しと、

道真固辭して受けず、帝及び法皇各御衣を賜て罷む、是より先昌泰元年十月法皇鷹狩の遊あり、道真之に扈從して山に登り、水に臨み、轉じて大和に入り、高市郡の宮瀧を見て諸人に和歌を獻せしむ、道真即ち一首を呈して曰く。

水引の白糸はへてをる機は

旅の衣にたちやかさねん。

龍門寺に向ふの途上、松蘿、水石塵外に出るが如く、風光絶佳なり、素性法師問ふて曰く、此夕何處に宿す可きや、道真聲に應じて曰く。

不定前途何處宿。白雲紅樹旅人家。

是より歸途に就き、龍田山に到りて雨に逢ふ、即ち國歌を詠じて曰く。

この度はぬさも取りあはず手向山も

もみぢの錦神のまにく

紅に濡れつくけふや匂ふらん

木葉うつりて落る時雨は

遂に京に歸る、此行頗る風雅を極むと雖も、内に在ては道真排斥の謀を便ならしめたるに似たり、

昌泰三年十月道真大將を辭せんと請ふ、聽されず、翌日三善清行書を寄せて道真の職を辭せんことを勸む、而も從はず、當時帝屢ば神泉苑に幸し、朝臨閣に宴す、近衛次將を以て別當と爲さんとす、道真諫て之を止む、道真儒林に起りて位將相を極め、治體に練熟し、裁決流るゝが如く、紀綱振肅し、人風采を想ふ、藤原時平の一派之を妬視し、源光、藤原定國、同菅根以下相謀りて排陥し、讒毀之れ努む、時平密奏して道真異圖あり、陛下を廢して齊世親王を立んとすと云ふ、蓋し道真の女、親王に適くを以て之を助かせしなり、帝年齒若くして其言に惑ひ、道真を貶して大宰權帥となし、責るに廢立を謀ることを以てす、道真憂悶自ら明にする能はず、和歌を作て宇多帝に哀訴す、曰く。

流れ行く吾は水屑となりぬとも

君柵となりてとよめよ。

法皇大に驚き、急遽救はんとして宮城に到るに菅根等門を堅めて入れ奉らず、法皇草座を陳外に敷き終日開門を迫れども竟に帝に見ゆること能はず、日暮院に還れり、道真男女二十三人あり、皆な處を異にして眩暈せらる、唯だ小男小女のみ其行に従ふことを許さる、道真常に梅を愛す、其發するに臨み庭梅偶々開く、因て口吟して曰く。

東風吹かば香ひおこせよ梅の花

あるじなしとて春なわすれぞ。

時人之を憫む、宰府に至り門を閉ちて出でず、文墨に託して憂を遣る、後朝廷使を宇佐に遣し宰府を過ぎて其舉動を窺はしむ、使者歸り奏して曰く、道真言ふ、我實に意なし善朝臣の爲に誣誤せらると、且つ法皇承和の故事に違ふ旨ありて此に至ると、蓋し當時讒者醜奏す、源善、道真に勸めて飛舉を圖らしむと、故に使者に騙して之を證せしなり、翌年仲秋の夜、獨り燈下に坐して悽涼に堪へず、一詩を賦して曰く。

去年今夜侍清涼。秋思詩篇獨斷腸。恩賜御衣猶在此。棒持日々拜餘香。

時人其志を悲む、延喜三年二月年五十九にて詣所に薨す

紀貫之

我邦隋唐と交りて、屢ば遣唐使を派せしより、漢唐の學蔚然として興り、上下詩文章を競ふて、字句の莊重、鮮麗を喜び、上下舉げて唐風に化せんとするに當り、獨り卓然として國文の復興を唱へ、雄渾の中に、秀麗の調を交へ、其範を示して和文の妙を發揮せし人を紀貫之となす、其職

見、壯心宛も韓退之の古文辭を復して六朝駢麗の弊を破りしに似たり、彼の菅原道真の如きは和魂漢才を主張して和歌を廢せざりしと雖も、尙ほ且つ詩文を専らとして國文に筆を染めざりしが如し、然るに貫之此間に立て邦文を叙し、縦横の想を寫して其對立を圖らんとせしは一代の英傑にあらざれば能はざるなり、是より先在原業平の如きは、偶ま和文を以て日記を艸せしも其文間古に過ぎて時代の想を寫すに足らず、故に博く世に行ふこと能はざりしも貫之に至ては其自在を示せり、之れ豈に中古文豪の第一として尊ばざるを得んや。

貫之は藏人望行の子にて、和歌に妙なり、父望行亦其道に長じ、先代に稱せらる、貫之又書風の美を極め、國文に達せり、延喜中、御書所預となり、越前權少掾より累進して大内記となり、從五位下に叙せらる、同五年醍醐帝の勅を奉じて、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑等と俱に古今和歌集を撰す、貫之其棟梁たり、集成て、其序文を作る、文辭流麗にして其大綱を論ずる點一も誤らず世人之を稱す、朝廷特旨を以て貫之の歌一百首を探りて撰中に加へしむ、又萬葉集鈔五卷を撰す、後又勅を奉じて新撰和歌集を撰す、尋で土佐に赴任し、任滿ちて京に歸る、此行土佐日記を艸す、當時貫之未だ新撰集を進めずして帝崩す、貫之序を作りて其奏覽を経ざるを憾む、詞句甚だ哀切讀むに堪へず、世に傳ふ貫之嘗て紀伊に赴き、夜和泉を過ぐ、騎る所の馬地に伏して往

かず、或人貫之に告て曰く、此地蟻通神あり、今禮せずして行く、其怒に觸るにあらざるなきかと、貫之大に驚き急に馬を下りて盟歎し、和歌を詠じて曰く。

かさ曇り黑白も知らぬ大空に

ありと星をば思ふべしやは。

馬即ち進むと、天慶中立蕃頭となり、從五位上に進み、木工權頭に遷り、從四位下に叙せられ同九年卒す、初め病を得て自ら起たざるを慮り、歌を作りて源公忠に寄せて曰く。

手にむすぶ水にやどれる月影の

有か無さかの世にこそありけれ。

と、卒後公忠又歌を作りて哀悼す、後人歌仙を撰するに貫之を推して右行の第一となし、以て柿本人麿に配し稱して和歌の祖宗となす、其世の爲に重んぜらるること此の如し。

子直曰く、世人貫之を稱するに和歌の妙を以てすれども其功は寧ろ國文の復興に在り、又艸書の妙に在り、今貫之の書を見るに其纖巧、優美なる佐理の上に在るを覺ゆ。

## 小野道風

醍醐、村上の間、書風の精妙を極めしもの屈指に違あらず、然れども當時天下第一と稱せられしは恐らく道風一人ならん、而して其茲に至りし所以は實に練磨、砥礪の結果に出づ。

道風は太宰大貳葛絃の子にして、葦の孫、好古の弟なり、幼より書を善くし、時人に稱せらる、而も未だ神に入らず、苦心すれども悟入せず、一日池塘を逍遙して柳下に水聲あり宛も石を投ずるが如きを聞く、怪で睇視すれば一蛙水中より柳葉の小虫を食はんとして頻りに飛躍するなり、而して風枝を動かし一見柳捻するに似たり、小蛙飛上ること數十回遂に柳枝に達す、道風見て以爲らく書道の妙域に入る將に此の如くなる可しと、奮勵、精苦日夕竭まず、數年にして遂に一代の宗と仰がる、其書遒勁、神逸、殆んど古今に冠絶す、後世藤原行成、及び佐理と並で三蹟と稱せらる就中道風尤も名あり、醍醐帝酷だ其書を愛し、醍醐寺を造るに及びて道風に命じ、榜を書せしむ、一は楷、一は草初め楷書を南門に掲ぐるに擬す、而も終に草書を榜す、道風其聖體に服す、蓋し其得意とする所草書に在ればなり、延長四年勅によりて賢臣名臣の言行を清涼殿の南廂の粉壁に書す、帝其美を異邦に播かんと欲し、行草帖各一卷を書せしめ、僧寬建に命じて唐に行かしむ、其他殿堂、の題字、宮門の扁榜等、の道風の書する所甚だ多し、而して法帖中尤も高名なるを草書の秋萩帖となす、後年尊圓親王此帖を見て曰く、道真の後を傳ふるものは道風なりと、

道真は我邦入木道中古の名手にして簞と並びて聖賢の手蹟と稱せらる、而して道風其後を傳ふと云へるは神韻横溢、氣象醇雅其互に相似たる點あるを指せるならん、道風嘗て橘直幹の爲に奏疏を書す、村上帝常に之を御座所に置きて珍となす、會中禁中火あり、帝左右を顧みて曰く、直幹の疏存するや否やと、復他を問はず、其歷帝に尊重せられしこと以て見る可し、其書一行、隻字と雖も人争ふて之を求め、偶ま得ざるものは以て一世の耻辱とせり、晚年中風を患ひ手顛ひて筆勢益奇體を生ず、一説に道風、空海の書を誦りて此病を得と、皆な取る可からず、或人之を以て顛筆又は金錯刀と呼べる書體の一にして、唐の李重、光李、雪庵等皆な此風を善くせりと云へり、此説或は當れるならんか、道風又丹青に長じ、多く神佛の像を畫く、彼の大和多武峰に藏する大纒冠鎌足の神像及び紀州高野山の小坂房に存する勢至の像の如きは皆な同人の筆なり、道風、醍醐、朱雀、村上の三帝に歴任し、正四位下、内藏權頭に任じ、康保三年、壽七十一にて卒す。附言。村上帝の天歷四年詔して大江朝綱、橘直幹、菅原文時、大江維時等の諸博士をして古今の時を選ばしめ、道風に命じて之を屏風に書せしむ、當時巨勢金岡の玄孫公忠其像を畫く、是れ等も天下の珍と稱せられしならん。

## 清少納言

一條帝の御代は才媛雲の如く、容姿の美と詞藻の艶とを以て互に其才を競ふこと百華の熾然たるが如し、今其一を曰んか、源氏物語に筆を染て寫實小説の源を開ける女子には紫式部あり、日記和歌の靈妙を以て當代に誦はれし女子には和泉式部あり、又歴史小説を以て高名なるものには赤染衛門あり、其他小式部の内侍、出羽の辨侍、小大君、伊勢、小辨侍、馬内侍、高内侍、江侍従、新宰相、兵衛内侍、中將等屈指に遑わらず、然れども當時の社會は腐靡、腐敗して、皆な内行修らず、一女數男に戯れ、戀歌其秀を争ふ、故に性行の高潔なるものを求むれば一もあらず、彼の觀音の化身と稱せられし紫式部の如きは稍や他に勝れりと雖も、而も醜狀多し、故に今清女を探て他を略せり、蓋し清女の如きも素行清白なりとは稱す可からざれども其識見高邁にして且つ多姉ならず、之れ其善を撰で茲に述る所以なり。

清少納言は清原元輔の女にして、一條帝の時、皇后定子に仕へて寵遇せらる、父は肥後守に任じ、村上より花山の四朝に仕へて一條帝の正厩中に卒す、碩學、能文にして且つ和歌に長せり、清女は和歌道の妙を得ざりしも、和漢の學に達し、兼て佛典にも通せしが如し、清女初め藤原義懷を

慕ふ、義懷華山帝に仕へて中納言たり、而も才學、權勢俱に高く、大に莊園の弊を矯んことを圖れり、是れ清女の其人物を愛せし所以ならん、義懷嘗て白河の八講に會するや、中座にして去らんとす、清女其袖を引て五千人の徒たらんやと問へり、是れ佛典に増上慢の輩が佛説を信せざるを責むるの偈あるに基けり、義懷笑て出づ、然れども清女彼を想ふの情あるにより當時義懷の儀容を記して「中納言の御有様常よりも勝りて清げに御座する様を限りなきや」と云へり、後花山の佛門に入るや義懷共に出家せしにより、遂に伉儷の期を得ずして罷めり、後清女藤原伊國の女中宮定子に待して宮中に入るや、頭中將齊信、及び則光、藤原行成等皆な清女を得んとして戀情を寄す、當時清女年三十餘、戀ふもの皆な若きこと數歳なり、一夕行成後宮に入り中夜にして去る、翌朝行成書を送りて通夜語らんとして鳥聲の爲めに驚かざると云へり、清女即ち其鳥は恐らく孟嘗君の鳥ならんと答ふ、是れ眞の鳥にあらざるを謂ふなり、行成重て孟嘗君の關は幽谷關なるも我關は逢坂の關なりと言ひ來る、清女歌を贈て曰く。

夜をこめて鳥のそら音ははかるとも

世に逢坂の關はゆるさじ。

と、又皇后雪後に左右を顧みて曰く、思ふに香爐峰の雪如何と、清女靜に起ちて、簾を卷ぐ、是

れ白樂天の時に遺愛寺鐘歌枕聽。香爐峰雪撥簾看とある故事によれり、時人其敏捷を歎ず、皇后特に其才華を嘉し、奏して内侍となさんと欲す、而も藤原伊周等の流輩に遇ひて、其事を果さず、蓋し伊周は皇后の兄なりしも、道長と權を争ふて罪を得皇后又佛寺に入り、尋で道長の女彰子入て女御となり、紫式部、其女大貳三位、和泉式部及び其女小式部、伊勢大輔の才媛其左右に侍し、又赤染衛門其女江侍従の二人も皆な宮中に入出入して彰子を助く、故に清少納言は皇后定子と俱に失意の地に立ち、皇后の崩御に際し、退て孤獨を守れり、屋宇甚だ陋し、郎署年少其貧窶を憫笑す、清女籠中より呼で曰く、駿馬の骨を買ふものあるを聞かずと、笑ふ者斬て去る、蓋し豪壯、透進の氣は老て貧賤の中に在るも尙ほ減せざりしと見へたり、紫式部嘗て清女を評して曰く。

清少納言こそ、したり顔にいみじう侍りける人、さばかり賢ましらだち、眞字かき散らして侍る程もよく見れば未だいと堪へぬこと多かり、かく人に異らんと思ひ好める人は必ず見かとり、行末うたてのみはべれ云々。

清女妖艶花の如き美なりしならんも其心は才氣煥發せる男子に似たるが如し、而して老後春情全く消へ、浮世のはかなきを見ては脱然として頓悟し文を練り、哲理を味ひ、優遊自適して生涯を終れるに似たり、其著枕草紙は即ち古今の名文にして、後世兼好法師の徒然艸を記せしは一に

彼の書に倣へるなりと謂ふ。

### 丹波雅忠

皇國の名醫は上古聞ゆることなし、而して中世此術を以て天下に知らるゝものを丹波一家となす、此祖先は漢の靈帝五世の孫阿智王に出づ、我應神帝の時、王國亂を避けて母子及び其黨七人を率て我邦に歸化す、阿智王三子あり、次子を志努と云ふ、姓を阪上と賜り、丹波國に居る、後數世を経て康頼に至り、姓を丹波宿禰と賜はる、醫術尤も精し、即ち雅忠の曾祖なり、祖を重雅、父を忠明と曰ふ、並に典藥頭侍醫たり、忠明は長徳中、安倍晴明等と俱に盛名あり、作て藤原道長の邸に忠明、晴明及び源頼光、僧觀修等相會す、是れ晴明の恠異あるを報せしにより、道長諸人を聚めて自ら守れるなり、時に大和國より瓜を獻す、道長意疑て輒く食はず、晴明爲に卜して瓜中竊あるを判す、觀修呪を唱ふるに瓜跳轉して止まず、忠明之を斂して乃ち止む、頼光刀を以て之を斷つに、小蛇中に在り、斂其目に中り、刀其頭に中る、道長深く喜び數氏と共に忠明を重んず。雅忠は祖父の業を繼ぎて初め醫學得業生となり、長元七年課試を奉ず、曾祖康頼以後、課試久しく廢せしが、是に至りて復た行はる、明年權醫博士となり、長久の初め備後介を兼ね、永承中掃

部頭に任せらる、時に後冷泉帝不豫なり、雅忠藥を進めて効あり、褒賞して従四位下を授け、侍醫に任せらる、累進して典藥頭右衛門佐に至る、白河帝の承暦四年新羅の國使來て曰く、國王の后病ひあり、天明良醫丹波雅忠あるを聞く、願はくは遠く假りて以て診治を託するを得んと、即ち公卿に下して其遣否を議す、衆議紛々として決せず、源經信後れ到りて曰く、侍醫は遣る可からずと、議乃ち定り、其使を謝す、時に大江匡房報書を作る中に曰るあり。

雙鯉鳳池の波に達し難し、扁鵲豈に雞林の雲に入らんや。

と、爾來世人雅忠を稱して日本の扁鵲となす、寛治二年年六十八にて歿す、初め後朱雀帝瘡を患ふ、典藥頭和氣相成診して曰く、膿水止りて癒んど、雅忠時に尙ほ弱冠なり、退て人に謂て曰く、恐らくは爲す可からざらんと、果して崩す、雅忠嘗て夢に童子に會ふ、曰く、汝の曾祖康頼懇誠我を祈る、我爲めに方書を護ること久し、今將に災厄あらんとす、汝之を戒めよと、雅忠驚き痛めて之が備をなす、未だ幾ばくならずして火災あり、方書遂に災を免る。

### 大江 匡房

我王朝の盛時、文教を以て世襲となすもの菅家、江家の二家あり、菅家は道真の出るに因て高名

一世を風靡す、而して江家齊々たる多士ありと雖も、其穎才博識なるは匡房の右に出るものなし、匡房幼にして穎悟、四歳にして書を讀み、八歳にして能く史漢を讀む、文辭は父祖に及ばずと雖も、才學優長にして、古今に博識なるは、獨り江家のみならず、蓋し當代を通じて世に若くものなし、匡房は信濃權守成衡の子にして、曾祖を式部大輔匡衡と云ふ、匡衡の妻は即ち赤染衛門にして其長子は即ち擧周なり、匡房既に祖先來文學の家に生れて其薰陶を受け、加ふるに天資の英才を以てす、學識一世に冠絶する又偶然にあらざるなり、匡房十一歳にして詩を賦し神童と稱せらる、權大納言源師房嘗て試に之を望む、匡房筆を授りて立るに作る、師房奇として後冷泉帝に呈す、帝大に感賞して學料を賜ふ、關白頼通、宇治に平等院を創する時、正門北に向ふ、頼通類例を師房に問ふ、師房知らず、試みに匡房に問ふ、匡房時に尙ほ幼なり、古詩に據て天竺の那闍陀寺、震旦の西明寺、本朝の六波羅密寺皆な正門北面の例を擧ぐ、頼通感賞其才に服す、既にして文章得業生に補せられ、對策及第して従五位下に叙し、式部丞に任せらる、才を負て世を憤り跡を山林に晦まさんとす、權中納言藤原經任諭して曰く、卿は命世の才なり、何ぞ自愛せずして遽に此に到るやと、匡房乃ち止む、時に後三條帝東宮に在り、匡房を擧げて學士となし、喜で之を遇す、匡房家貧しく、衣を借りて、版位に着き、日夜左右に侍して文學を講論す、帝即位の日、

藏人に補し、尋で左衛門權佐となる、累進して左中辨に移り、後年正二位中納言に任せられ、太宰權師を兼ね、帝嘗て幣を伊勢に奉せんとし、親ら祭文を草し、之を匡房に示す、文中、朕即位以來敢て私語せずの句あり、匡房曰く神は欺き罔ゆべからず、請ふ聖念を垂れ給はんことをと、帝色を作して曰く、朕何の私かあるやと、匡房曰く前に藏原實政を以て左中辨となす、豈に隆方を超へずやと、帝默然として罷む、實政は參議有國の孫なり、嘗て帝の爲めに侍讀して甚だ眷遇せられ其順序を超ゆ、故に匡房之を言へり、承歷年中、新羅醫を我邦に請ふ、廷議其無禮を以て遣らず、匡房をして返牒を作り、之に報せしむ、文中、扁鵲云々の語あること雅忠傳に記すが如し、世傳て古今の名句となす、是より先、匡房頼通の第を訪ふ、偶々源義家亦頼通を過ぎて陸奥の軍事を談ず、匡房、義家の兵學に通せざるを惜む、義家後就て其教を乞へり、承德元年太宰權師となり、天永中病を以て祝髮し、晩年其日録を焼き同二年壽七十一にて薨す、世に江の師と稱す、匡房意を國家の典章に留め、傍ら兵學に通ず、後三條帝の未だ太子爲りし時、導くに徳を修め、國を治るの要を以てす、其即位の後は荐りに弊政を革め、天下大に治りしは匡房の進言又與て力らありと謂ふ可し、白河帝亦獨り匡房を擢用す、而して出て太宰權帥に任せらるゝもの二たび、後京に歸る人に謂て曰く、余鎮西に在りて得る所の雜賄密に其貨に識し、當に受く可きと否ら

ざるを分ち、之を二艘に載せて海を渡る、一船覆没す、非野の貨船無事にして到る、世己に瀟季、神も亦豎なしと、是れ世を憤るの寓言なりと云へり、薨する時、中納言宗忠歎惜して曰く、斯人八葉の儒家、三世の侍讀、朝の樞要、文の燈燭なり、國家良臣を失ひ、天下明鏡を亡ふと、其世に重んぜられしこと以て見る可し、著書江家次第、江談抄、江都督集の數篇あり。

### 源 義 家

嵯峨帝の時、田村磨莖じて以來、武將の世に名あるもの寥寥晨星の如し、而も朝廷安康を得たるは、聖天子上に在りて心を治術に盡し、賢臣下に在りて之を補佐せしが爲めなりと雖も、要は中央集權の制にして、地方の豪族未だ其勢力を張ること能はざりしに因れり、然るに藤原氏攝關となりて以來其私福を圖らんが爲めに、競ふて多くの莊園を領し、正税を朝廷に輸せずして、部下に私恩を賣れり、故に武力あるものは藤氏の門下に屬して、同く地方に實利を養ふ、彼の源平二氏の如きは又其一なり、初め朱雀帝の時、天慶年中平將門東國に反して八州を領するや、平貞盛之を討て功ありと雖も、其一門朝廷に顯はるること能はず、源經基又其役に參加せしも、依然關外に官たり、故に二氏の子孫皆な地方に力を展べしが、後源氏は専ら藤氏の爪牙となり、藤氏は之に



因て其志を達する便を得たり、後三條帝藤原氏の權を抑へ、尋で白河帝の朝に及んでは天子武臣の勢力を殺がんとすると同時に、之を利用して藤氏との關係を絶たしめんと圖れり、而して能く奉公の誠を致して、武名を古今に輝せし豪傑を源義家となす、故に經基以來驍勇を以て鳴るもの滿仲、頼光以下數人ありと雖も皆な取らずして、義家を舉げ、茲に其傳を叙せんと欲す、圖贊に曰く。問を好で古兵法に通ず、況や復た射て三甲を貫く、雁行亂て伏軍を知り、烏銃鎮て妖氛を消す。と義家一代の要は右に盡すと雖も、其重なる類は此數語に包めり。

義家は伊豫守頼義の長子にして、幼名を源太と云ふ、初め頼義、八幡大神に靈劍を賜ふと夢む、覺て之を異なりとす、既にして其妻懷胎し義家を生む、年三歳甫て石清水の神前に元服を加ふ、因て八幡太郎と號す、人と爲り、勇武、明決最も騎射に精し、後冷泉帝の永承六年夷俘の酋長、安倍頼時陸奥の六郡を盜有して、叛を圖る、朝廷即ち源頼義に命じて之を討たしむ、當時義家軍に従ひ爾後驍名尤も顯る、此歳頼時一旦降人となり、尋で其子貞任の罪を得たるを以て再び叛し、天喜五年に至て戰歿す、貞任其衆を率て屢ば頼義父子に抗す、同年冬義家父に従つて、徂て貞任を征す、貞任亦柵を出て激へ戰ふ、時に風雪凜冽、道路艱難、加ふるに糧盡きて、人馬の斃死するもの算を亂すが如し、頼義の兵衆多くは散亡して、餘す所僅に六騎のみ、賊軍之を奇貨と

し、左右挾擊勢ひ波濤の激するが如し、義家時に年二十、驍勇絶倫、騎射神の如く、連箭必す數人を斃す、賊兵驚き避けて曰く、是れ八幡太郎なりと、六騎敢戦して圍を破り國府に還る、佐伯經能之に死せり、康平五年出羽の住人清原武則、兵一萬を率て頼義に従ふ、義家父と共に其軍を領し、小松柵を破つて其將僧良照及び宗任を走らす、貞任精兵八千に將として來り戰ひ復敗れて磐井川に過き、尋で衣川の關を失ひ、遂に鳥海柵に遁る、世に傳ふ此役や義家、貞任を追ふこと急にして一箭之を斃さんと欲す、而も敗將を射るを感んで曰く。

衣のたては綻びにけり、衣のたては綻びにけりと。

貞任背後を顧みて曰く、

としを經し糸の亂れのふるしさに

と、義家貞任の優雅の心あるを感じ、箭をはづして引還せりと謂りへ、貞任又厨川の柵に入て和歌を詠じて曰く、

昨日たち、今日きてあはれ衣川

やふれしすをもさけのぼるらん。

と、己にして義家父子鳥海柵を攻むること益急なり、陣を厨川の城下に進め、日夜連戦す、而し

て城寨恭時、夷賊固く守り弩を發し、石を投じ、或は沸湯を沃ぐ、官軍死するもの數百人、賴義村屋を壊ち、城湍を埋め、草を積むこと山の如くし、火を放つて之を焚く、會々暴風吹き起り、烟焰城を掩ふ、賊軍奮闘尤も努む、義家頻りに賊を敗るに敵箭其馬に中る、藤原保則賊の馬を奪ひて、之に授く、義家勇戦連射、向ふ所皆な披靡す、賊軍嘆じて神となす、貞任陳歿し、十二年間の兵亂初て平ぐ、此役や、賴義の劃策宜を得たりと雖も、義家の功亦巨多なり、故に功を以て從五位下に叙せられ、出羽守となる、貞任誅滅の時、弟宗任、義家に降り常に左右に侍す、一夜義家の車に乗りて出づるを機とし、父兄の仇を復せんとして、刀を抜て之を窺ふ義家睡眠恍として車中に安臥す、宗任其勇膽に服して衷心之に仕ふ、義家一夜徹服して人家に宿す、宗任一人相從ふ、留て中門に在り、其夜雨甚聞し、劫盜數十人あり、炬を持って門を窺ふ、犬吠て中門より出づ、宗任試に驍目の小箭を以て犬を射る、犬吠て且つ走る、復射る、再び中る、義家内に於て誰ぞと問ふ、應て曰く宗任なりと、義家曰く注矢の疾き、何ぞ乃ち輕躁なると、盜之を聽き相驚て曰く、咄々八幡公在りと乃ち逃る、義家嘗て關白頼通の第を過ぎりて陸奥の軍事を談ず、博士大江匡房坐を隔て、之を聞て曰く、好漢惜むらくは兵法を知らずと、宗貞微に其語を聞き、愠て義家に告ぐ、義家、笑て曰く、夫れ或は然らんと、匡房の出づるを見て、車に就て禮拜し、師と

して兵法を學ぶ、承暦三年右兵衛尉源重宗、散位源國房と兵を美濃に構ふ、義家に詔して之を討たしむ、重宗聞て遁望す、既にして重宗、國房と兵を合して義家を拒ぐ、義家遂に重宗を誅す、永保元年園城寺の僧徒、延暦寺を攻む、義家又詔を奉じて之を鎮撫す、同三年陸奥守となり、鎮守府將軍を兼ね、時に藤原清衡、及び家衡、陸奥の豪族清原眞衡と兵を構へて相戦ふ、義家急に任國に趣き、眞衡を助けて家衡を出羽に攻む、利あらずして還る、家衡の叔父武衡、義家の敗を聞き、兵を起して家衡に應じ、謀を合せて金澤の柵に據る、寛治元年九月、義家自ら數萬騎に將として金澤の柵を攻む、敵伏を設けて之を待つ、義家遙に雁行の亂るゝを見て、其伏あるを知り、兵を縱つて之を探り、悉く敵を殲し、進んで柵を圍む、時に弟義光新羅三郎と稱し、京師に禁衛す、乃ち朝に請ふて趣き救はんと欲す、而も許されず、因て潜行し、日夜兼行す、是より先、義光笙を豊原時光に學ぶ、時光卒する時、其子時元尙幼なり、秘曲未だ授く可からず、乃ち義光に大食の入調を授く、是に至て時元驛を逐て馳せ至り、與に俱にせんことを請ふ、義光屢ば謝すれども肯んせず、行て足柄山に及び、辭喻再三猶肯んせず、義光忽ち其意を悟り、路傍の荆を薙き、二楯を布きて座を分ち、乃ち胡録の中より、時光の書き與ふる所の大食入調の譜を出し、之を示して曰く、子の我を追ふは必ず此事の爲めならん、吾れ前途を急ぎて之を覺らず、

今夜圖らず其意を知れりと、悉く秘曲を授けて相別れ、急行して陸奥に到り義家に謁す、義家驚喜其手を執て曰く今日汝に面するは宛も先人を視るが如しと、共に力を戮て之を攻む、時に義光の部下に季方なるものあり、豪勇無比と稱す、武衡、家衡之を聞て貨誘せんと欲し、敬で季方を延請し、乃ち千金を贈て曰く、願くは奉じて以て壽を爲んと、季方受けず起ちて將に去らんとし、大に罵て曰く、今卿等が家を籍滅する眼前に在り、然ば此貨も亦皆な我囊中の物のみ、何ぞ汝に受んやと、賊膽を破りて還る、又義家の臣に平景政あり、鎌倉權五郎と稱す、年甫で十六、我前鋒となりて金澤の壘を攻む、賊箭其目を貫く、景政其賊を射殺し、然る後、人をして其箭を抜かしむ、義家軍士を饗する毎に甲乙の席を設け、勇怯を分ち座せしめ、饌も亦之を異にす、以て戰功を勵すなり、而して季方の勇三軍に冠たり、饗する毎に必ず甲席に坐せり、已にして柵固くして抜けざりしも、敵糧食に乏しく、武衡先づ義光に就て降を乞ふ、義家聽かず、賊の老弱婦女城を踰て遁逃す、二衡其保つ可からざるを知り火を城に放つて奔る、官軍追撃之を殲す、武衡恐懼して策の出るを知らず頭に蘆藻を蔽りて池中に潜匿す、追兵覺て之を斬る、家衡微服奴となりて亡く、亦射殺せらる義家共黨四十八人を斬る、奥羽乃ち平く、同五年藤原實清、清原則清と河内の田園を争ふ、義家、義綱各之を左右し以て相下らず、互に攻伐せんとす、朝廷議して曰く、恐ら

くは天下の變を生せんと、詔して義家の兵士京師に入るを禁じ、又諸國の百姓が田園の公驗を義家に托するを制止す、事遂に寢む、嘉保三年堀河帝瘧を病む、義家に詔して常直せしむ、夜間黒弓を張り弦を鳴すこと三たび帝の病立るに癒ゆ、嘉承元年病を以て崩髪し、天仁元年に至て卒す、年六十八、官位甚だ卑く、正四位左兵衛權頭に過ぎず、而も東國に勢力を得ること宰臣だも及ばず、後世源氏の起る一に義家の士民を撫育せしによれり、初め義家父に従つて軍に在り清原武則、堅甲三領を聚めて的となし其射を試んことを請ふ義家一發三甲を貫く、武則曰く、神なり、人の及ぶ所にあらずと、益之を畏懼す、義家英略世を覆ひ、機智神の如く、超提絶倫なり、又和歌を善くす、勿來の詠の如きは今に人口に膾炙せり。

源 爲 朝

後白河の朝、源爲義、崇徳上皇の召に應じて其邸に參じ、其子義朝及び平清盛等と兵を交す、是れ源氏の末路にして一族の不明笑ふに堪へたり、而して其間に立ちて智あり、勇あり、義あり、涙あるものを求むれば獨り爲朝あるのみ、蓋し源家は初め藤氏を助けて自己の勢力を張りしが、後冷泉以後稍や朝廷に用ひられて、犬馬の勢に服せしも、其實は常に勞苦の大なるに伴はざりし

を以て、依然自家の勢力附殖に務めぬ、故に朝廷更に之を疎んじて堀河帝の末より、後鳥羽帝の初に於ては源平己に其地位を換へ、朝廷は主として、平家を採用し初めたり、去れば崇徳上皇の爲義に依頼し、後白河帝の義朝を招かれしが如きは素より信任ありて之を重用せんと欲せしにはあらず、隨て爲朝の獻策行はれず、義朝の助命聽かれざりしは怪むに足らざれども、其結果は朝廷却て平氏の爲に乗せられ、忽ち兵權を失ひて、鎌倉以後永く虚器を擁し、徒らに武臣の跋扈を致せしこと皇家の爲めに深く悲しまざるを得ざるなり、要するに詐術を以て事を行ふものは其反動真に測る可からざるものあり、白河以後の源平二氏を御する又此手段を弄せしに似たり、然れども是等の論は茲に要なし、故に君臣情誼の如何は姑く措き、其子たり、弟たり、臣たるの職分を盡して、人倫破壊の社會に立ちて獨り屹然として世人の儀表と仰かれたる、英雄爲朝の事蹟を述んと欲す、是れ當時に在て他に卓絶せる人物あらざるを以てなり。

爲朝は源爲義の第八子にして、容貌魁偉、膂力萬人に絶す、身長七尺、眼光豺狼の如く猿臂長さこと四寸能く強弓を引き、幼より食牛の氣あり、年十三勇を待みて諸兄を凌鏖す、爲義其不順を嗔つて之を西海に放つ、爲朝豊後に住りて鎮西八郎と稱し、薩摩權守阿多平四郎忠景の女を娶り、薩摩、大隅を侵略し、轉じて肥後に入り、菊池を討ち從へて、筑前に入り、豪族原田を下し

て自ら九國總追捕使となる、此間大戰二十餘、小戰數度、城を落すこと數十にして九州を席卷す、勢ひ迅雷の如し、時に歳僅に十五なり、鎮西の諸國傲を馳せて其難を訴ふ、朝廷乃ち父爲義に命じて之を召しむ、到らず、因て宣旨を下して爲朝の兇惡、狼藉を責め、更に九州の將士をして之を討たしむ、皆な克つこと能はず、是に於て朝廷爲義を坐して其官を褫ふ、時に久壽二年なり、爲朝父の解官を聞き慨然として曰く、父を刑辟に陥るは不孝之より大なるはなしと、輒ち隨兵を散じて、勇士僅に二十八騎を從へ、自ら關に詣て罪を待つ、朝廷其志を壯として之を赦す、因て父の家に居る、保元々々崇徳上皇や位繼承の正しからざるを怒りて左大臣藤原頼長と謀り、兵を聚めて白河殿に據り、參議教長を遣はして爲義を召す、爲義固辭すること再三遂に已むを得ずして之く、爲朝又諸兄弟と俱に之を從ふ、時に年十九身長九尺、能く九石の弓を擲けり、上皇素より其名を聞く、之を召し見るに及んで果然熊罷の將なり、乃ち頼長をして策を問はしむ、爲朝對て曰く、先んずれば人を制し、後るれば人に制せらる、且つ少を以て衆を撃つは毎に夜戰に利あり、臣請ふ今夜高松殿を襲ひ、火を其三方に縱ちて一面を要撃し、變興を奉迎して茲に至らん敵中善く戰ふ者は願ふに阿兄一人のみ然れども一矢以て之を殛すを得可し、清盛等の如きは臣が鎧袖一たび觸るれば自から倒れん、此議直に決せば東方未だ明けざるに大事定まらんと、頼長肯